

W

N

E

S

縮尺
1:2,500

深浦町

津波災害警戒区域
(基準水位)

1 / 54

基準水位
(単位：メートル)
※基準水位の記載が無い区域は、
付近の基準水位を参考とすること。

町丁・字等境界

市町村界

出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
施設名称：深浦町指定緊急避難場所
図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第Ⅹ系 （単位：メートル）

<留意事項>

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。

○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

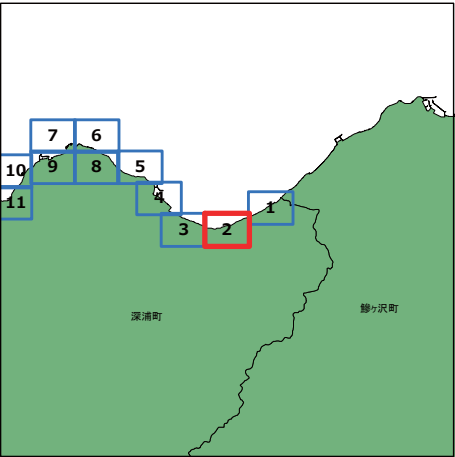
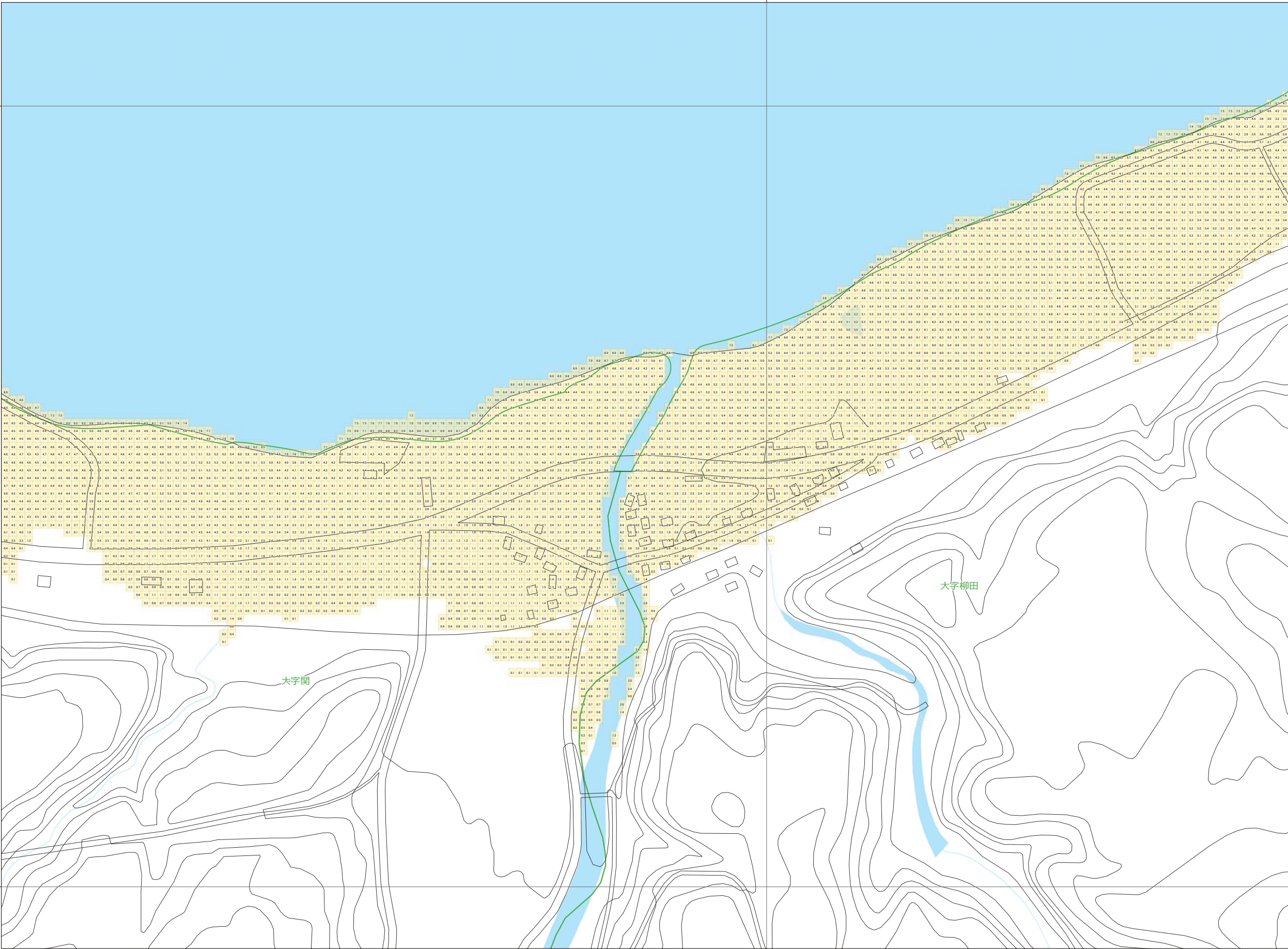
（下図参照）

【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。

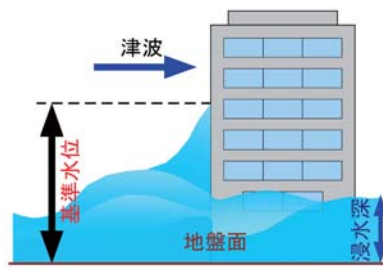
○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

（下図参照）



【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現状と異なっている場合があります。

【背景地図】

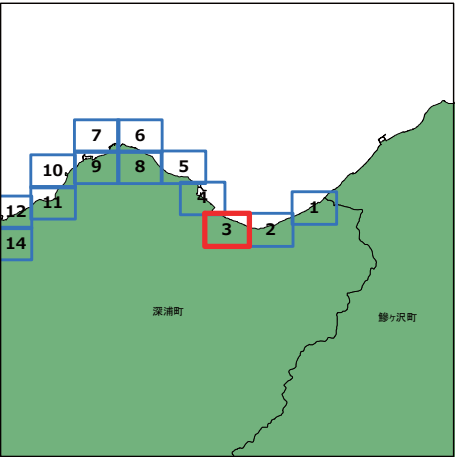
○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現状と異なっている場合があります。

出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
施設名：深浦町指定緊急避難場所
図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第Ⅹ系（単位：メートル）

	深浦町	2 / 54	町丁・字等境界	
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	





<留意事項>

【津波災害警戒区域】

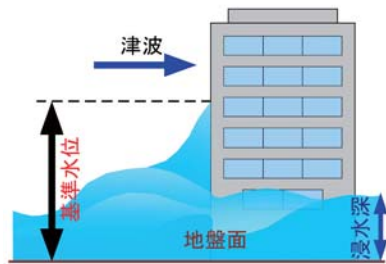
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

(下図参照)






【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高データ）」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

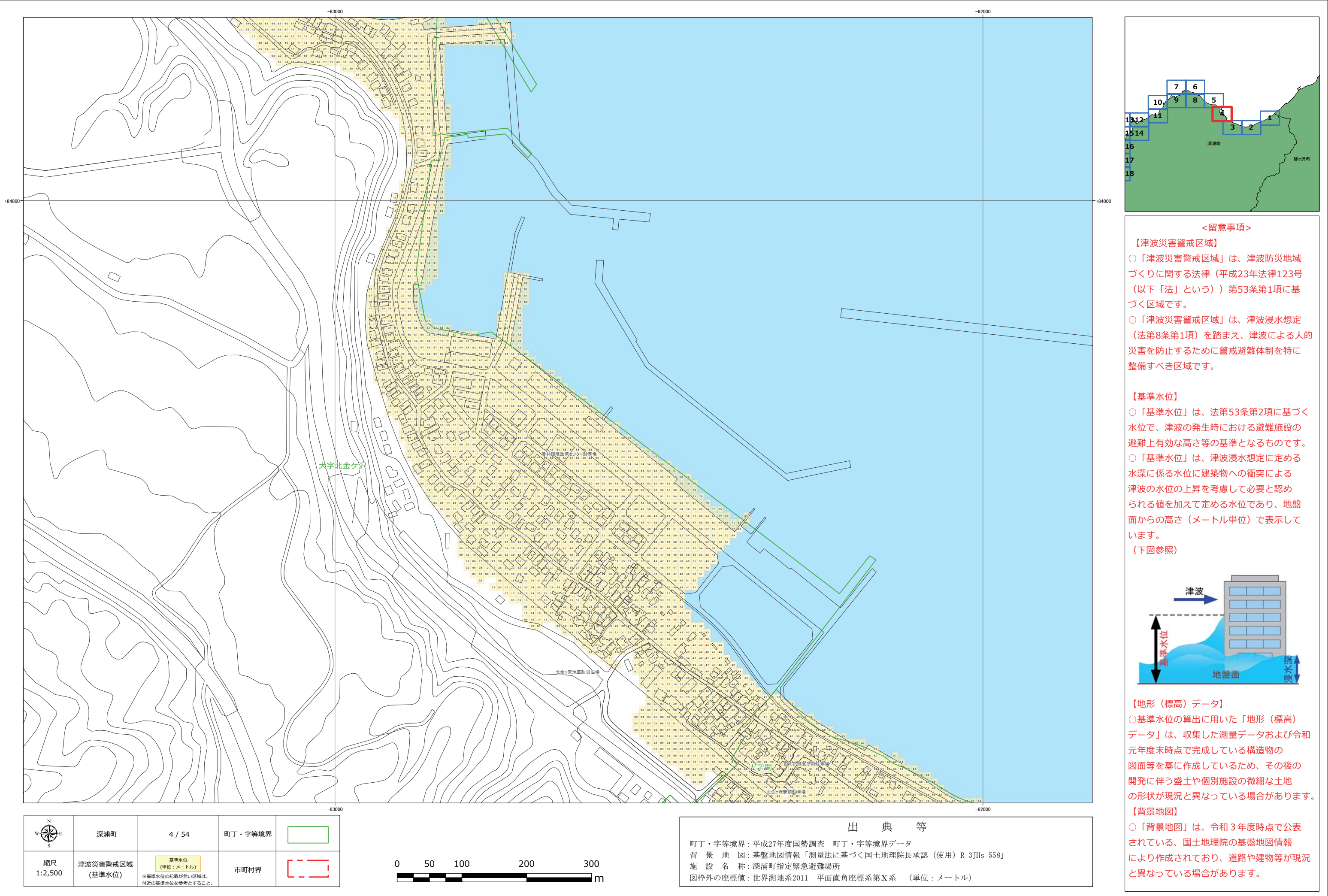
【背景地图】

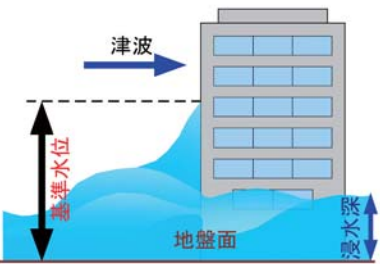
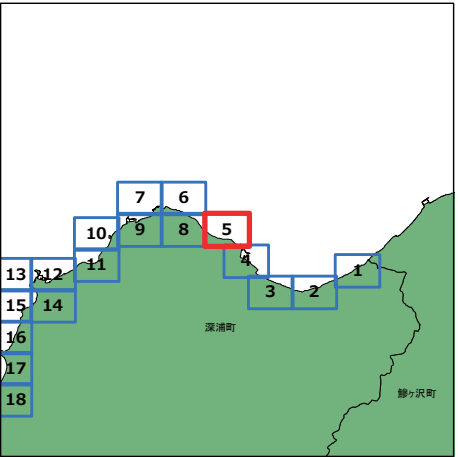
○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

	深浦町	3 / 54	町丁・字等境界	
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	<div data-bbox="359 1911 457 1917" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> 基準水位 (単位：メートル) </div> <p>※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。</p>	市町村界	

出典等

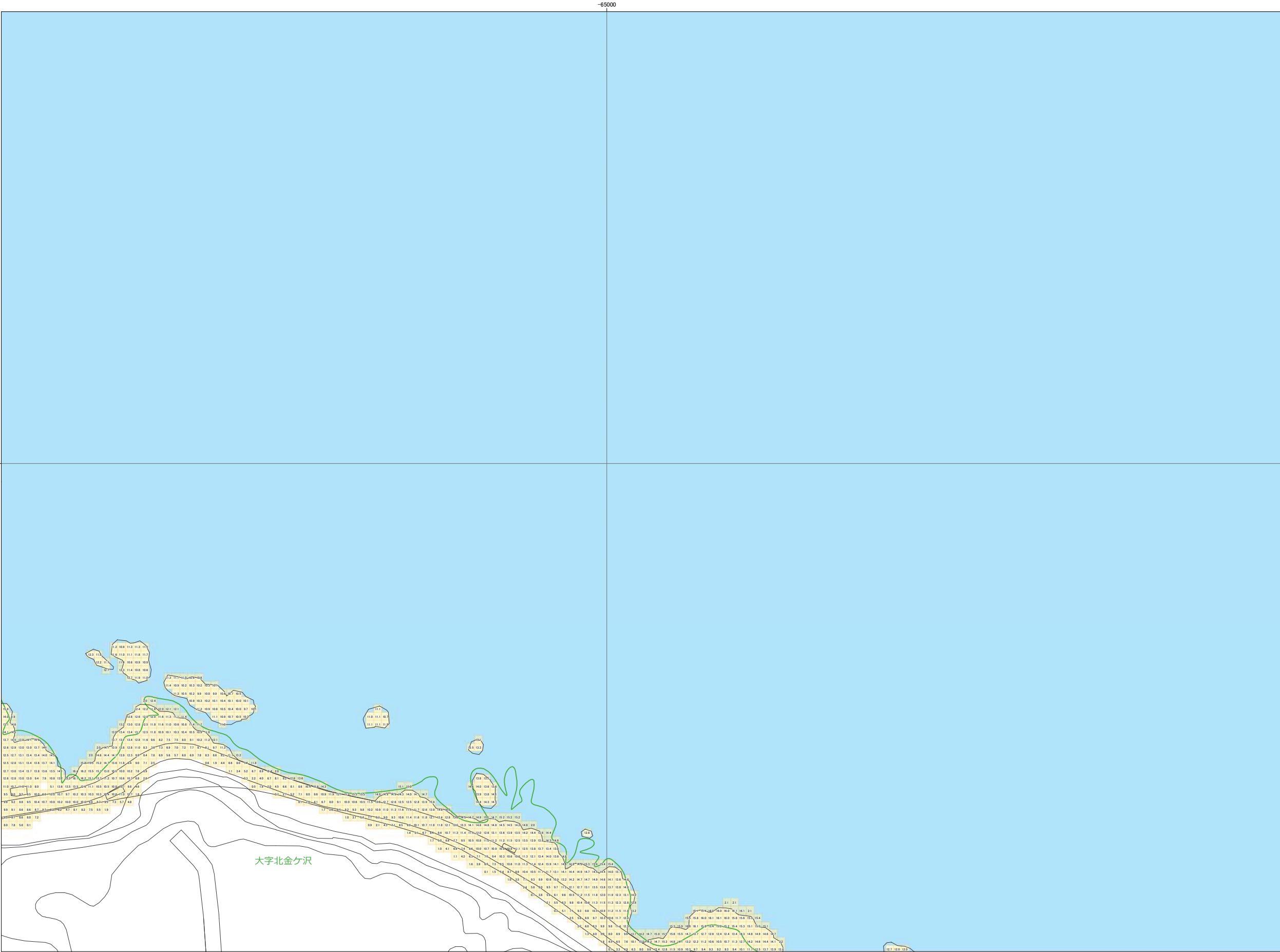
町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
背景 地 図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
景 設 名 称：深浦町指定緊急避難場所
図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第Ⅱ系 （単位：メートル）





○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

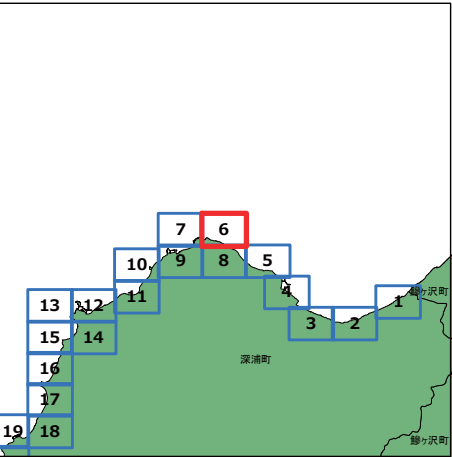
町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
 施設名称：深浦町指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第Ⅴ系 （単位：メートル）



	深浦町	6 / 54	町丁・字等境界	
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	



出典等
町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
施設名称：深浦町指定緊急避難場所
図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第Ⅹ系 （単位：メートル）



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。

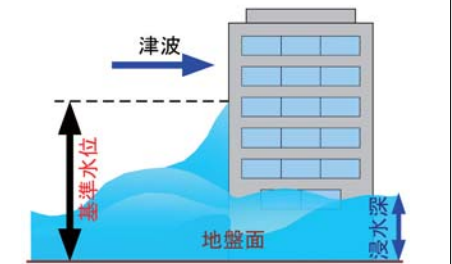
○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

（下図参照）

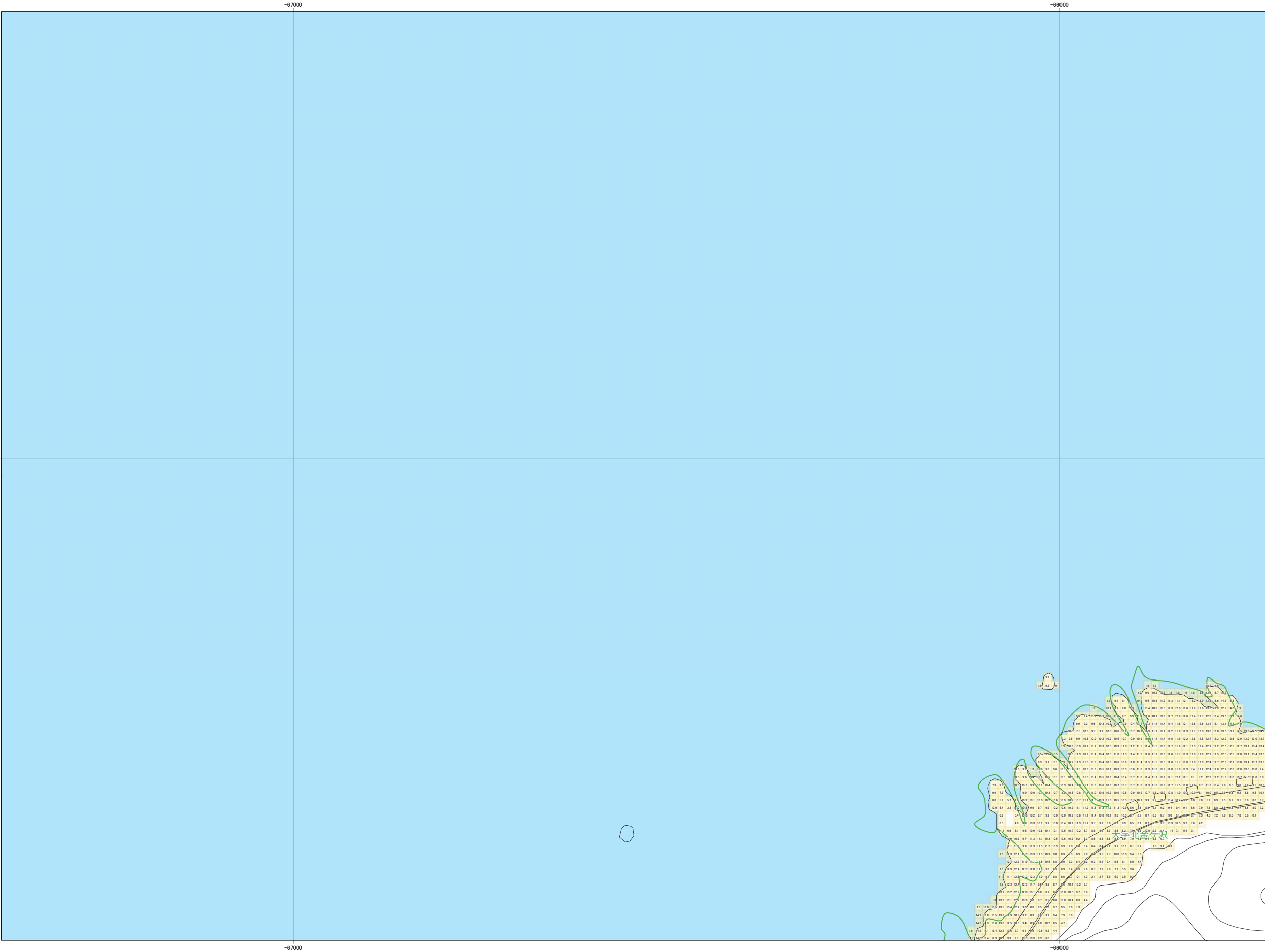


【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

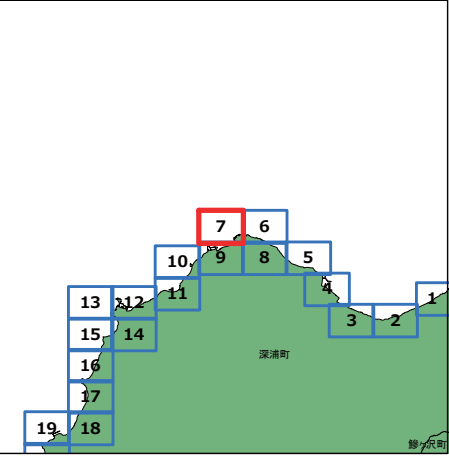
○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。



	深浦町	7 / 54	町丁・字等境界	
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	



出典等
町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
施設名称：深浦町指定緊急避難場所
図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第Ⅹ系 （単位：メートル）



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。

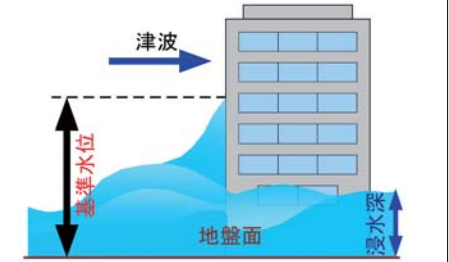
○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

（下図参照）

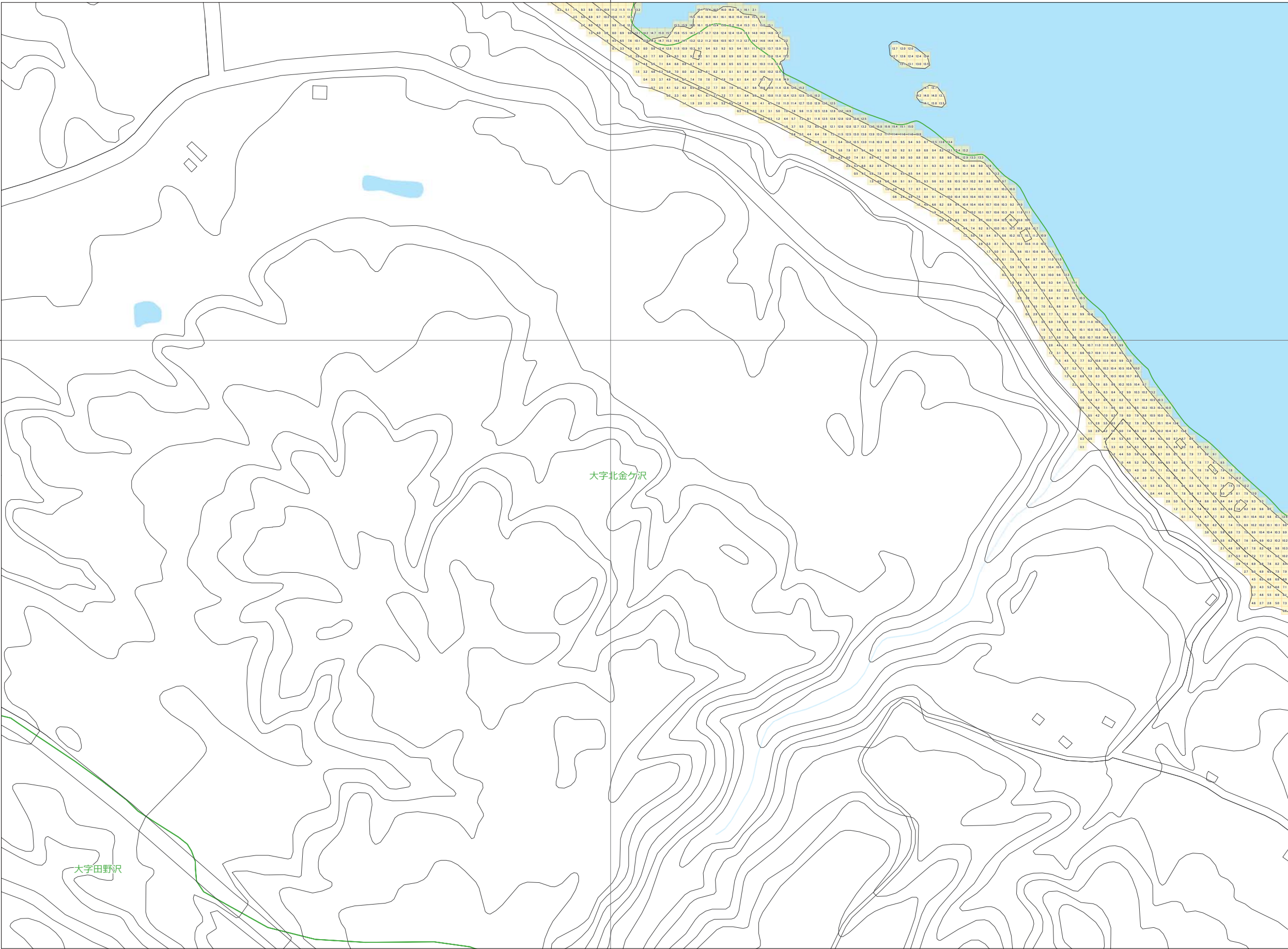


【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

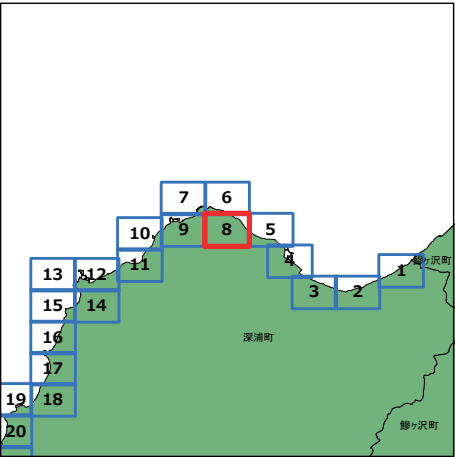
○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。



	深浦町	8 / 54	町丁・字等境界	
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	<div>基準水位 (単位：メートル)</div> <div>※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。</div>	市町村界	



出典等
町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
施設名称：深浦町指定緊急避難場所
図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第Ⅹ系 （単位：メートル）



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。

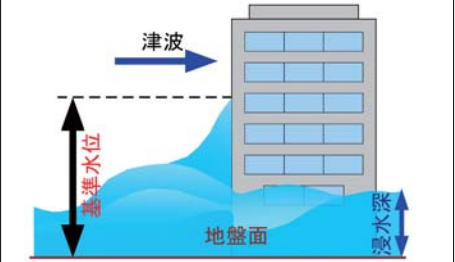
○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

（下図参照）



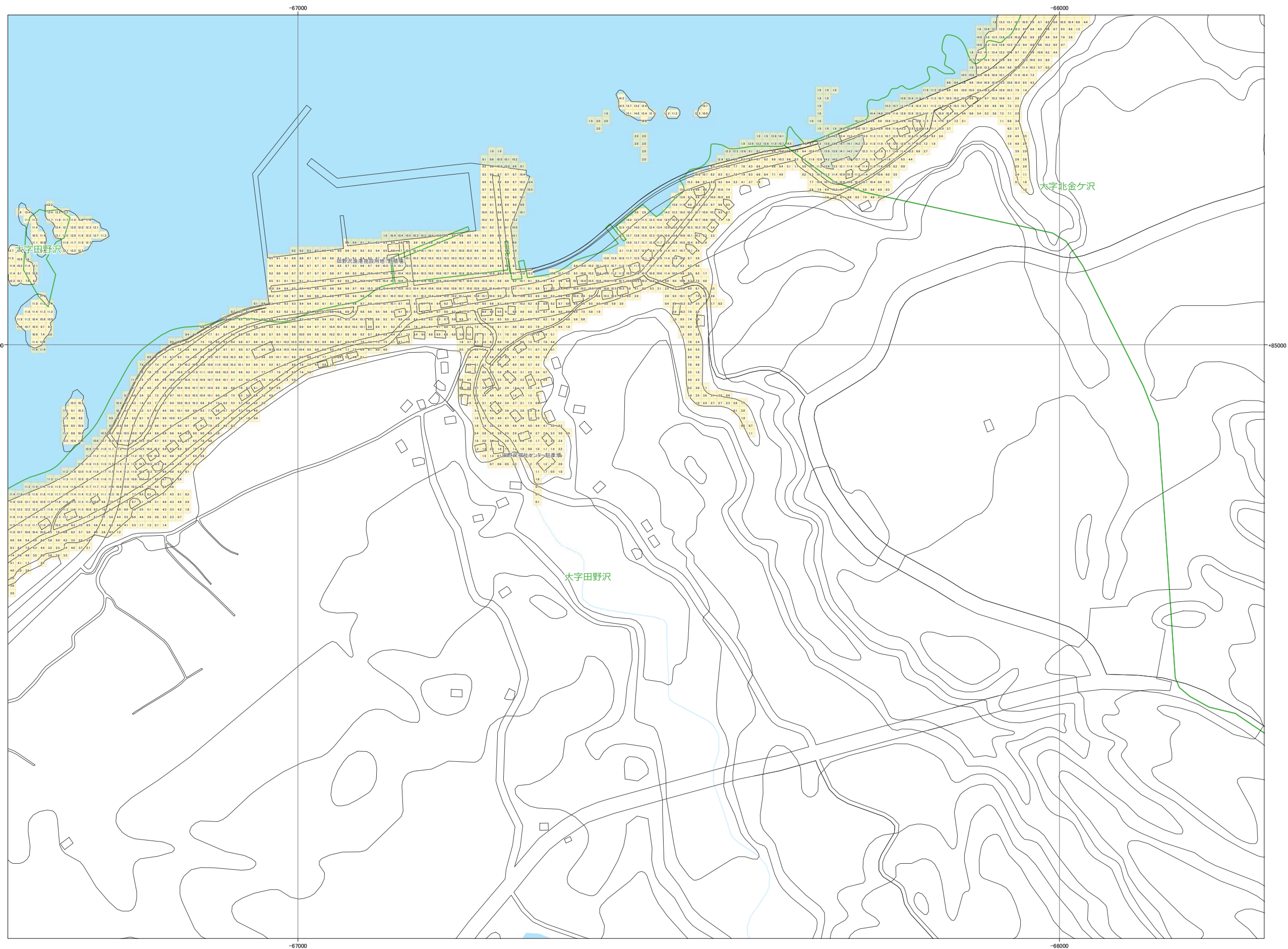
【地形（標高）データ】




○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

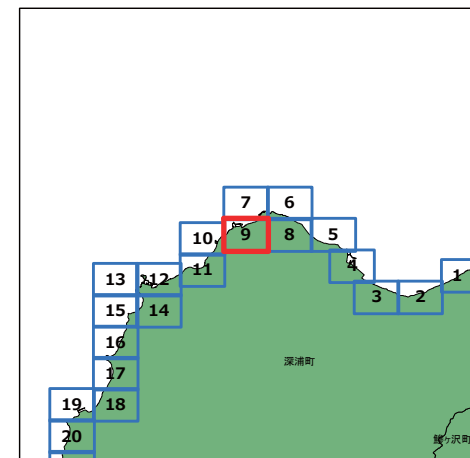
津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書



	深浦町	9 / 54	町丁・字等境界	
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	<div data-bbox="362 1911 448 1919" style="border: 1px solid orange; padding: 2px; text-align: center;"> 基準水位 (単位：メートル) </div> ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	

出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
 施設名称：深浦町指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第Ⅹ系 （単位：メートル）



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。

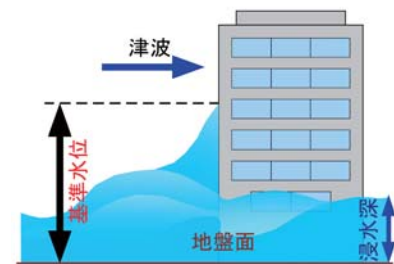
○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

(下图参照)



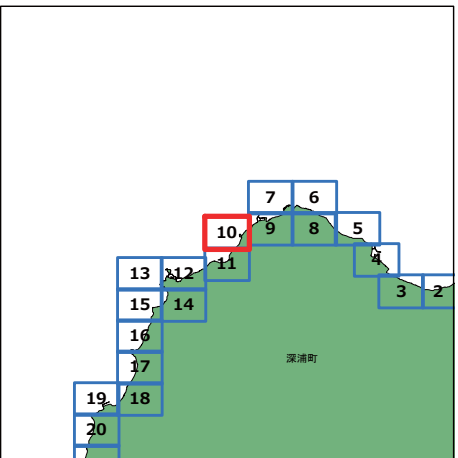
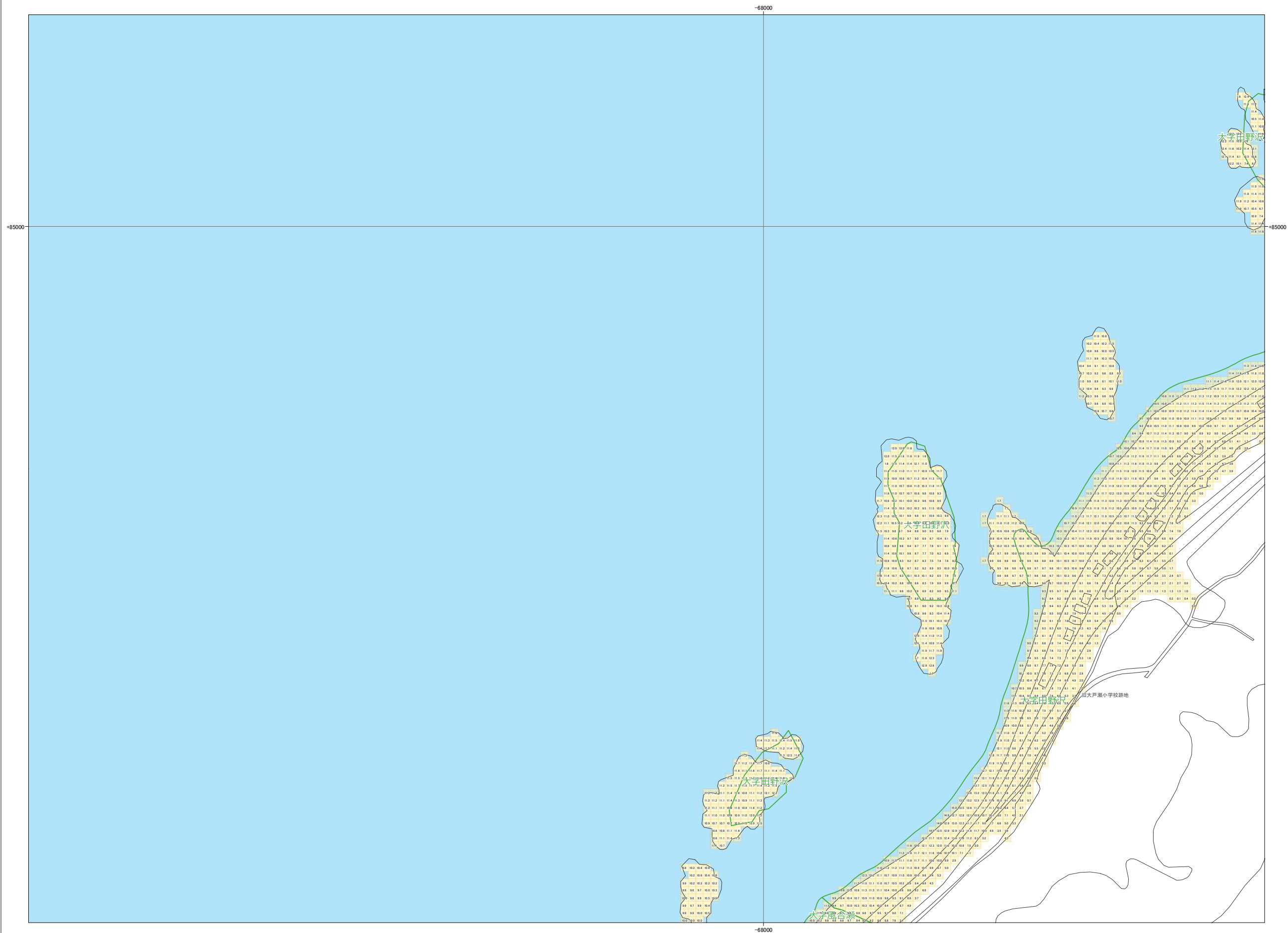
【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高データ）」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地图】

○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。

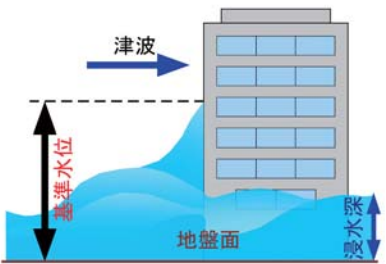
○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

(下图参照)



【地形（標高）データ】

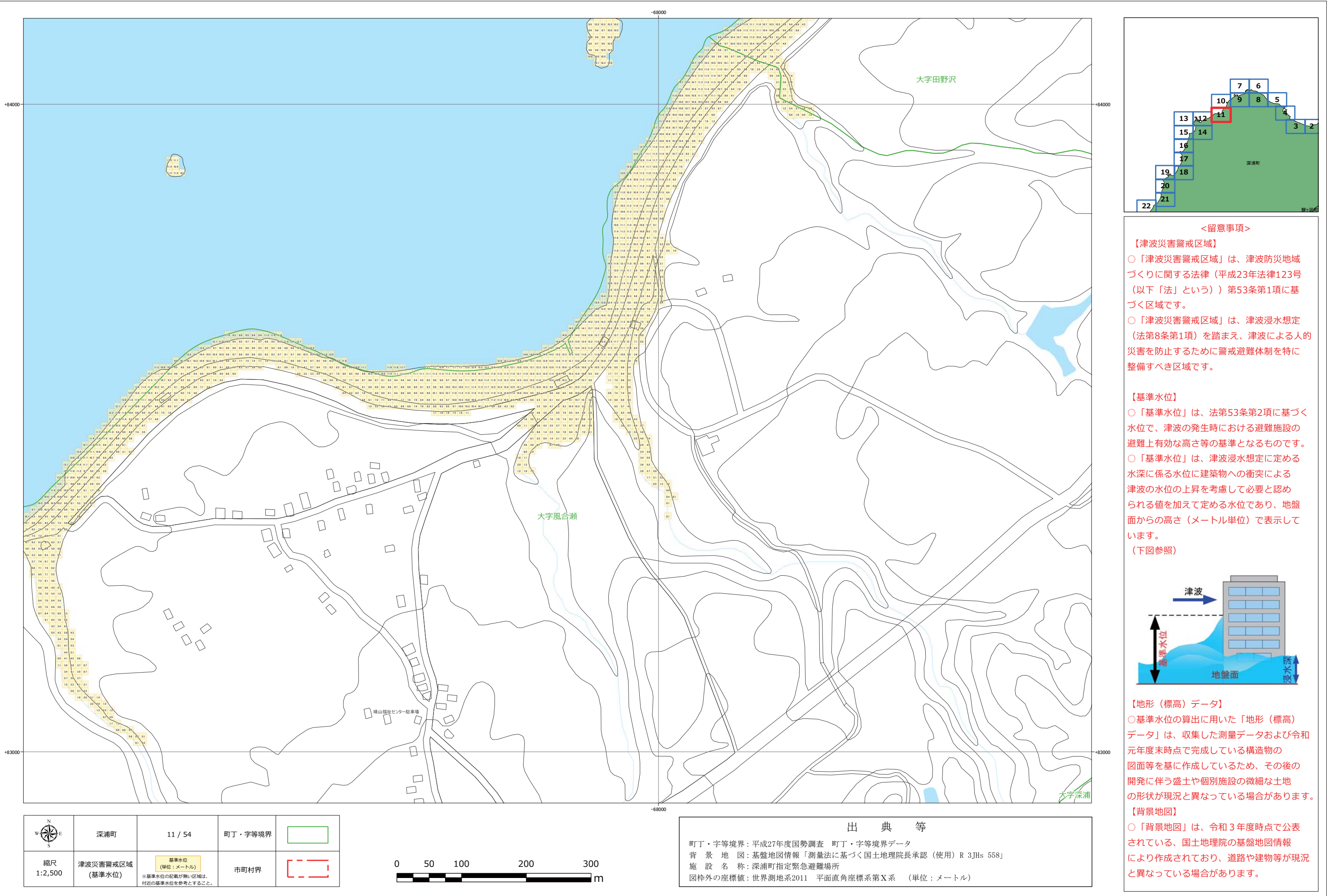
○基準水位の算出に用いた「地形（標高データ）」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

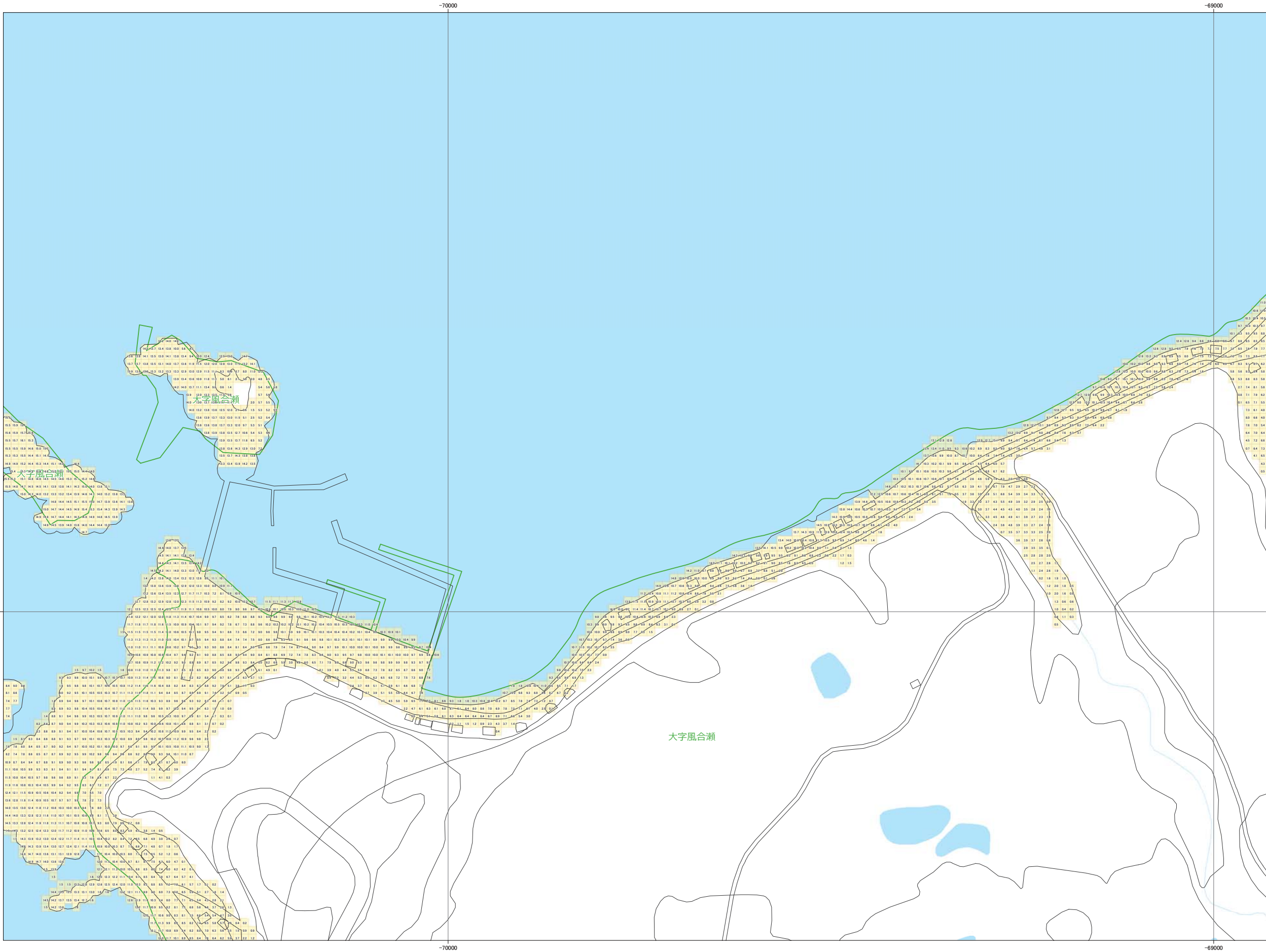
【背景地图】

○「背景地図」は、令和３年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
 施設名称：深浦町指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第Ⅱ系 （単位：メートル）





	深浦町	12 / 54	町丁・字等境界	
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	



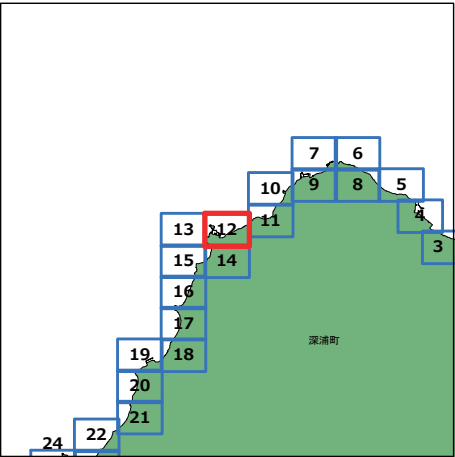
出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ

背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」

施設名称：深浦町指定緊急避難場所

図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第Ⅹ系（単位：メートル）



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。

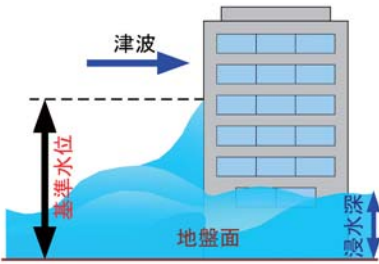
○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

（下図参照）



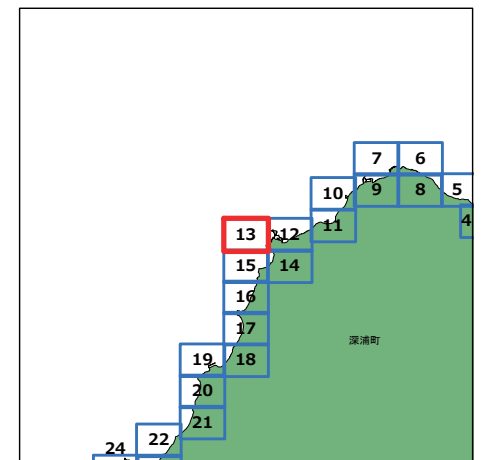
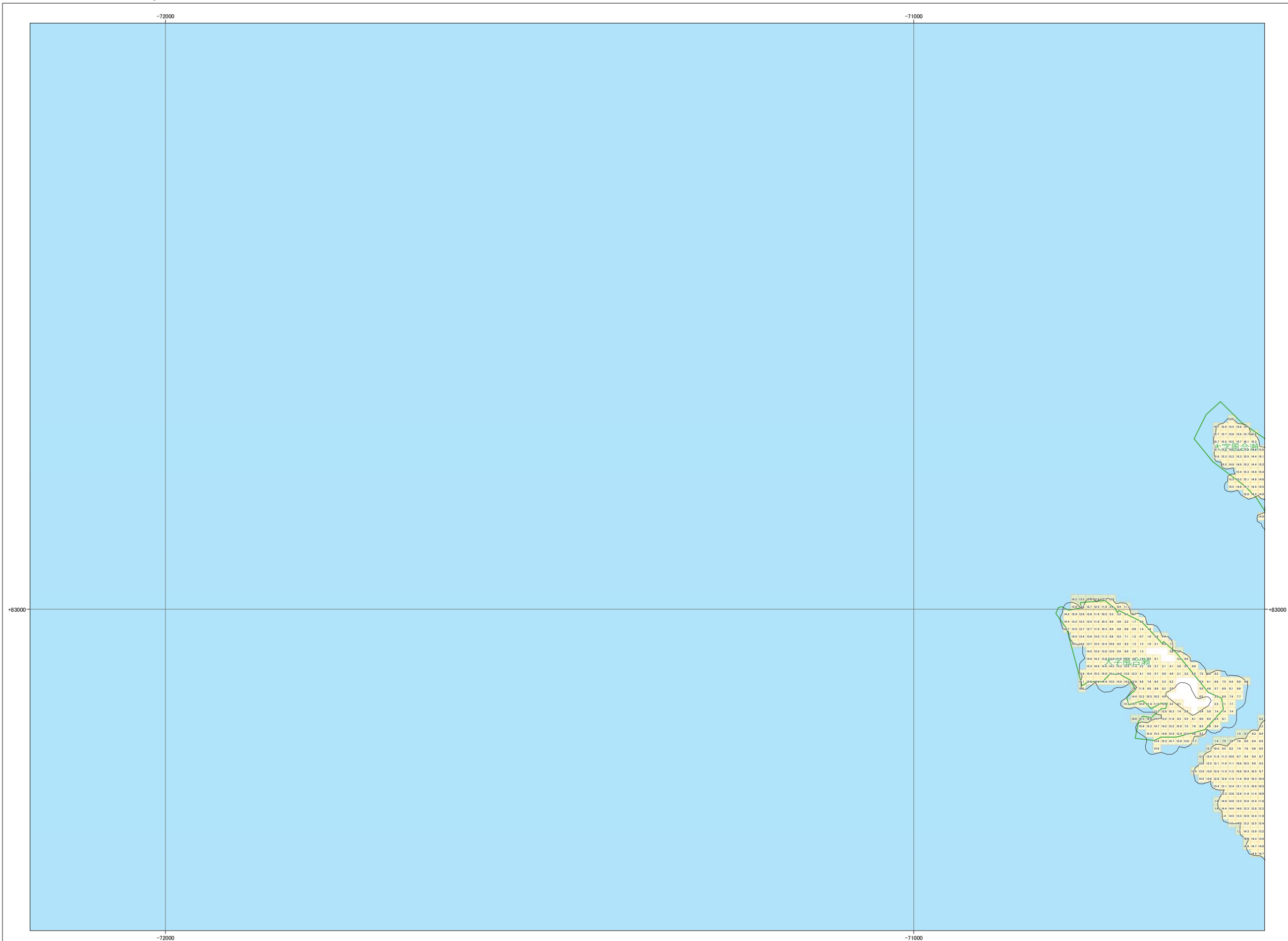
【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

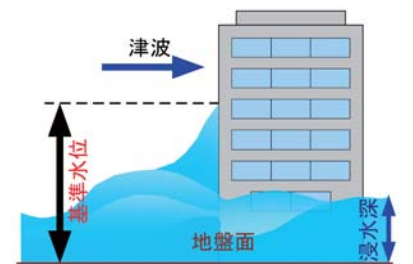
- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

(下图参照)



【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

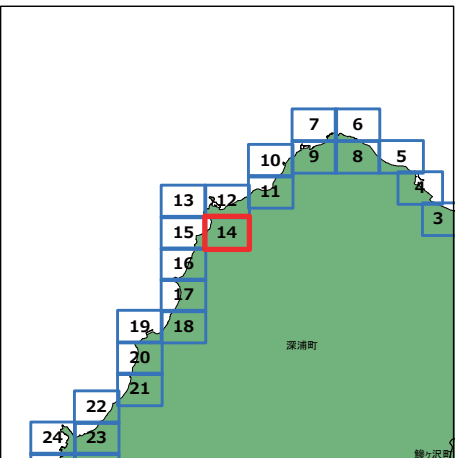
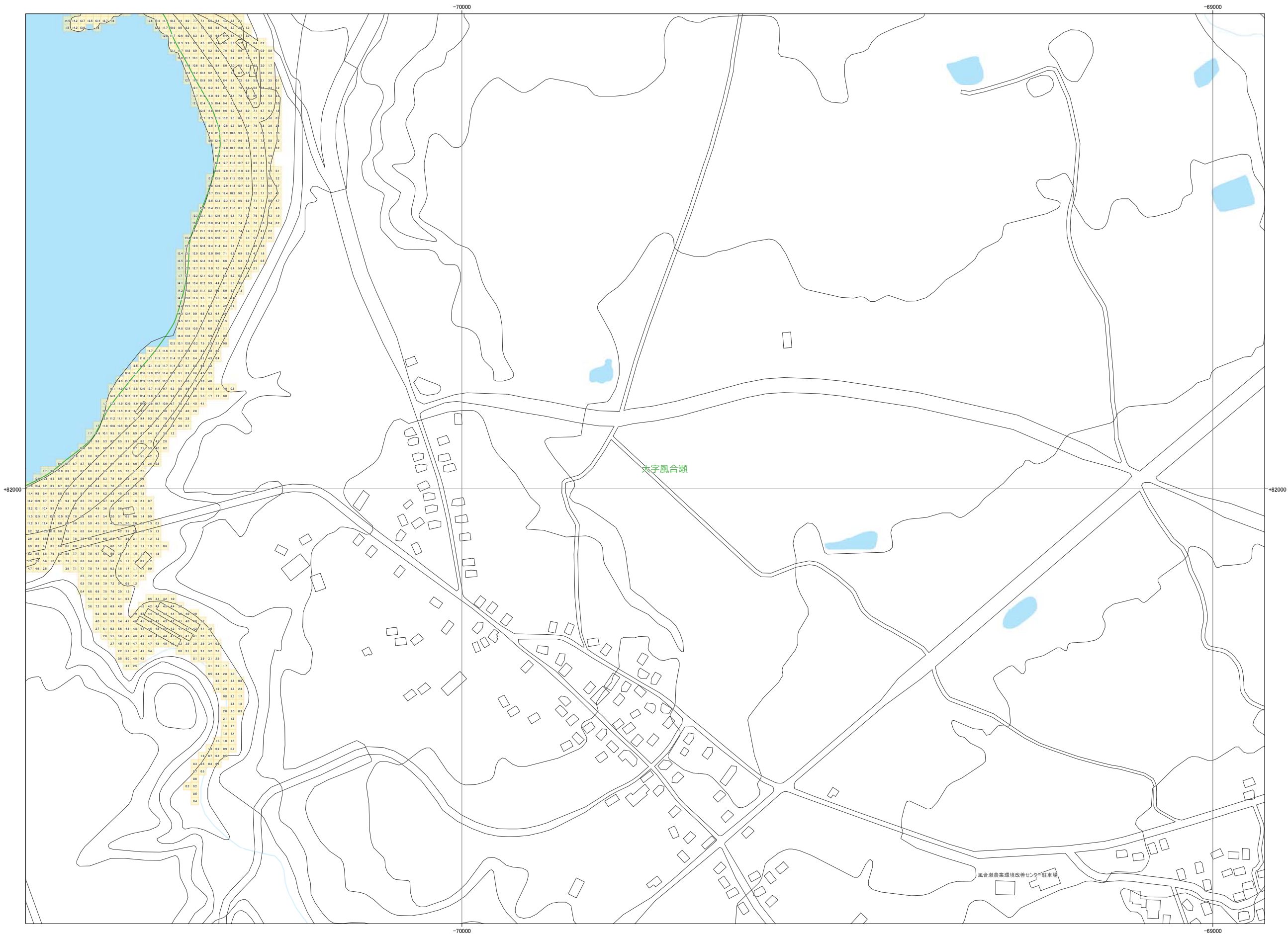
【背景地图】

○「背景地図」は、令和３年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
 施設名称：深浦町指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第Ⅹ系 （単位：メートル）

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。

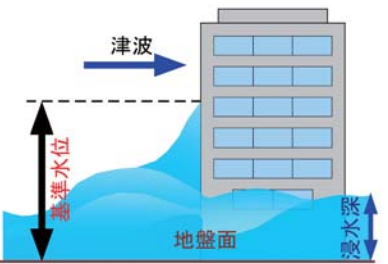
○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

(下图参照)

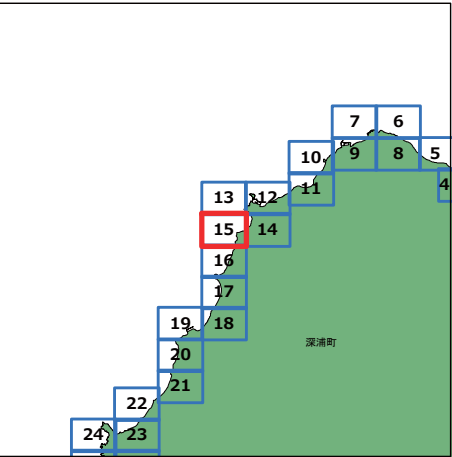
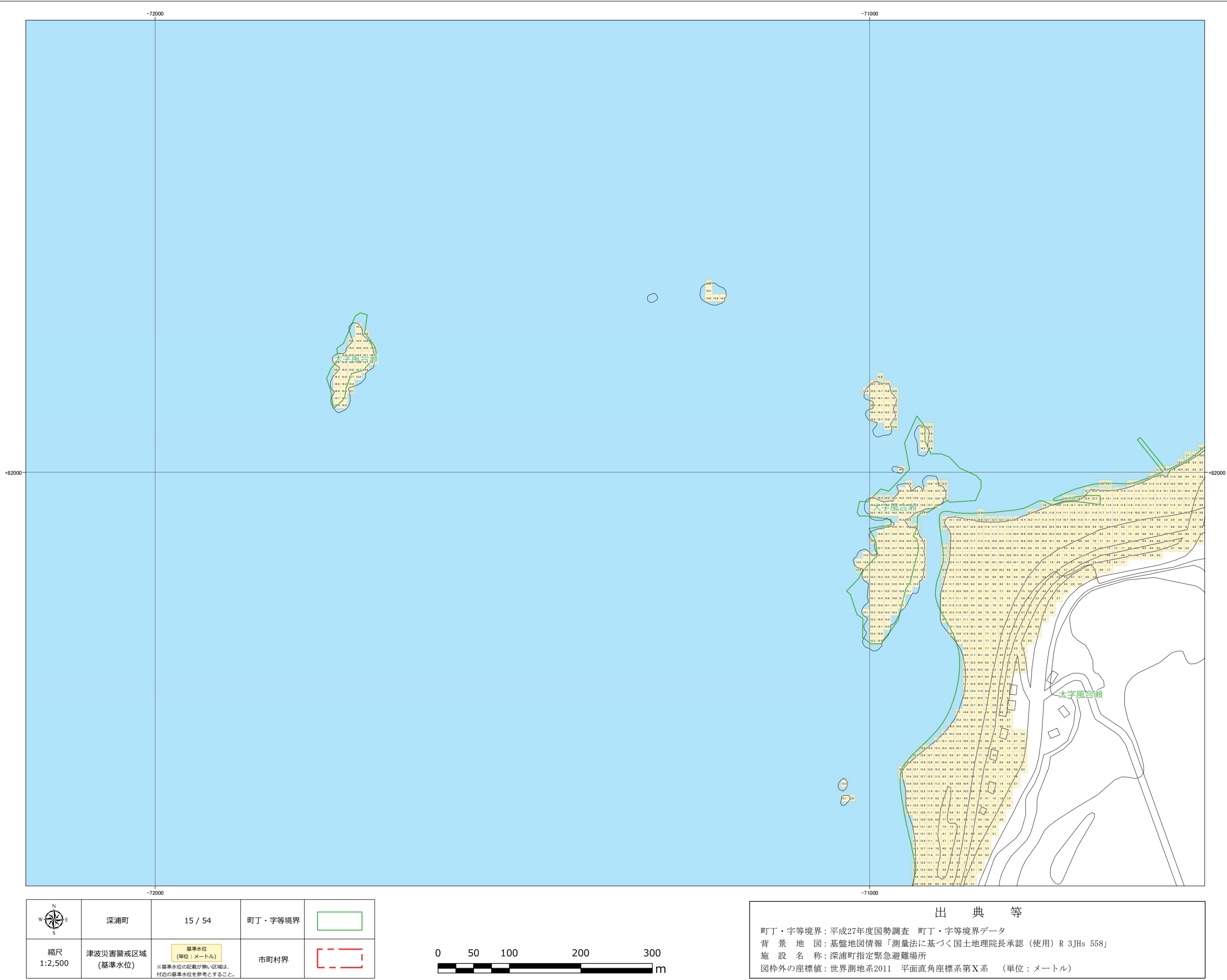


【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高データ）」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地图】

○「背景地図」は、令和３年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。

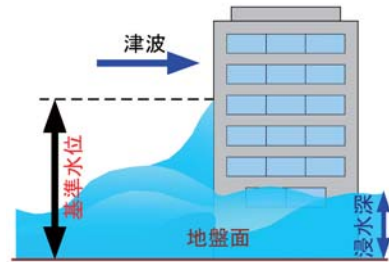
○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

（下図参照）



【地形（標高）データ】

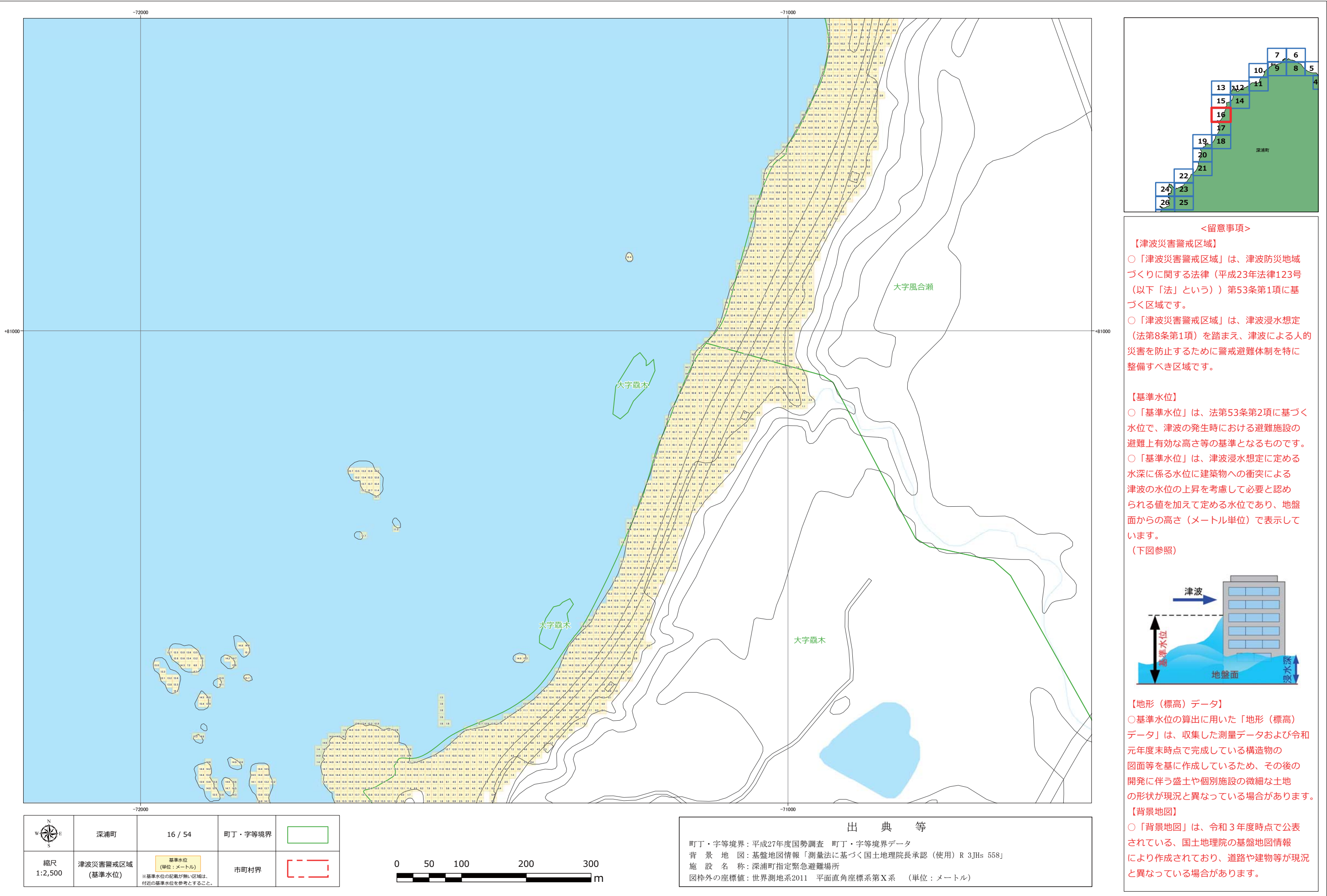
○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

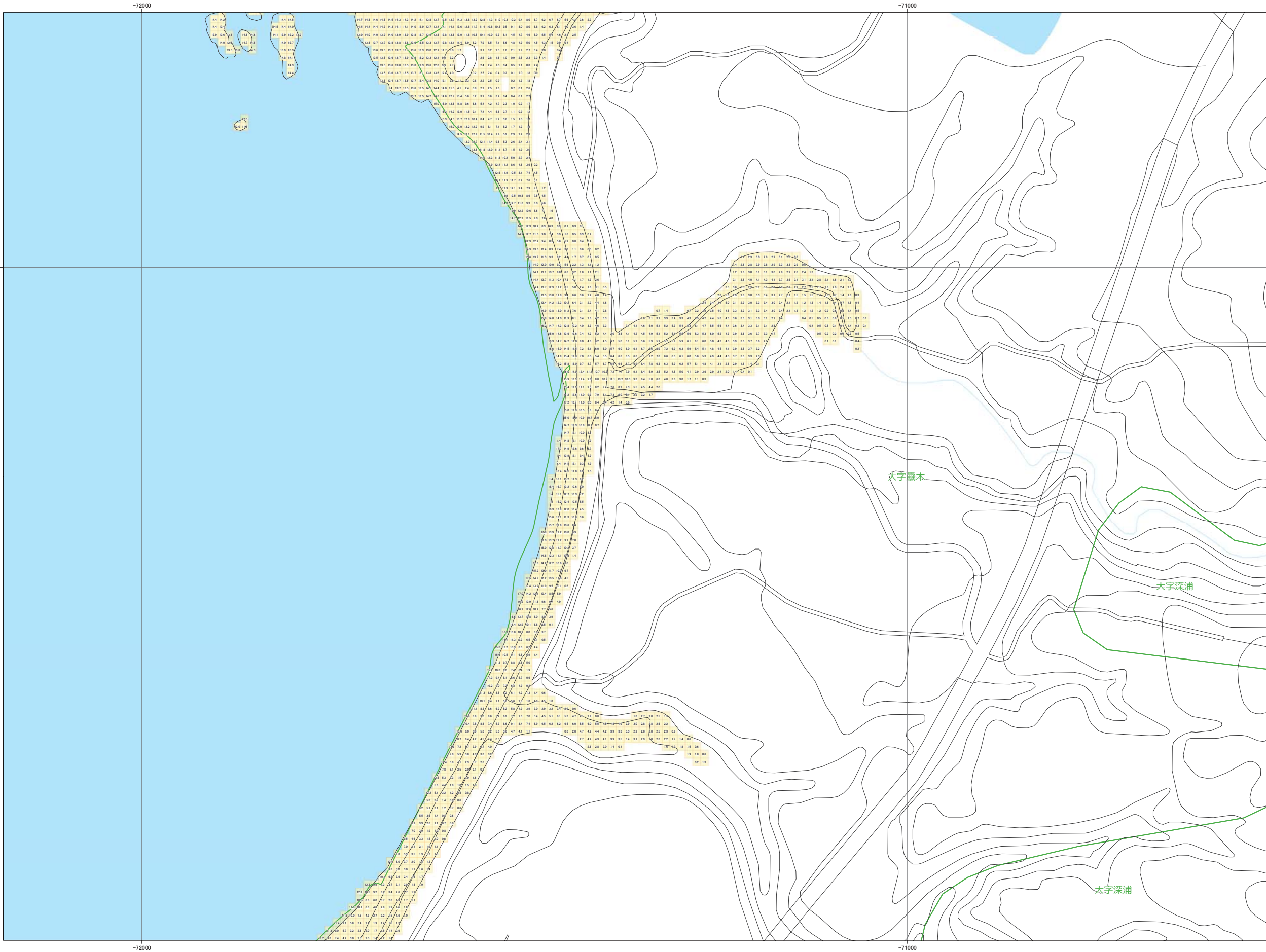
【背景地図】

○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
施設名称：深浦町指定緊急避難場所
図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第Ⅹ系（単位：メートル）

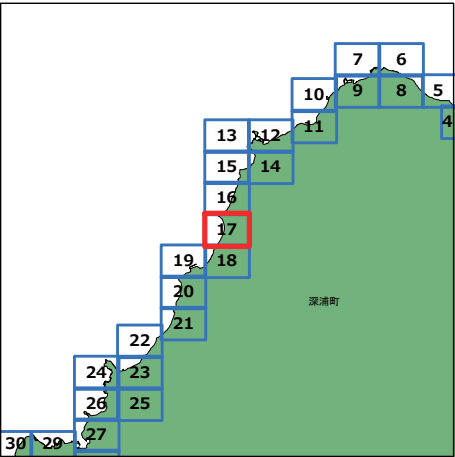




	深浦町	17 / 54	町丁・字等境界	
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	



出典等
町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
施設名称：深浦町指定緊急避難場所
図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第Ⅹ系 （単位：メートル）



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。

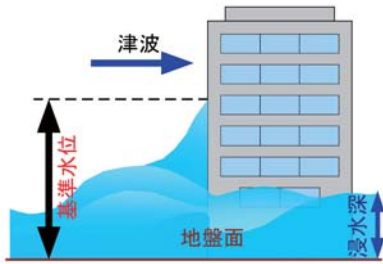
○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

（下図参照）

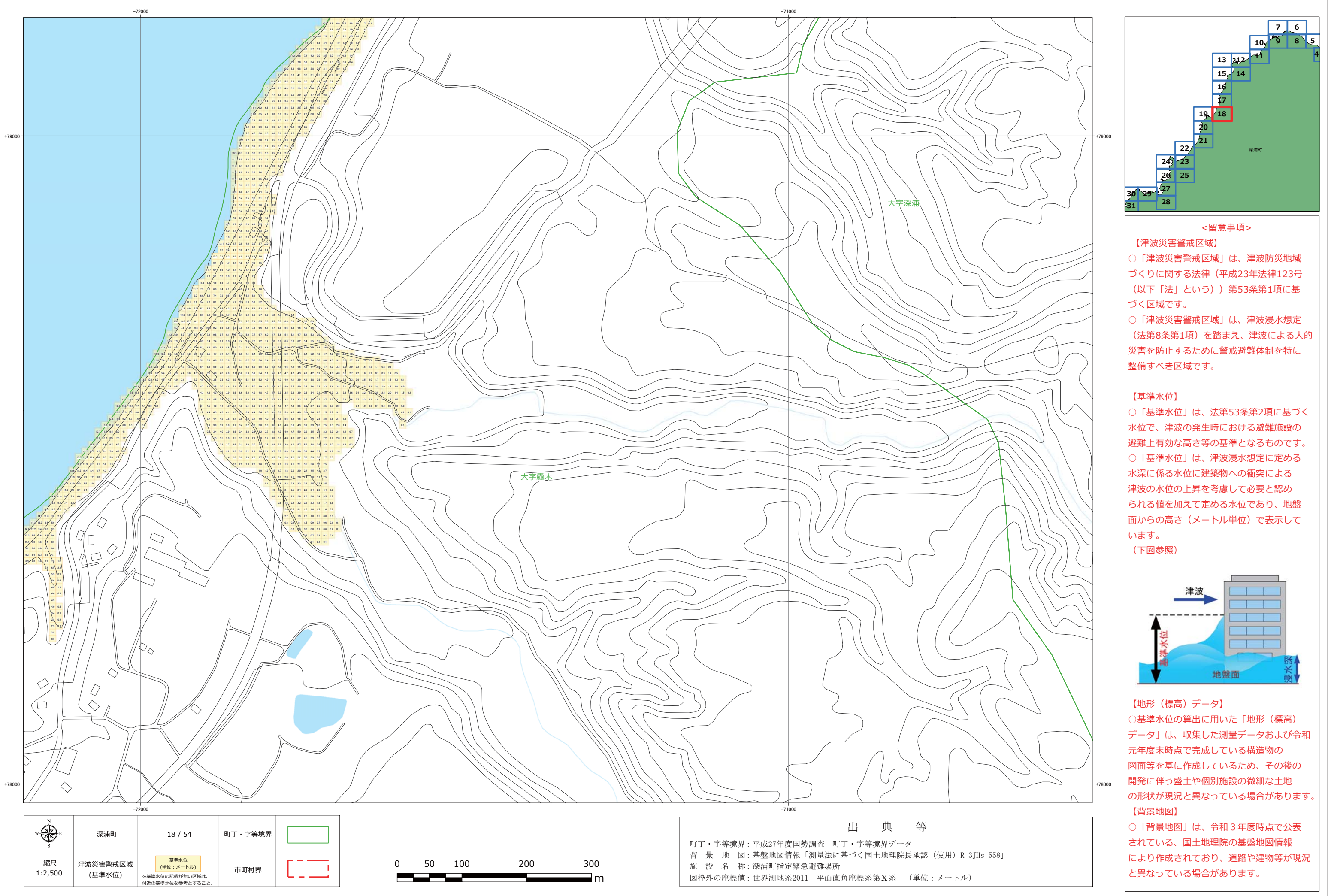


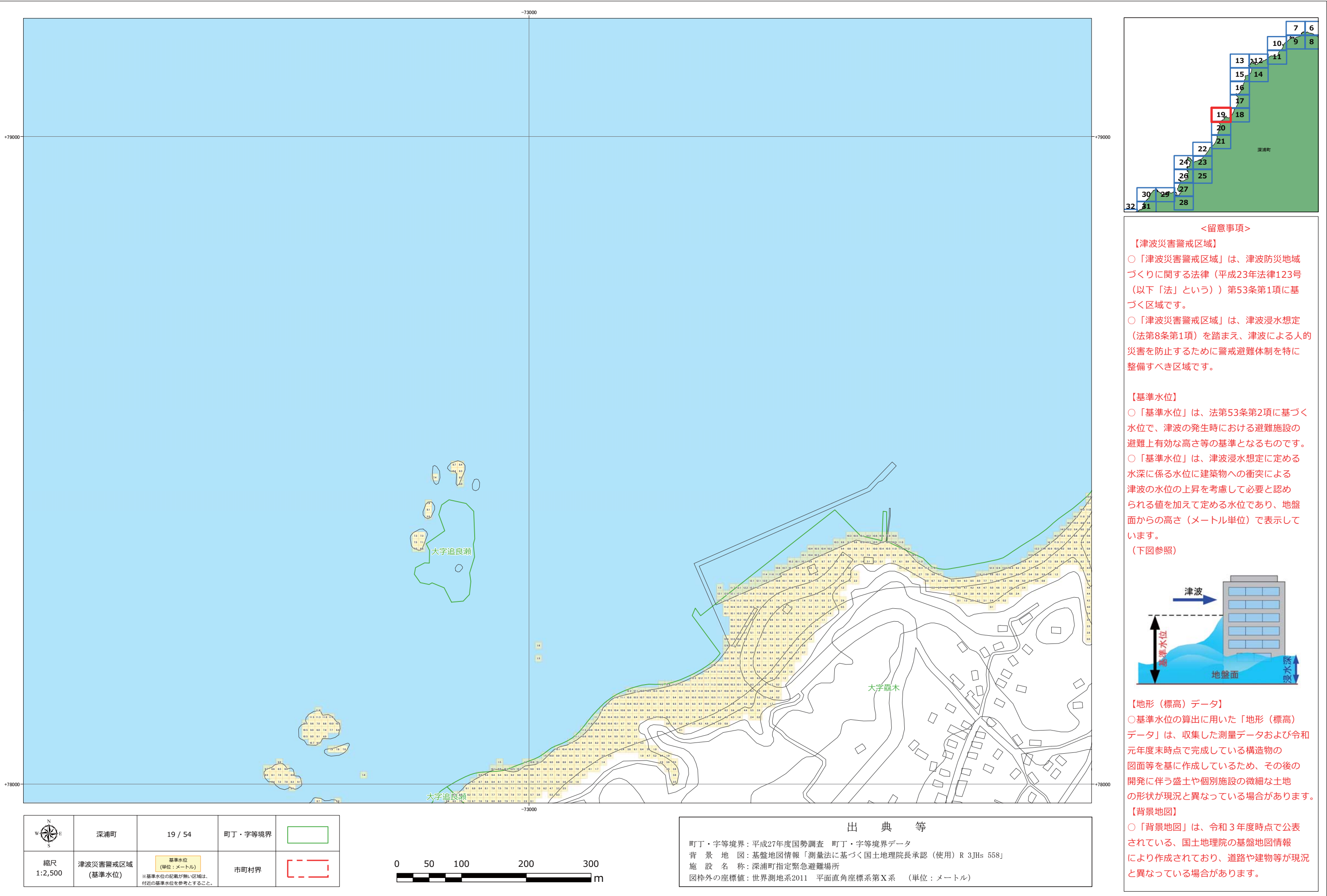
【地形（標高）データ】

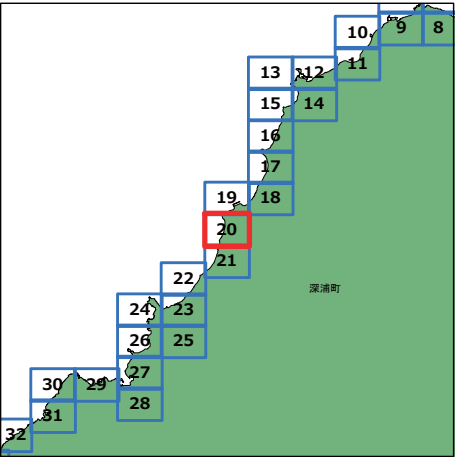
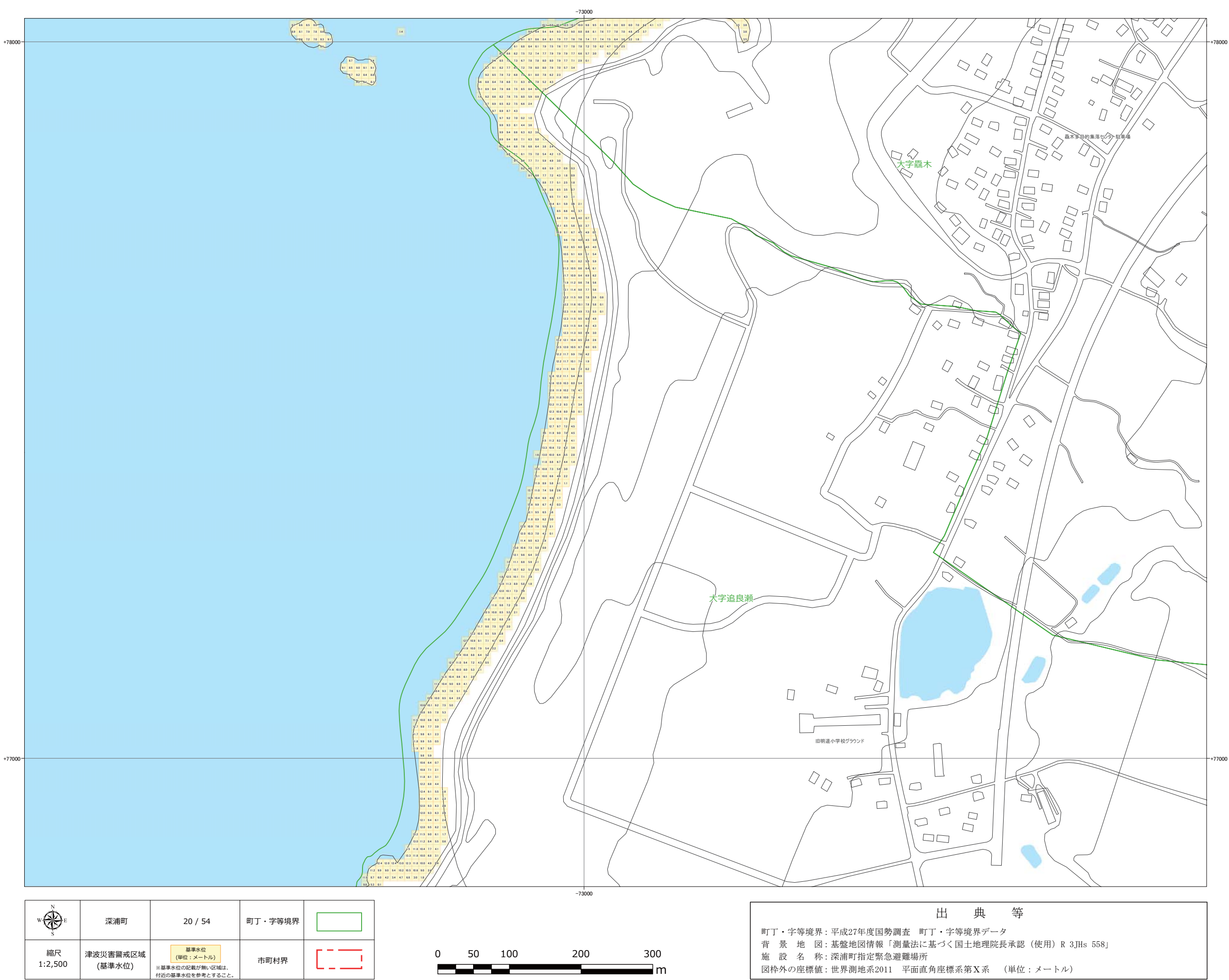
○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。







<留意事項>

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。

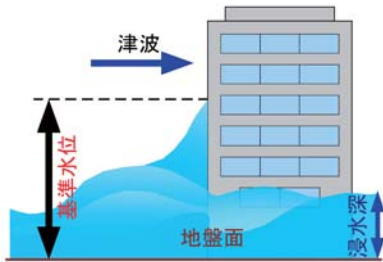
○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

（下図参照）

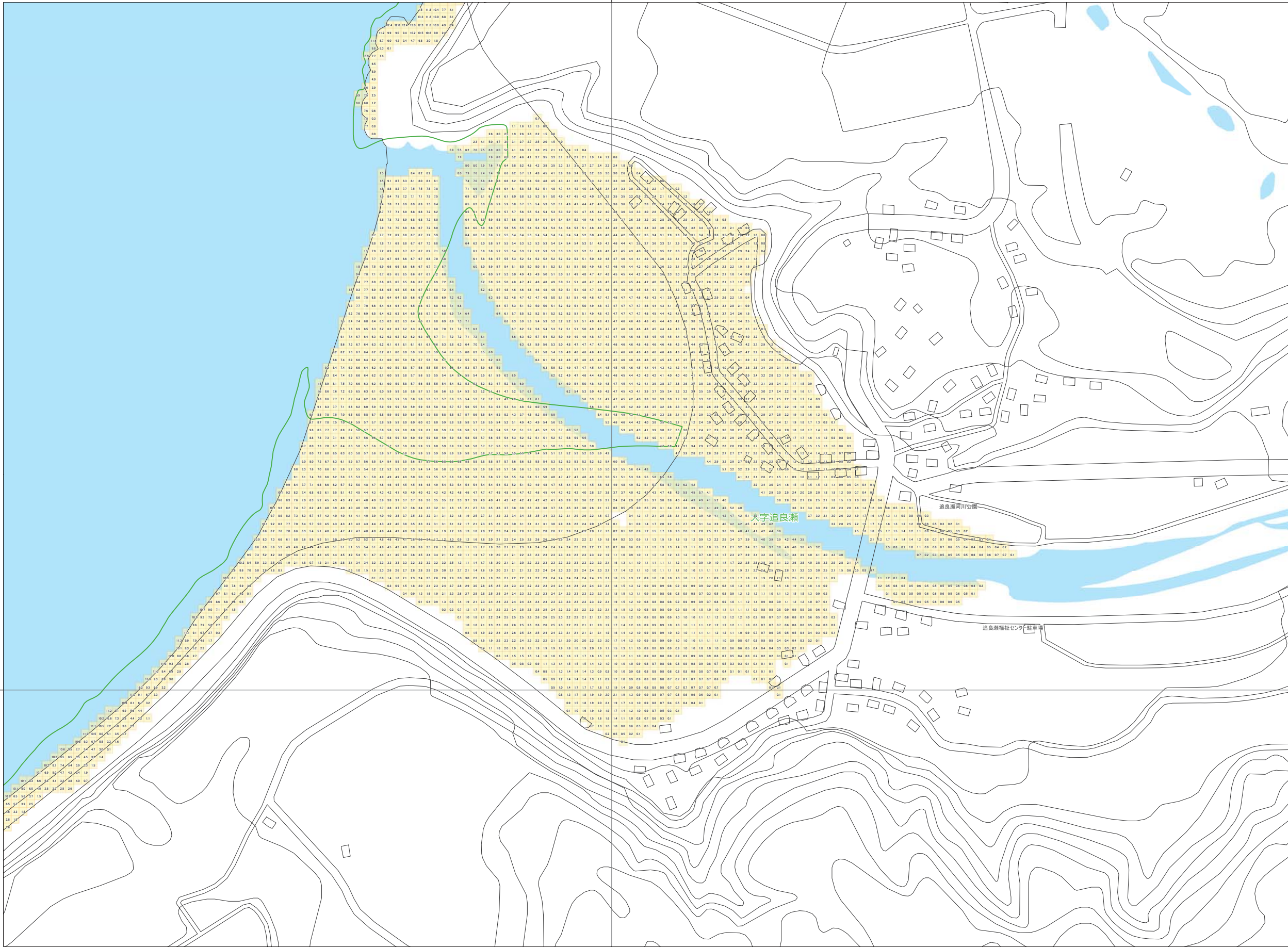


【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

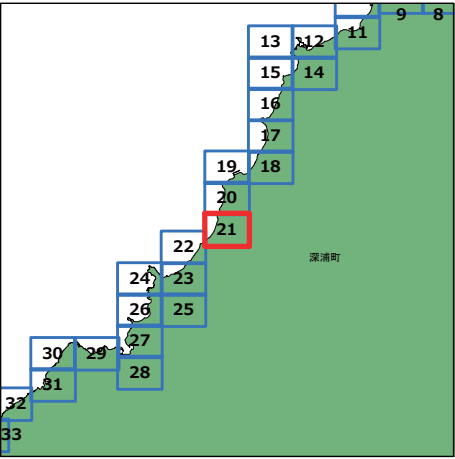
○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。



	深浦町	21 / 54	町丁・字等境界	
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	



出典等
町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
施設名称：深浦町指定緊急避難場所
図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第Ⅹ系 （単位：メートル）



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。

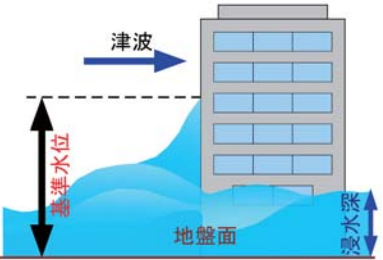
○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

（下図参照）

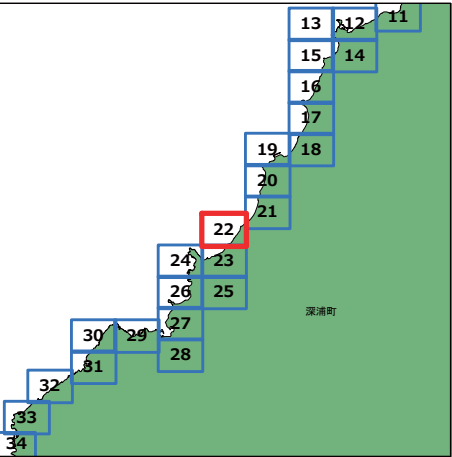
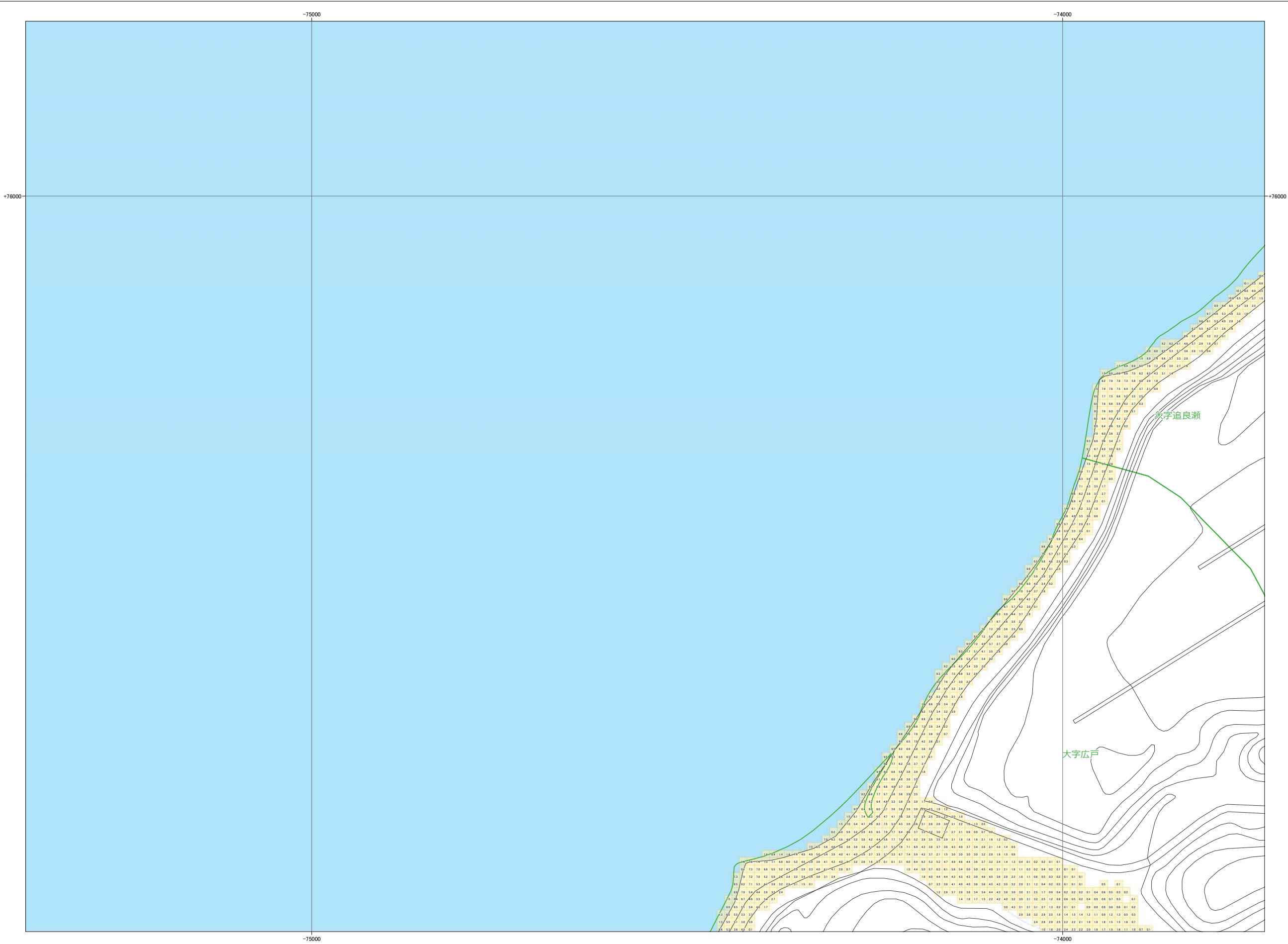


【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。

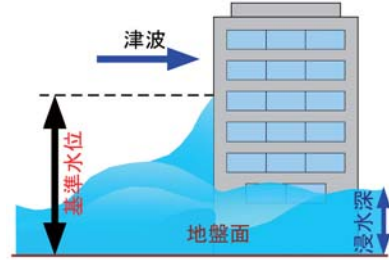
○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

（下図参照）



【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

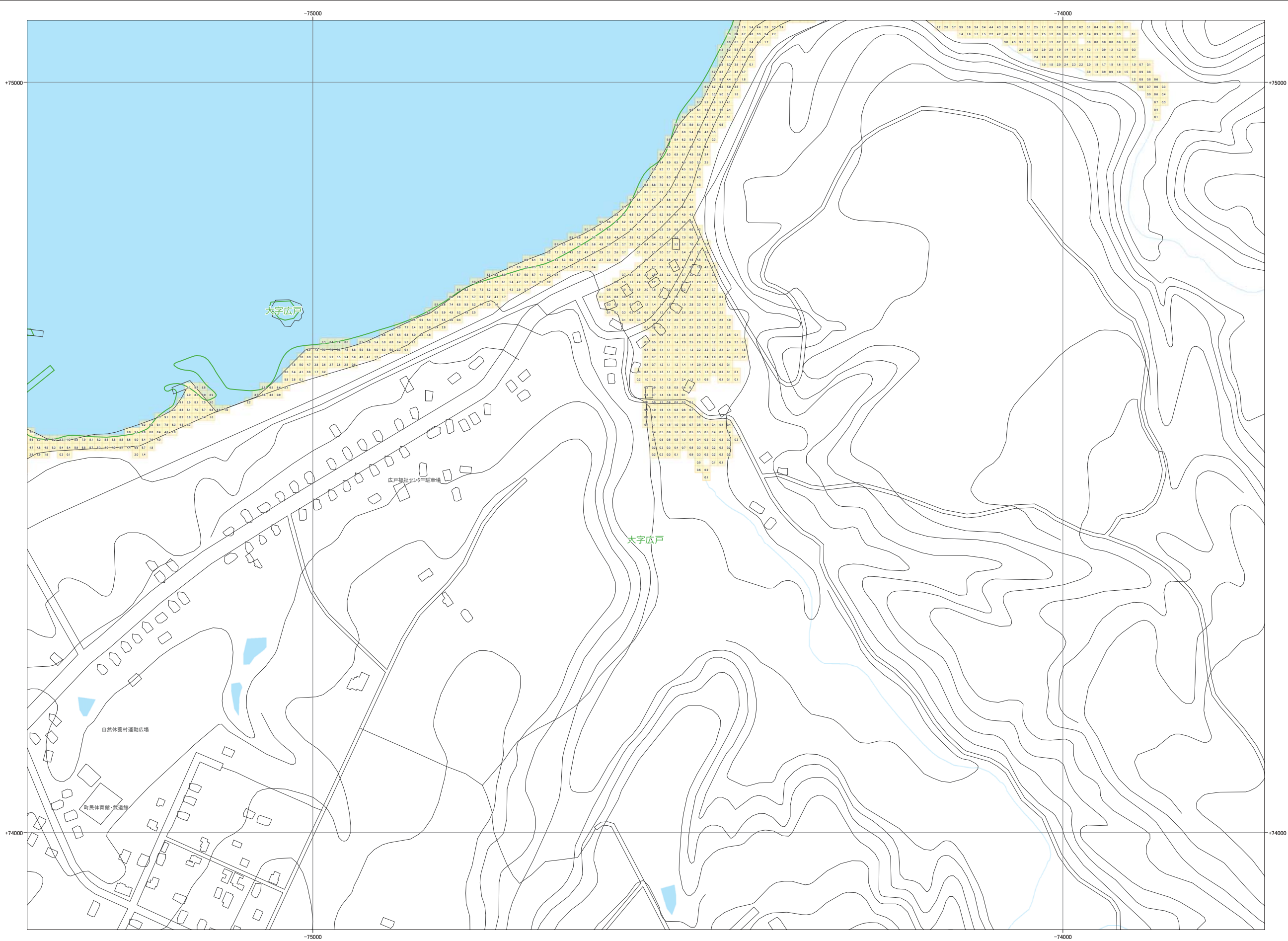
【背景地図】

○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

	深浦町	22 / 54	町丁・字等境界	
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	



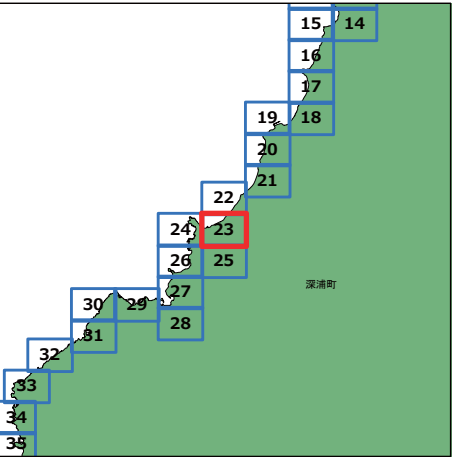
出典等
町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
施設名称：深浦町指定緊急避難場所
図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第Ⅹ系（単位：メートル）



	深浦町	23 / 54	町丁・字等境界	
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	



出典等
町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
施設名称：深浦町指定緊急避難場所
図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第Ⅹ系 （単位：メートル）



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

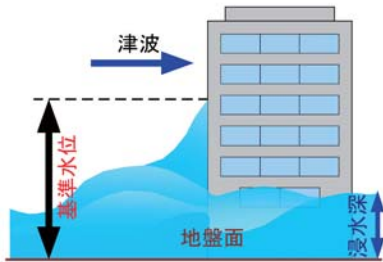
○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。

○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）

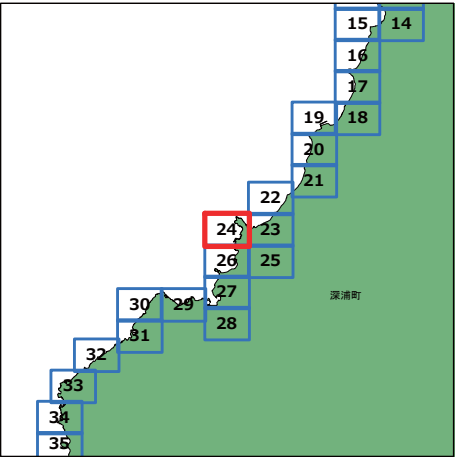
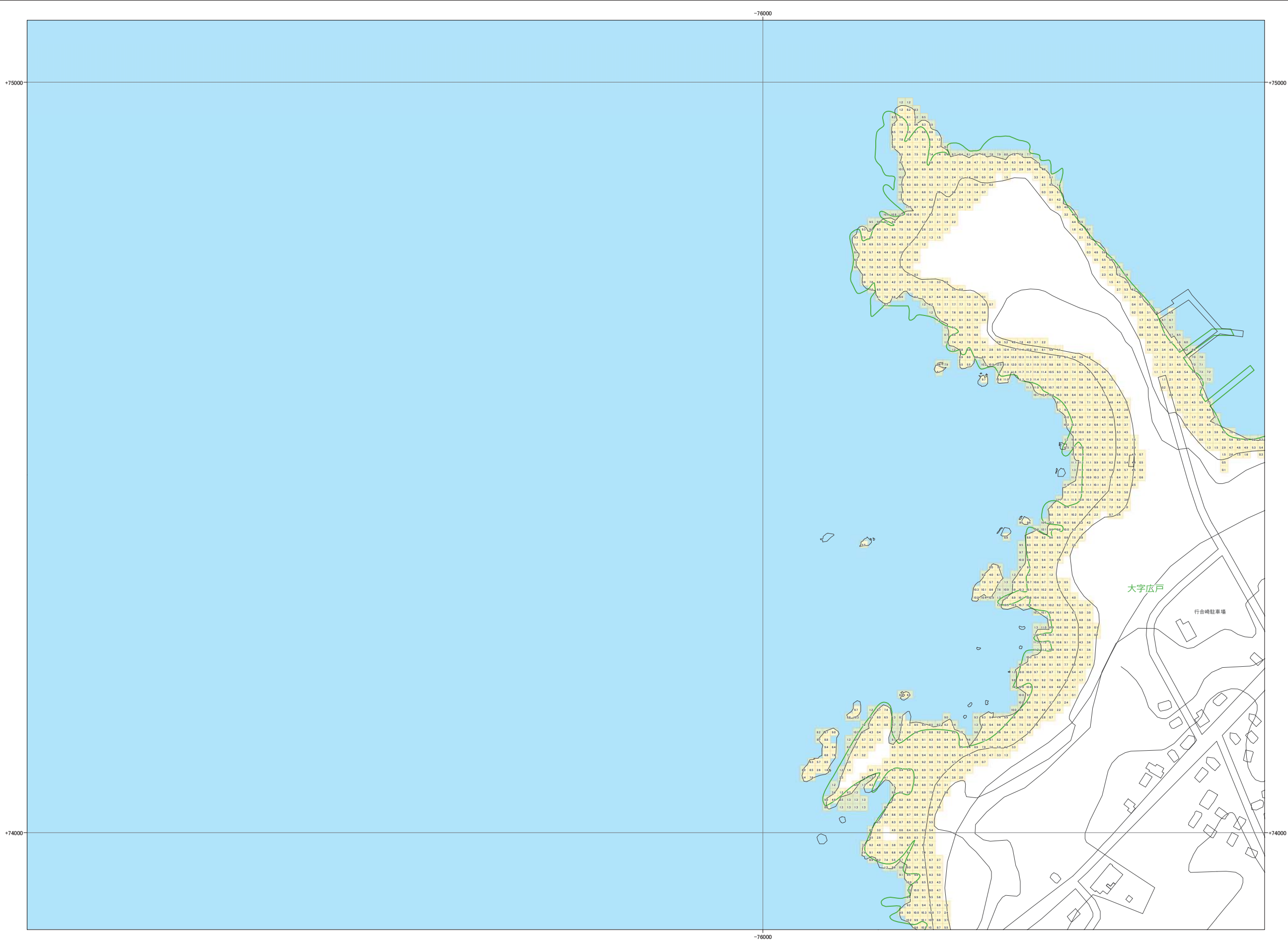


【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。



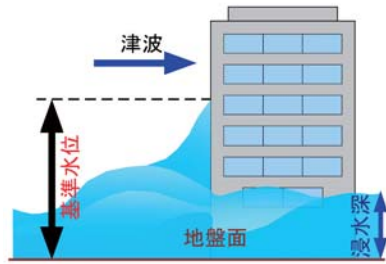
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）



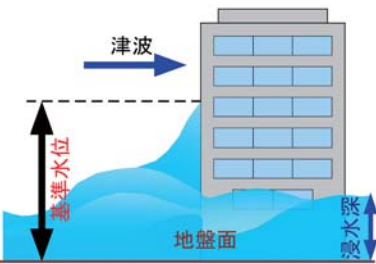
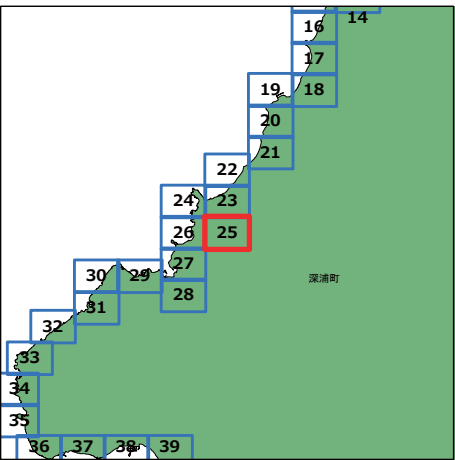
【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。
- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。




出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
施設名称：深浦町指定緊急避難場所
図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第Ⅹ系（単位：メートル）





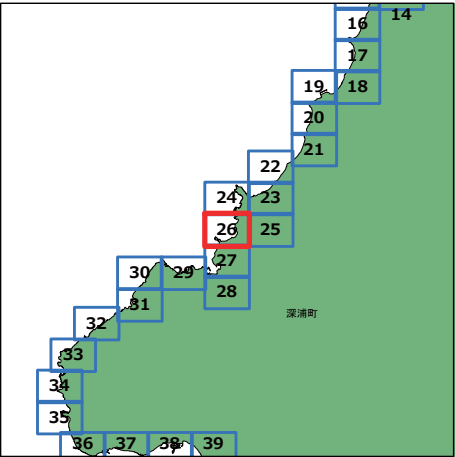
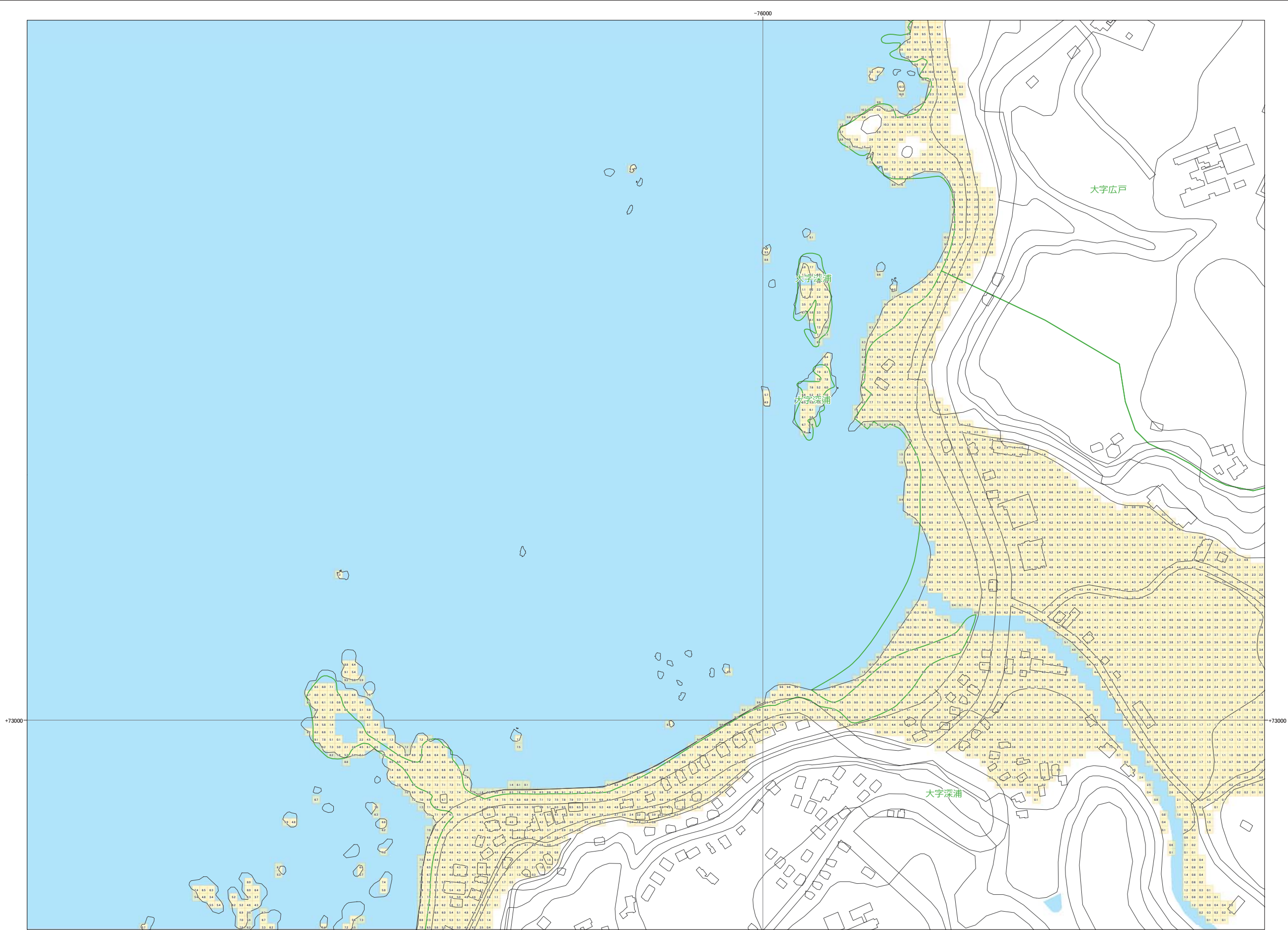
○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

	深浦町	25 / 54	町丁・字等境界	
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> 基準水位 (単位：メートル) </div> <small>※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。</small>	市町村界	



町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
 施設名称：深浦町指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第Ⅴ系 （単位：メートル）

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。

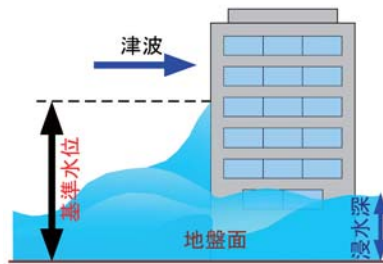
○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

（下図参照）



【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で作成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

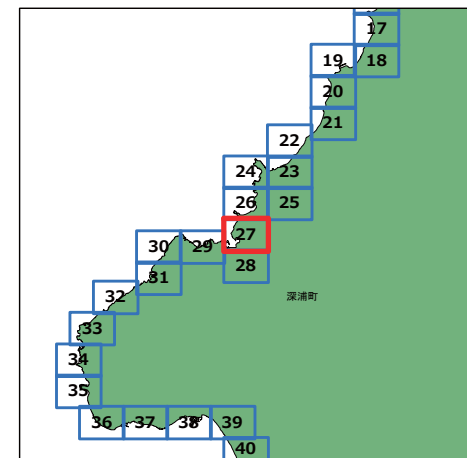
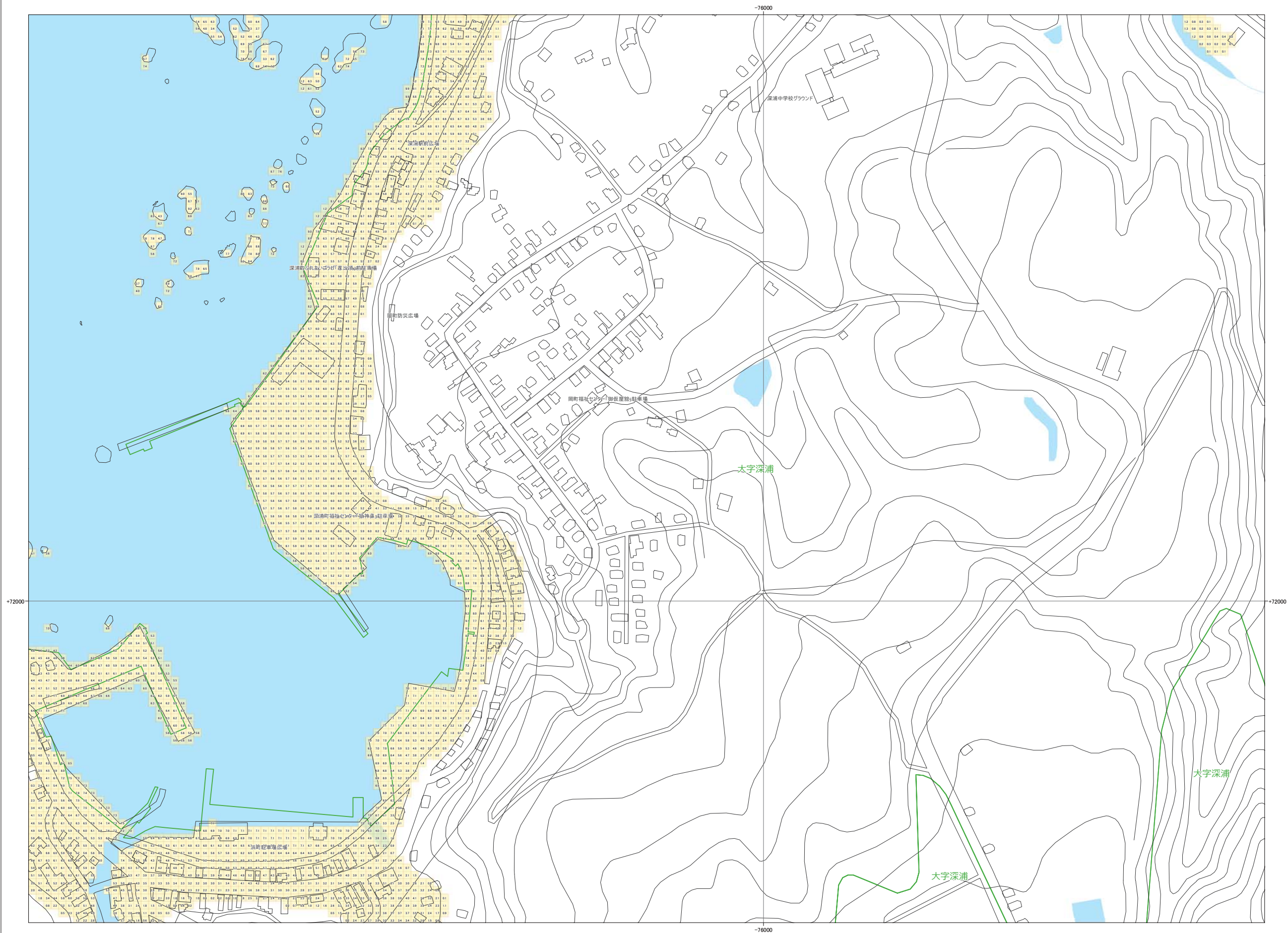
出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
施設名称：深浦町指定緊急避難場所
図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第Ⅴ系（単位：メートル）

	深浦町	26 / 54	町丁・字等境界	
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	



津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。

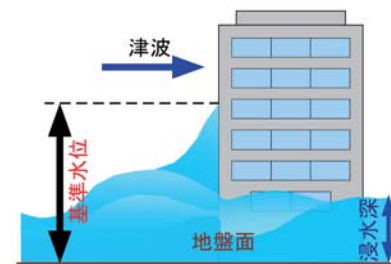
○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

(下图参照)

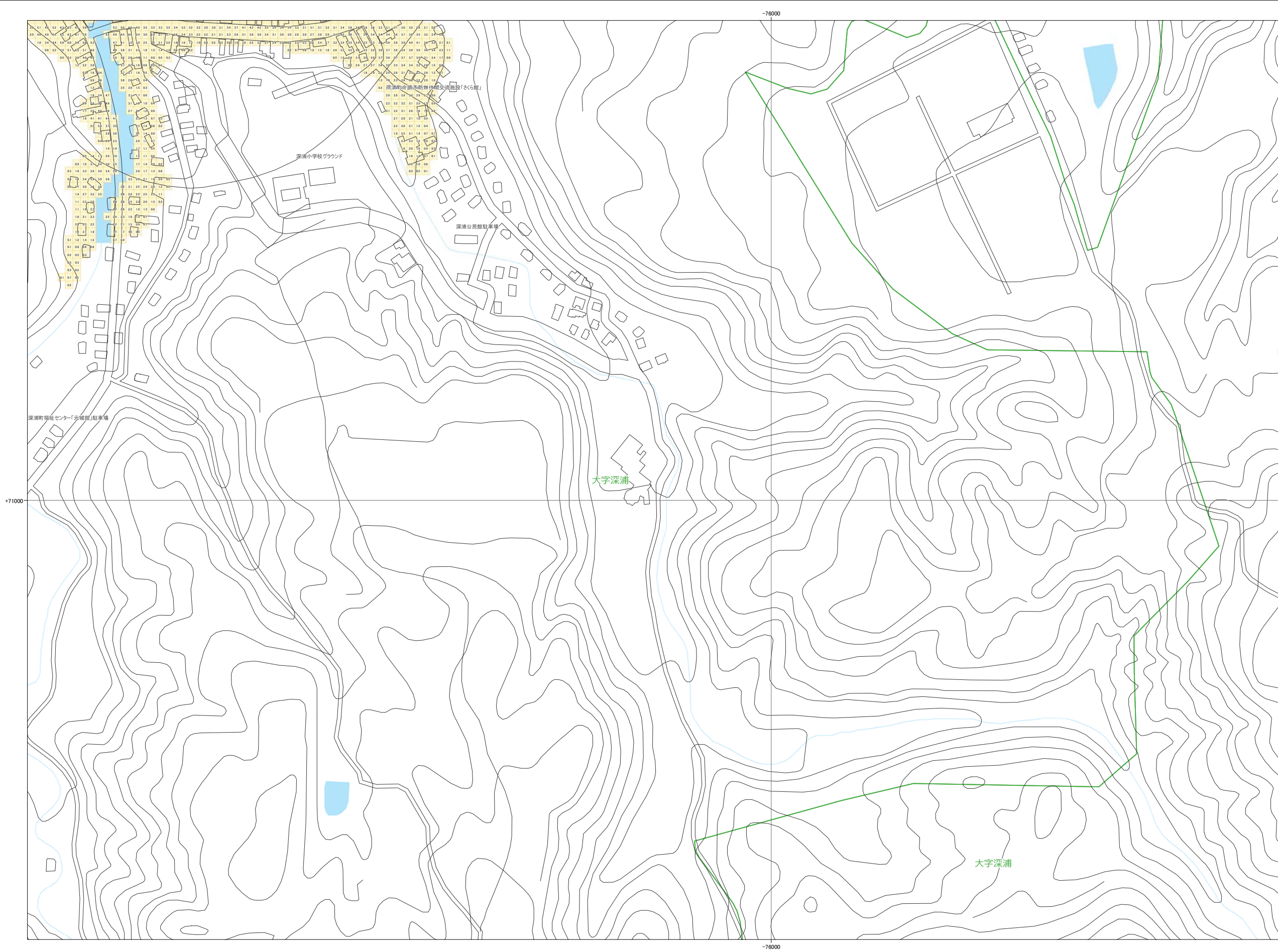


【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高データ）」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地图】

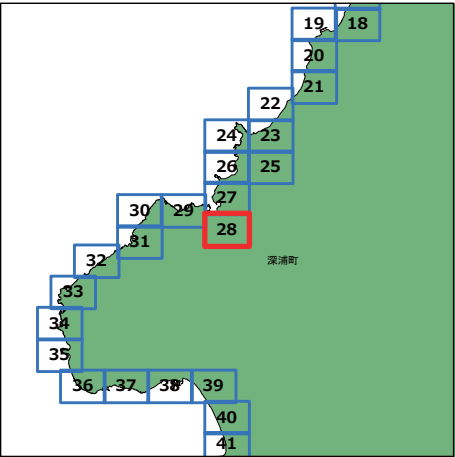
○「背景地図」は、令和３年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。



	深浦町	28 / 54	町丁・字等境界	
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	<div>基準水位 (単位：メートル)</div> <div>※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。</div>	市町村界	



出典等
町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
施設名称：深浦町指定緊急避難場所
図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第Ⅹ系（単位：メートル）



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。

○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

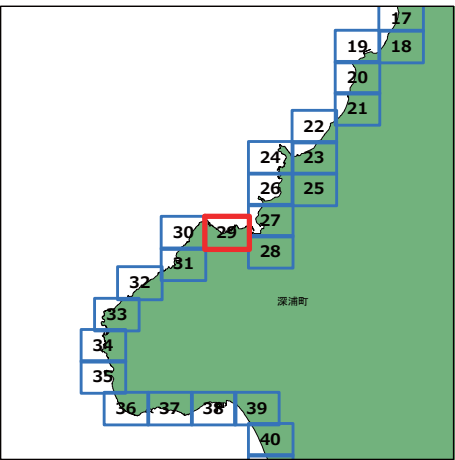
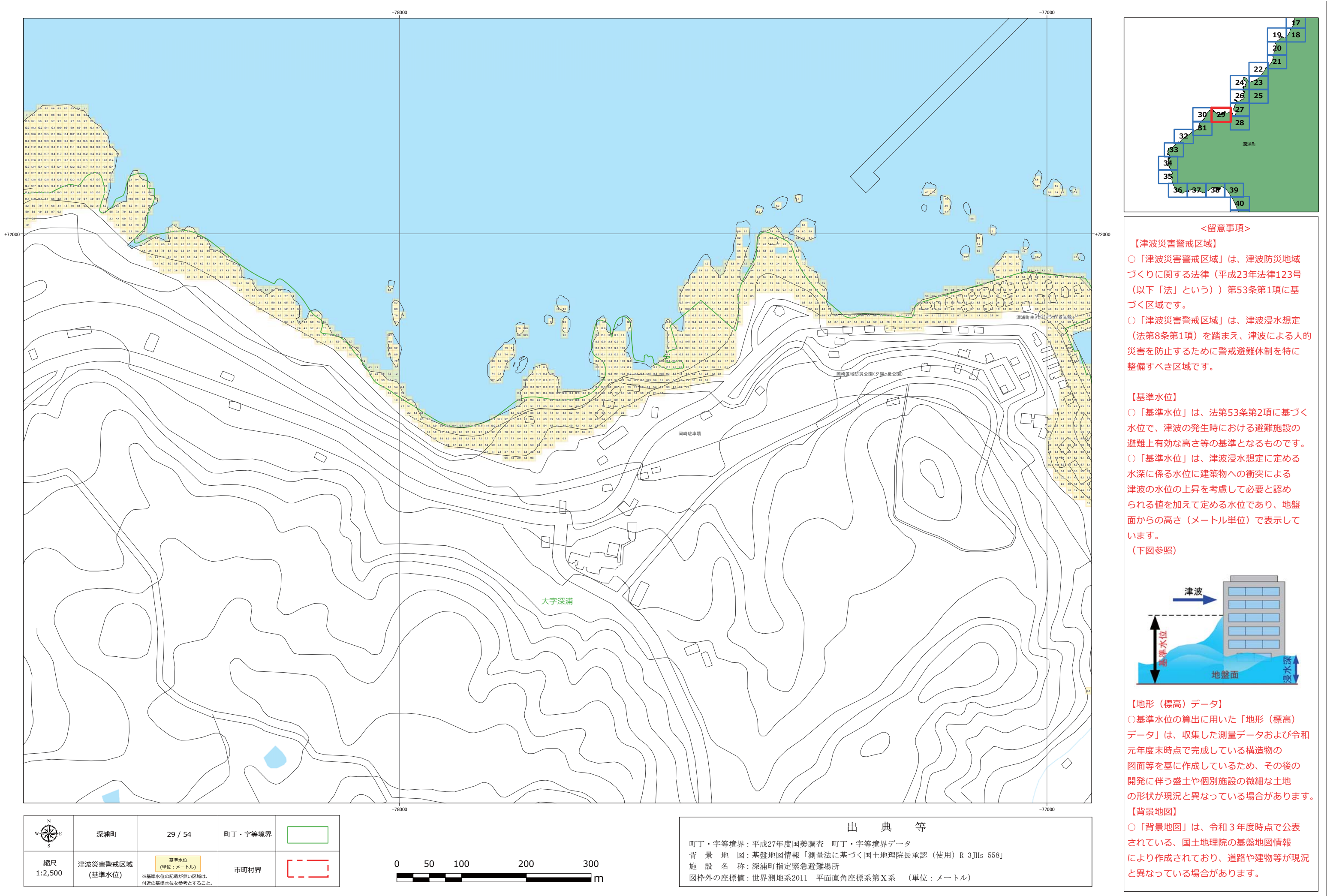
○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）

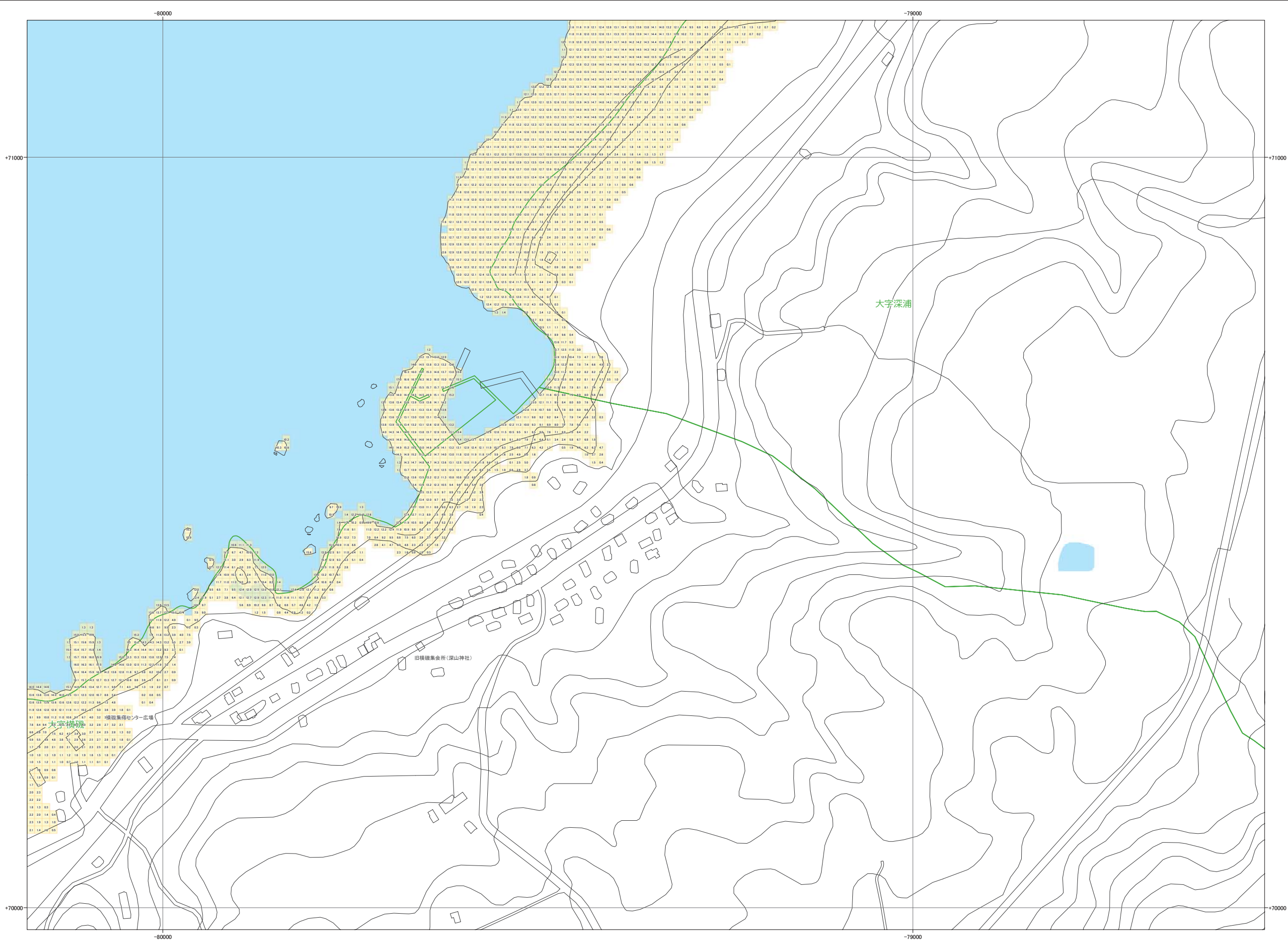
【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

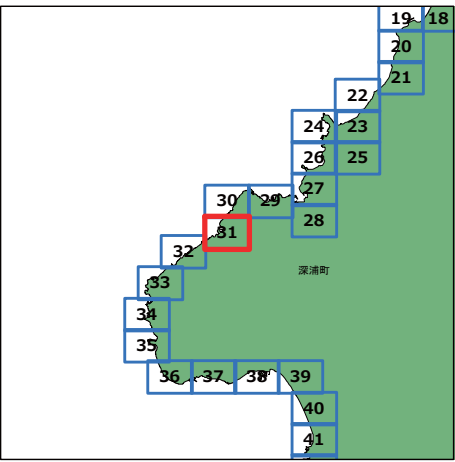




	深浦町	31 / 54	町丁・字等境界	
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	



出典等
町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
施設名称：深浦町指定緊急避難場所
図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第Ⅹ系 （単位：メートル）



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。

○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

（下図参照）

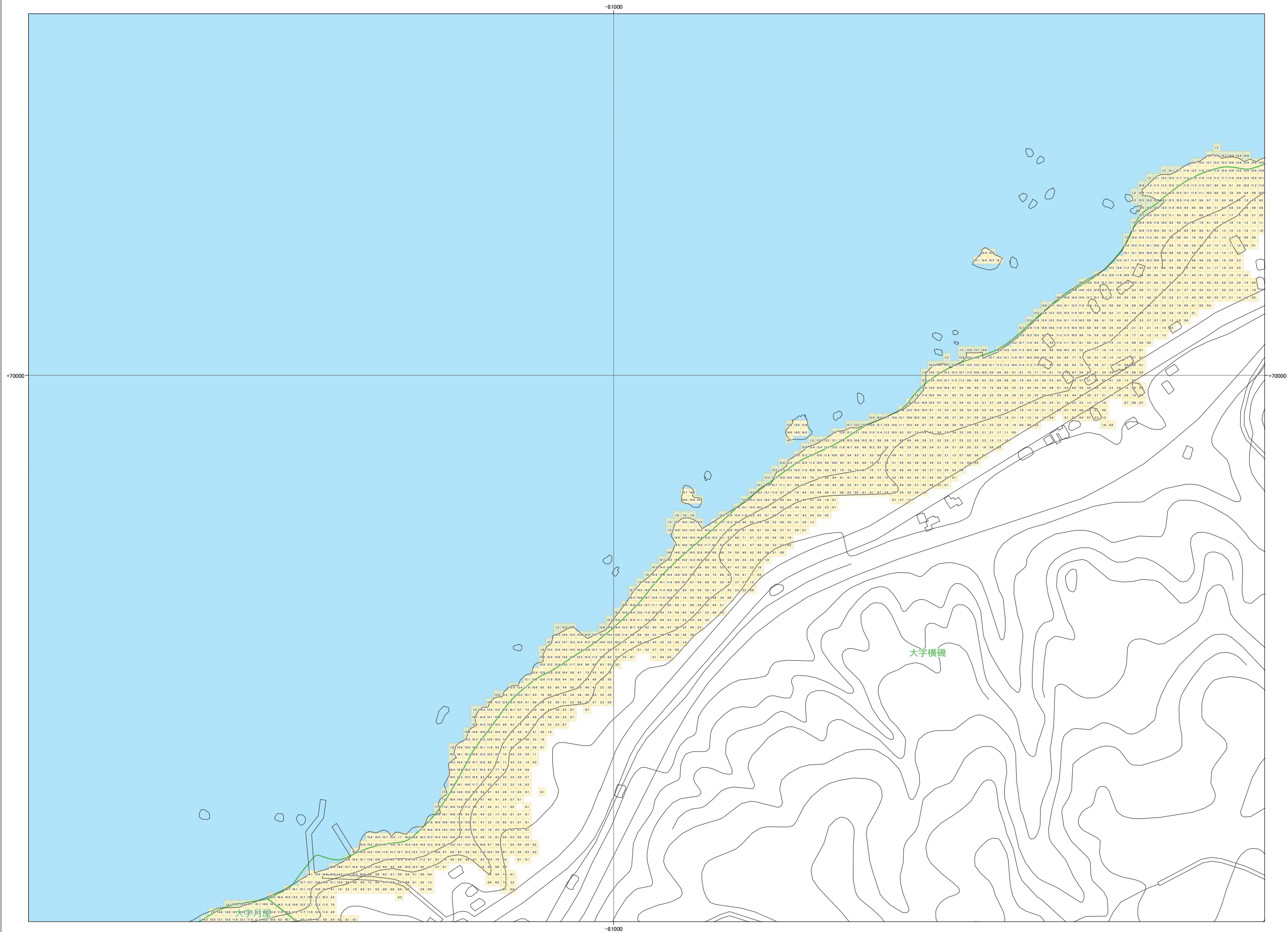
【地形（標高）データ】




○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

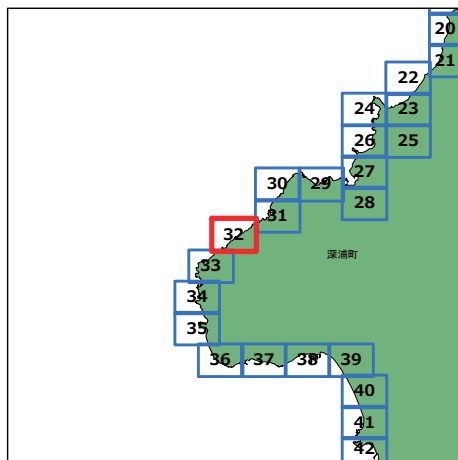
津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書



	深浦町	32 / 54	町丁・字等境界	
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> 基準水位 (単位：メートル) </div> <small>※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。</small>	市町村界	

出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
 施設名称：深浦町指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第Ⅹ系 （単位：メートル）



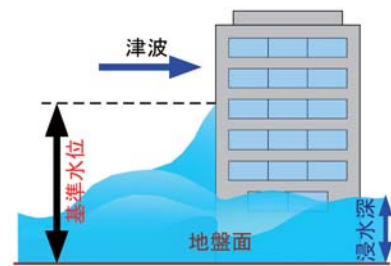
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく
水位で、津波の発生時における避難施設の
避難上有効な高さ等の基準となるものです。
○「基準水位」は、津波浸水想定に定める
水深に係る水位に建築物への衝突による
津波の水位の上昇を考慮して必要と認め
られる値を加えて定める水位であり、地盤
面からの高さ（メートル単位）で表示して
います。
（下図参照）

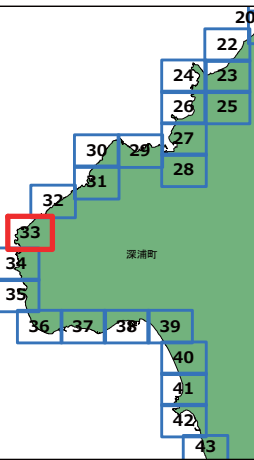
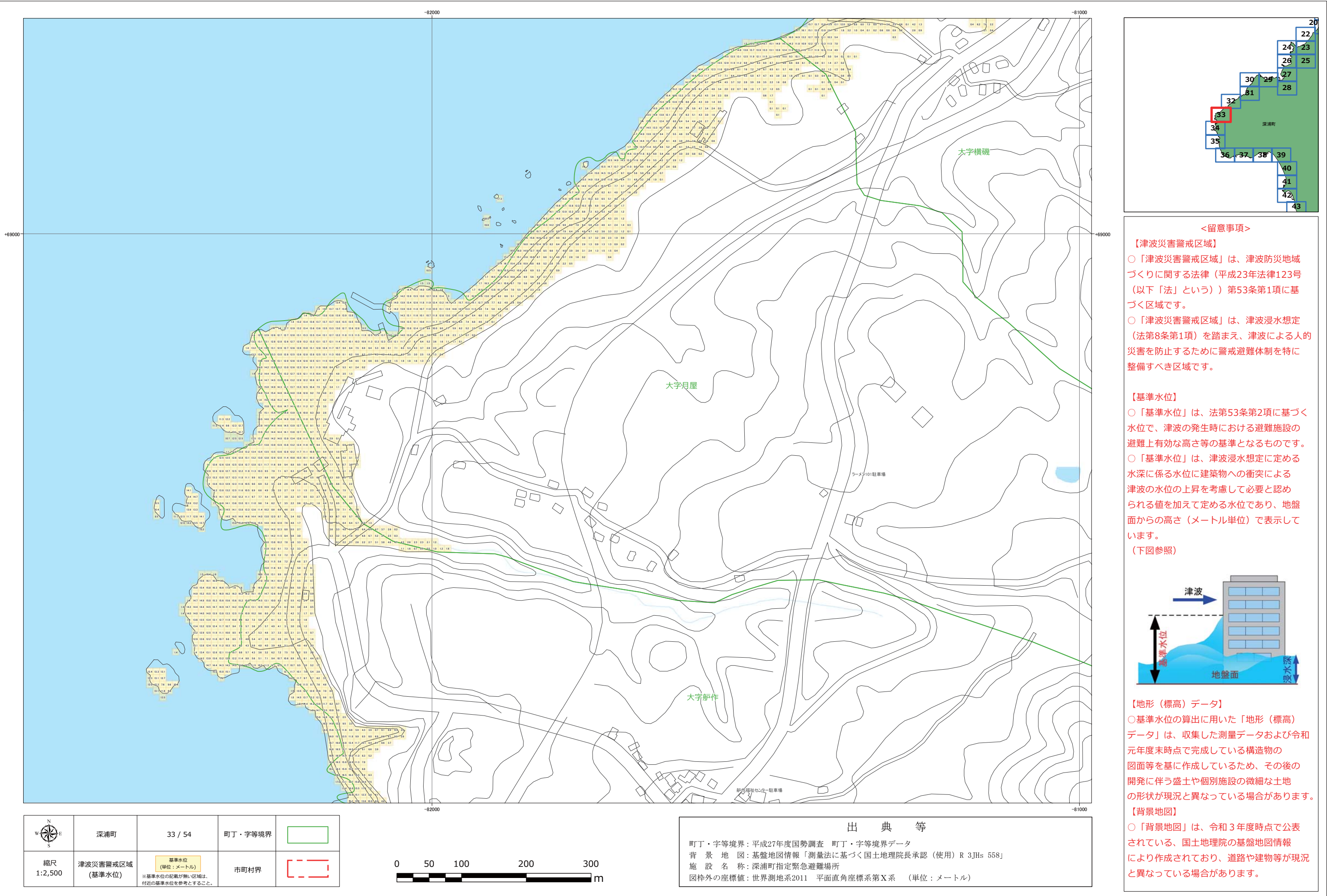


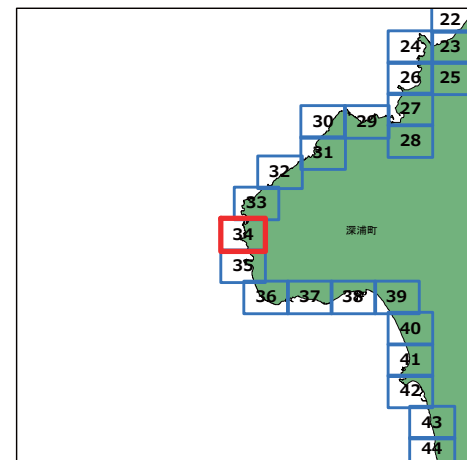
【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高データ）」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○「背景地図」は、令和３年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

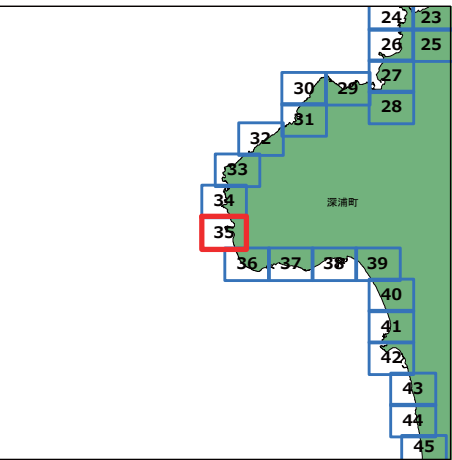
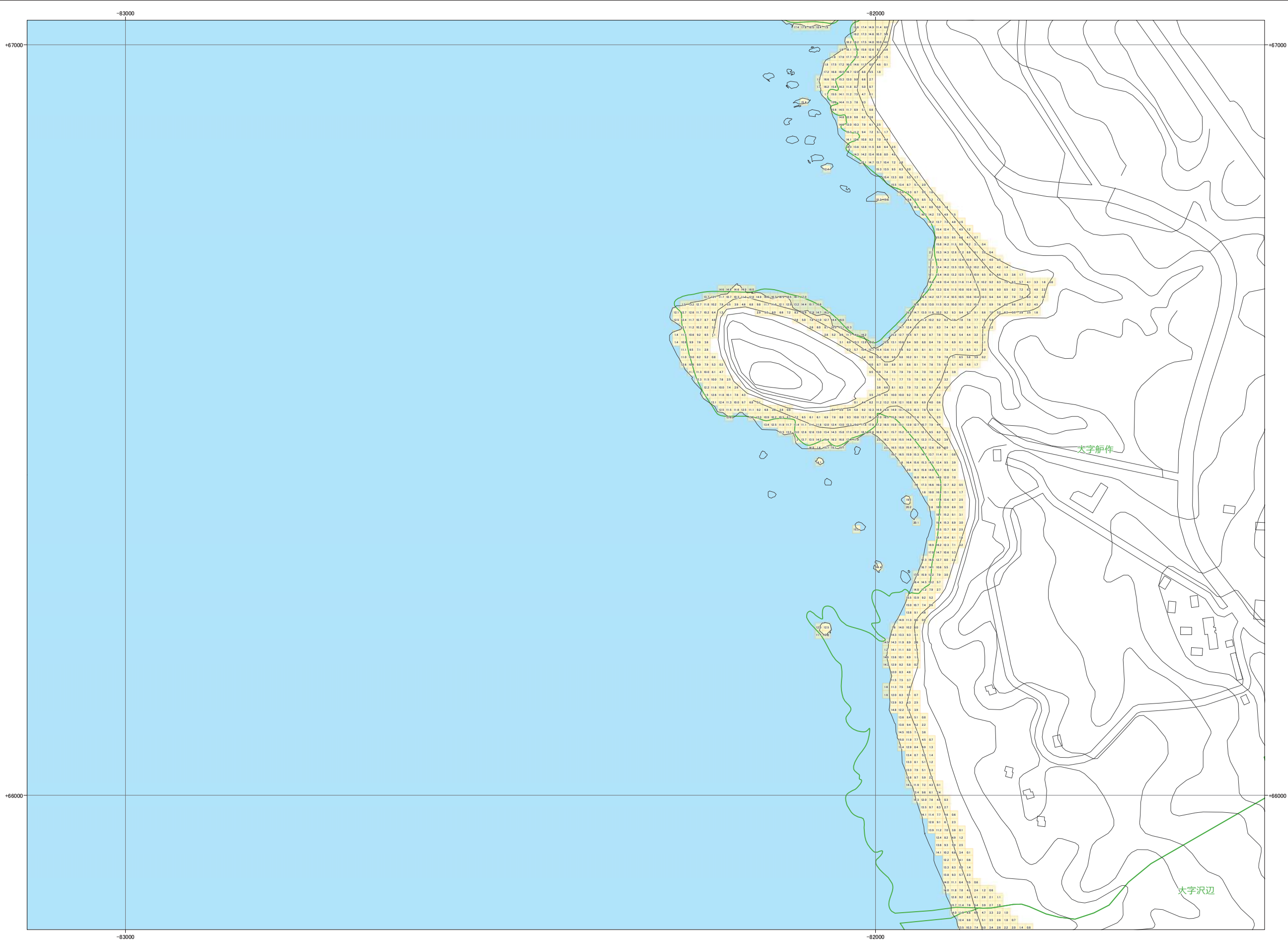




A diagram illustrating the impact of a tsunami on a building. A blue arrow labeled '津波' (Tsunami) points towards a grey building. A dashed line indicates the '基準水位' (Reference Water Level). The water level is shown rising significantly above this baseline, with the building partially submerged. The ground is labeled '地盤面' (Ground Surface). The water is labeled '浸水' (Inundation).

○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
 施設名称：深浦町指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第Ⅹ系 （単位：メートル）



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。

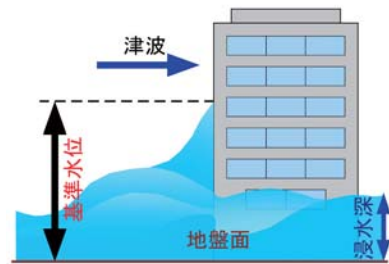
○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

（下図参照）



【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

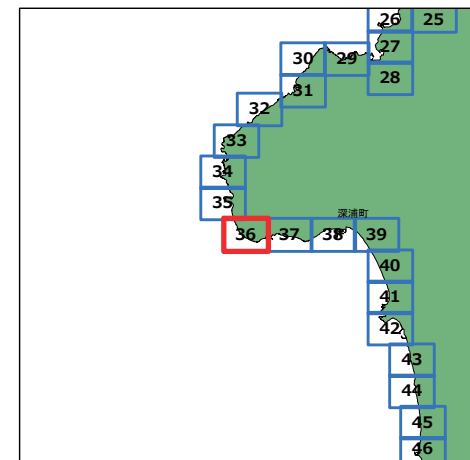
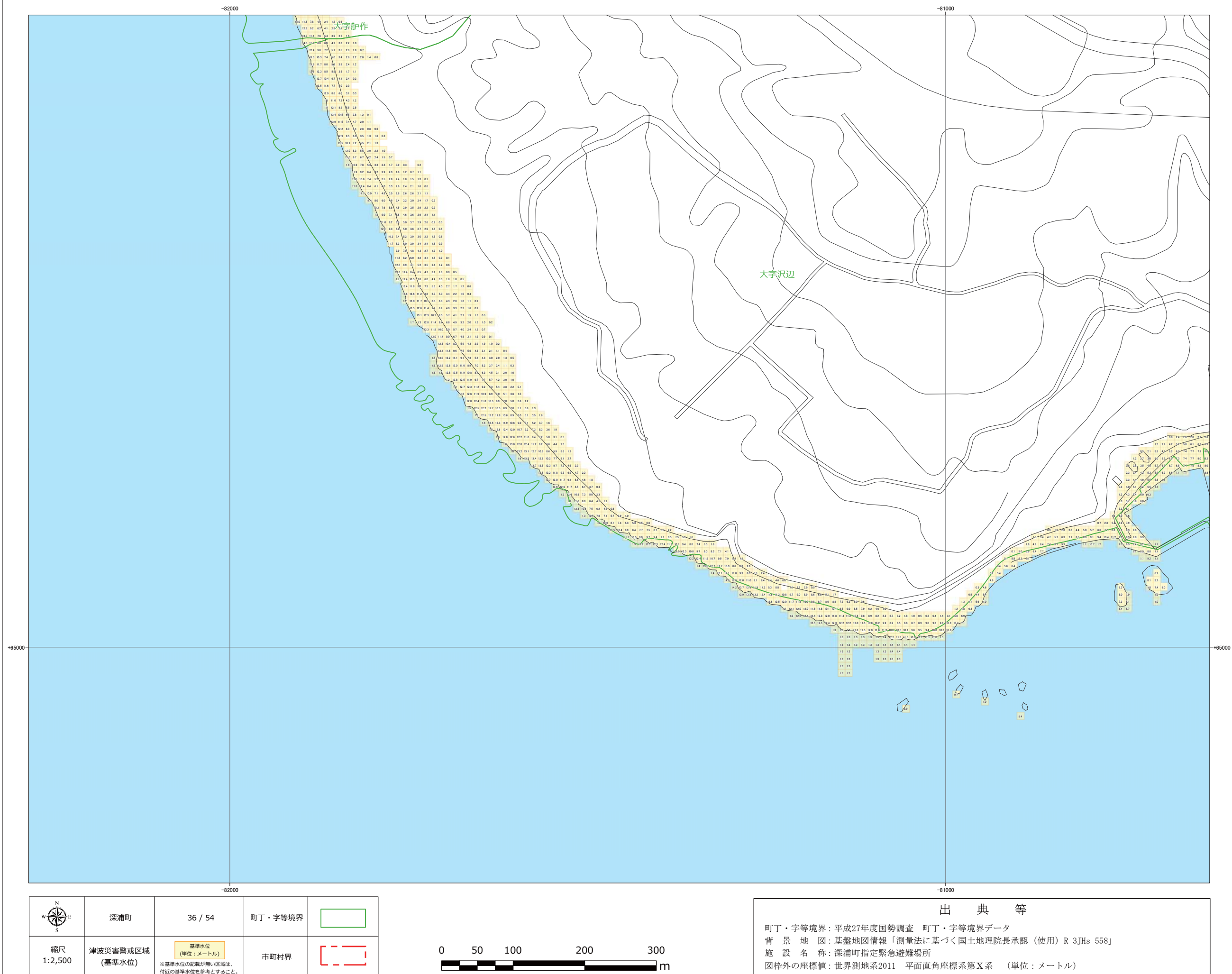
出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
施設名称：深浦町指定緊急避難場所
図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第Ⅹ系（単位：メートル）



	深浦町	35 / 54	町丁・字等境界	
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。

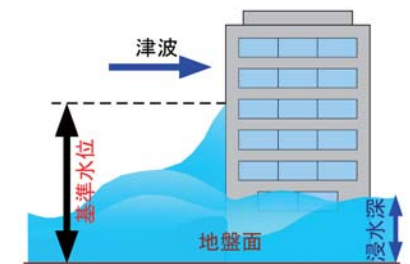
○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

(下图参照)

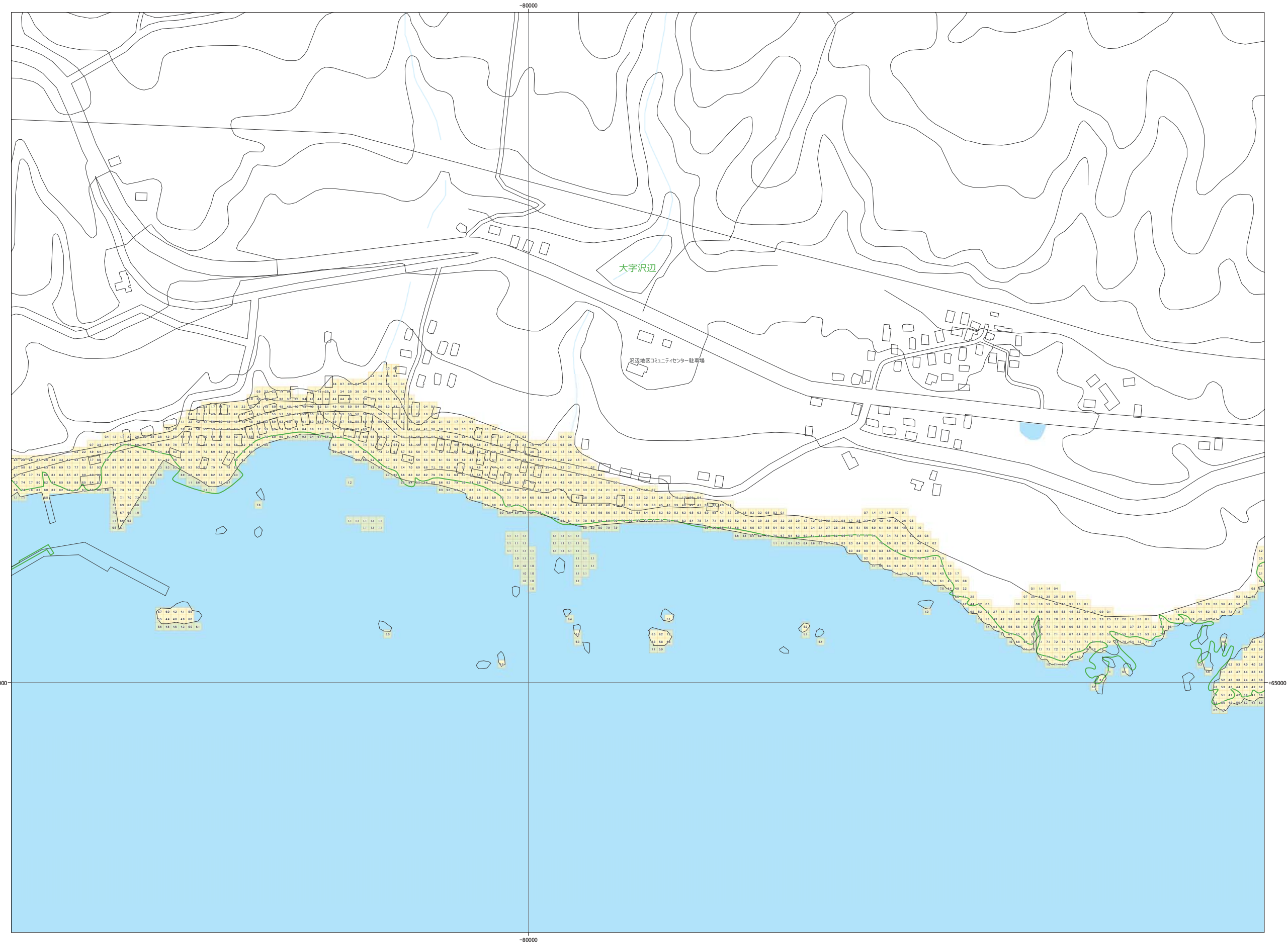


【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高データ）」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地图】

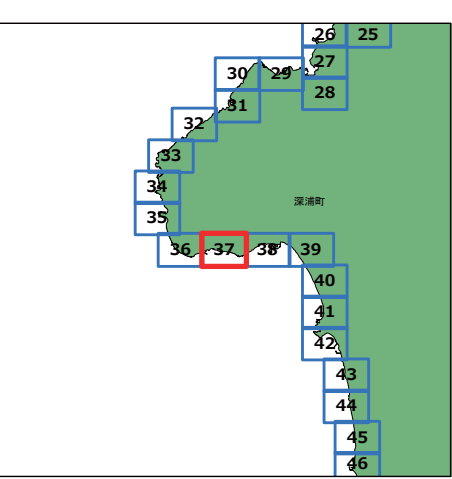
○「背景地図」は、令和３年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。



	深浦町	37 / 54	町丁・字等境界	
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	



出典等
町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
施設名称：深浦町指定緊急避難場所
図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第Ⅹ系 （単位：メートル）



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。

○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

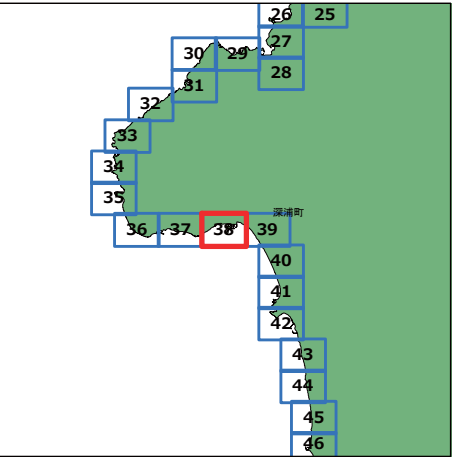
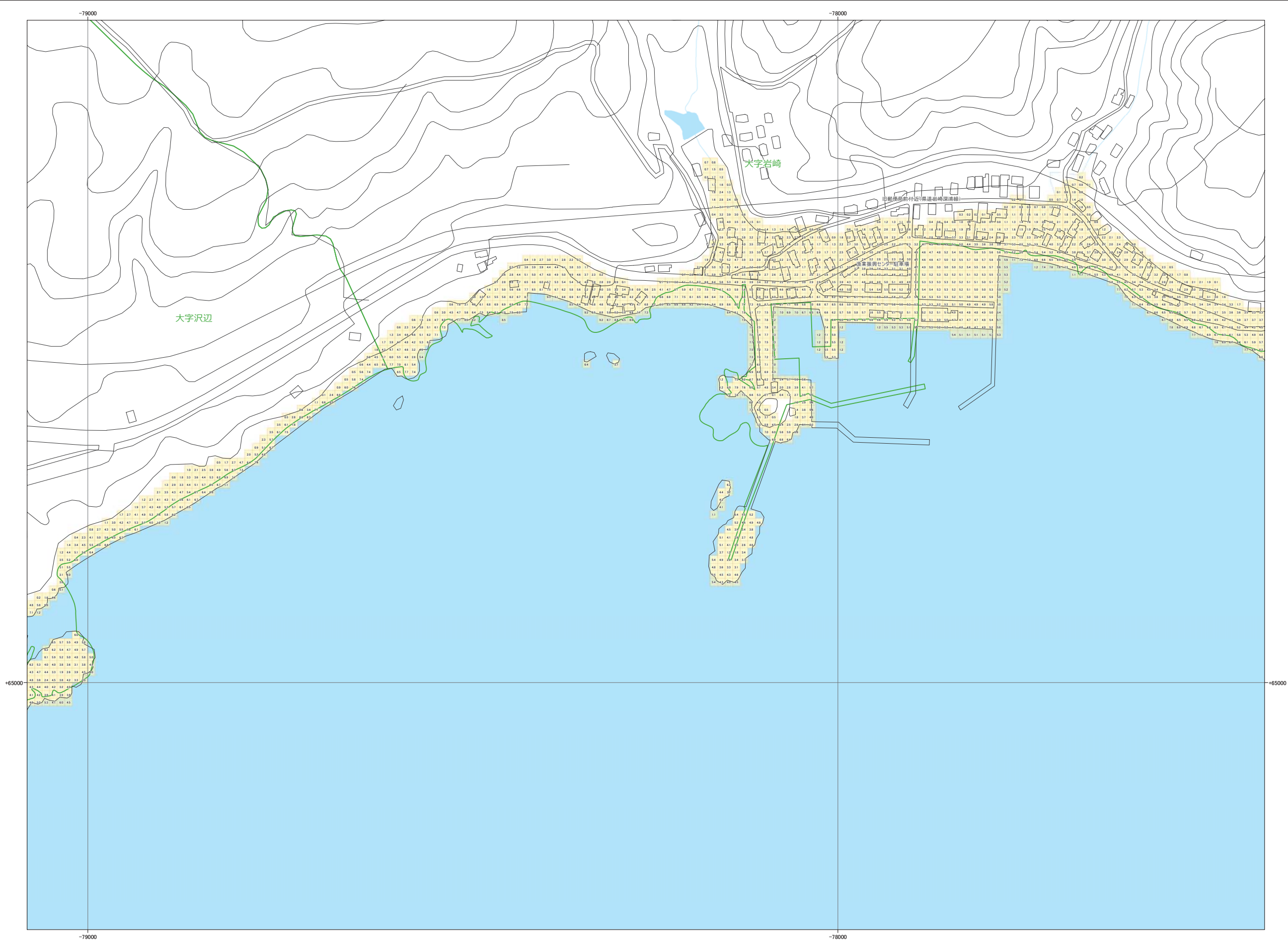
（下図参照）

【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。



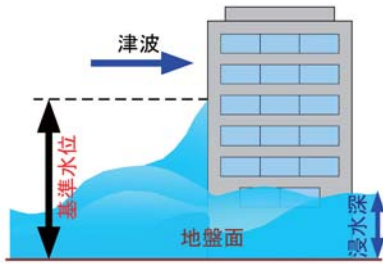
<留意事項>

【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。
- 【背景地図】
- 「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
背 景 地 図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
施 設 名 称：深浦町指定緊急避難場所
図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第Ⅹ系 （単位：メートル）

	深浦町	38 / 54	町丁・字等境界	
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	

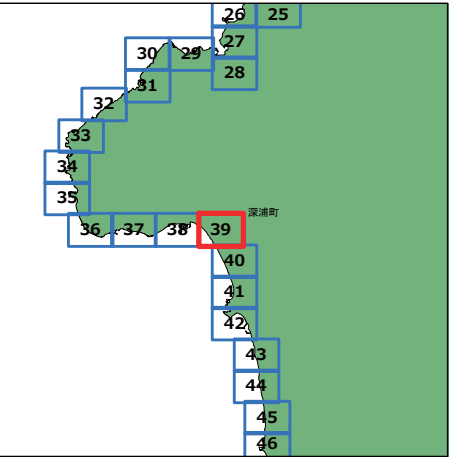




	深浦町	39 / 54	町丁・字等境界	
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	<div>基準水位 (単位：メートル)</div> <div>※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。</div>	市町村界	



出典等
町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
施設名称：深浦町指定緊急避難場所
図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第Ⅹ系 （単位：メートル）



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。

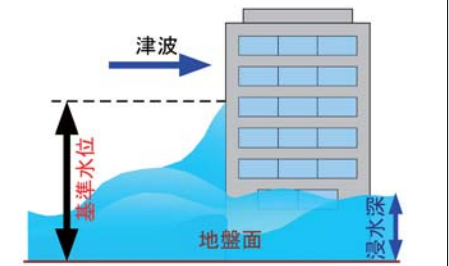
○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

（下図参照）

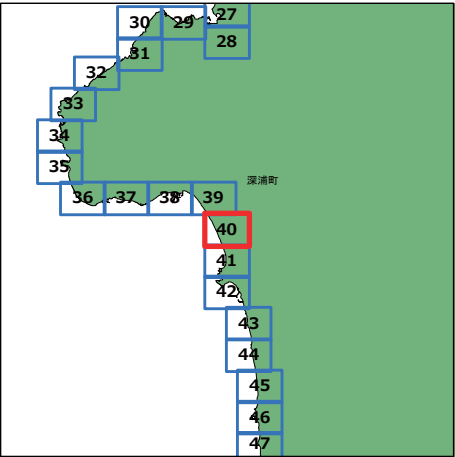
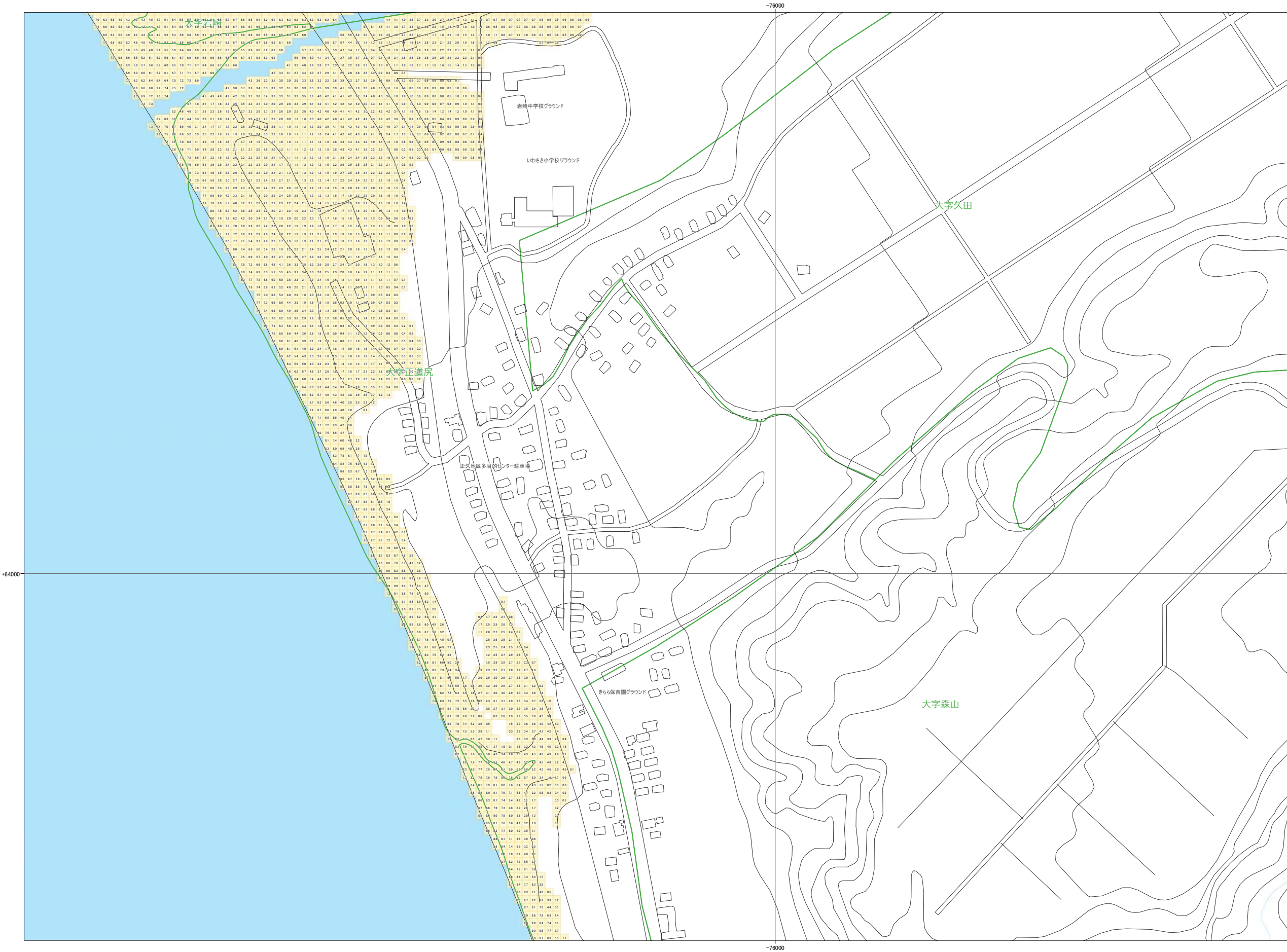


【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。

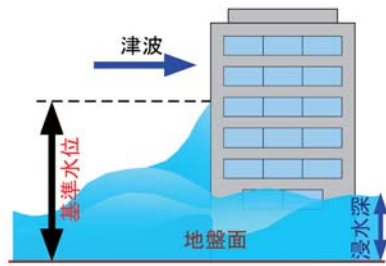
○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

（下図参照）



【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

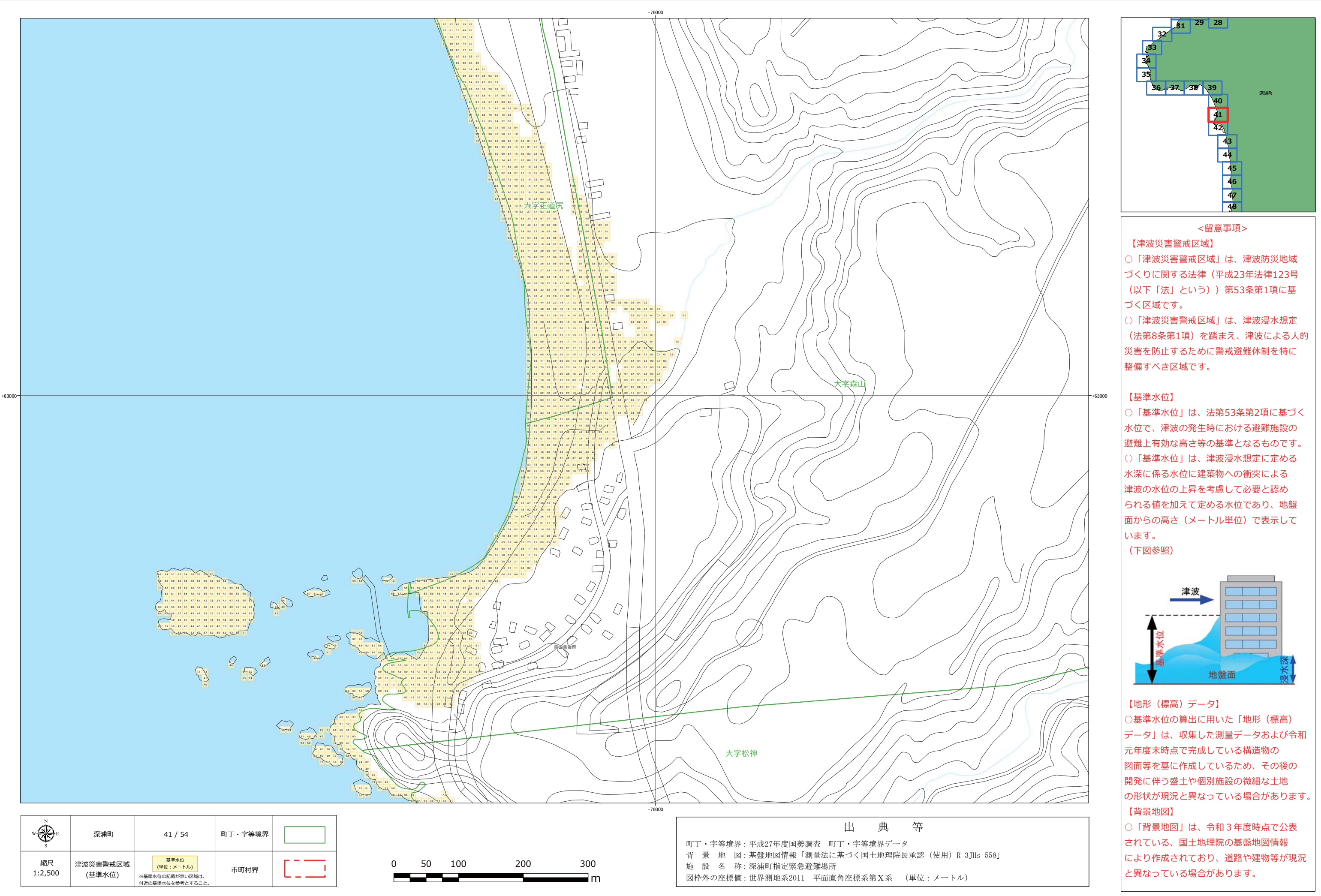
【背景地図】

○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

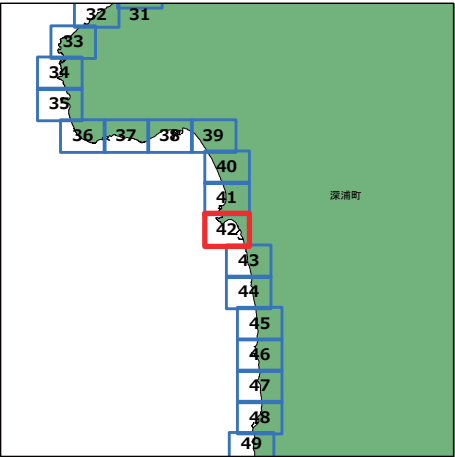
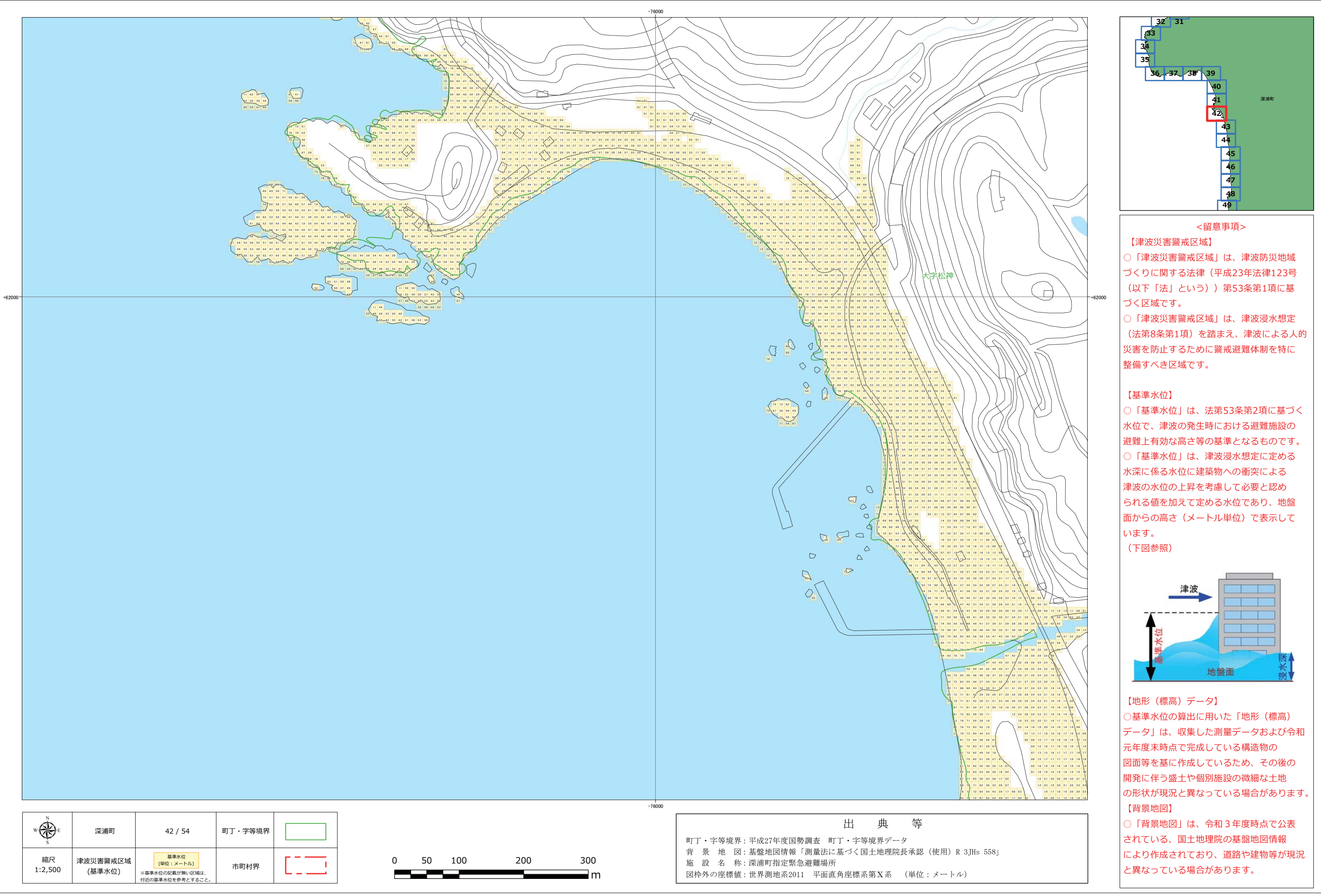
	深浦町	40 / 54	町丁・字等境界	
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	



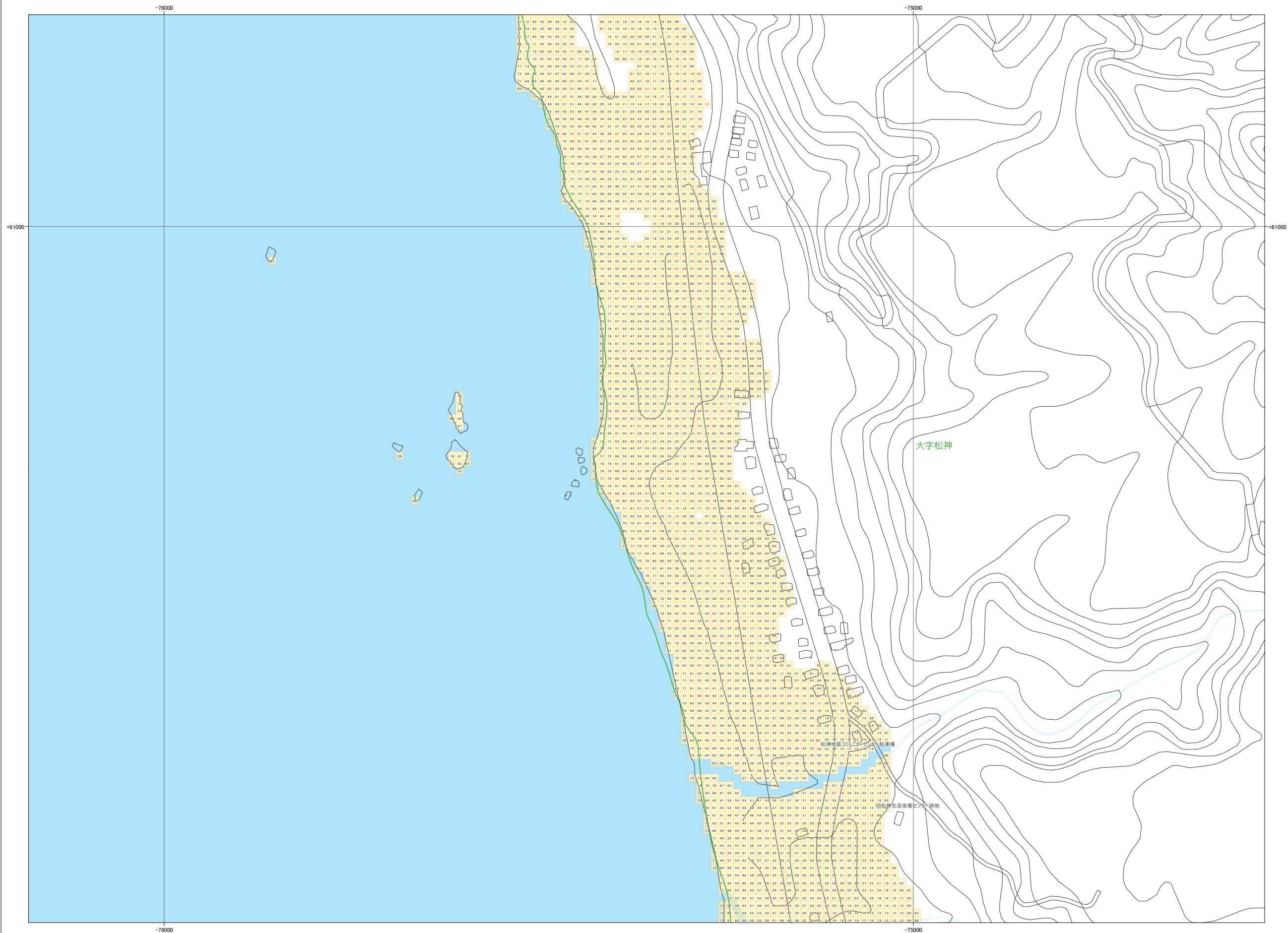
出典等
町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
施設名称：深浦町指定緊急避難場所
図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第Ⅹ系（単位：メートル）






津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書



津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書

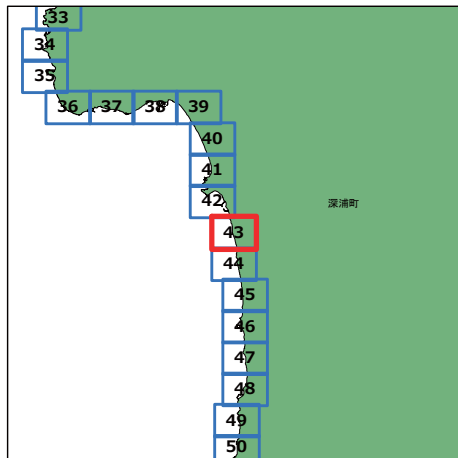


	深浦町	43 / 54	町丁・字等境界	
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	<div>基準水位 (単位：メートル)</div> <div>※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。</div>	市町村界	



出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
 背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHS 558」
 施設名称：深浦町指定緊急避難場所
 図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系Ⅱ系 （単位：メートル）



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域
づくりに関する法律（平成23年法律123号
（以下「法」という））第53条第1項に基
づく区域です。

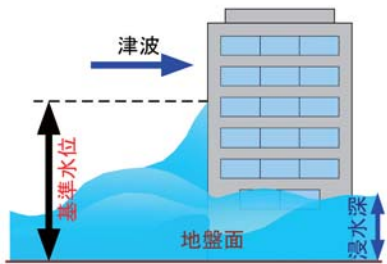
○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定
（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的
災害を防止するために警戒避難体制を特に
整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

(下图参照)

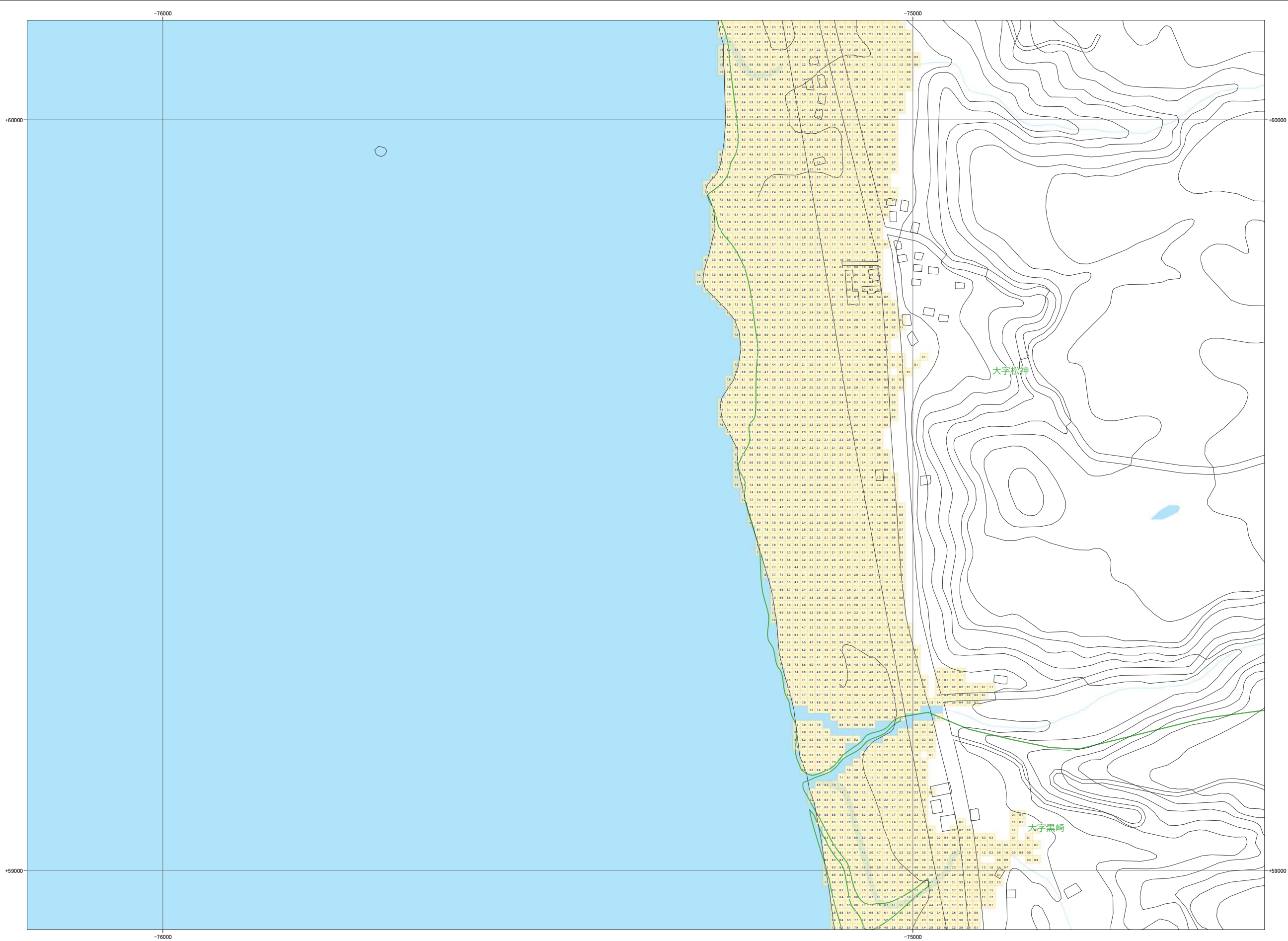


【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高データ）」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

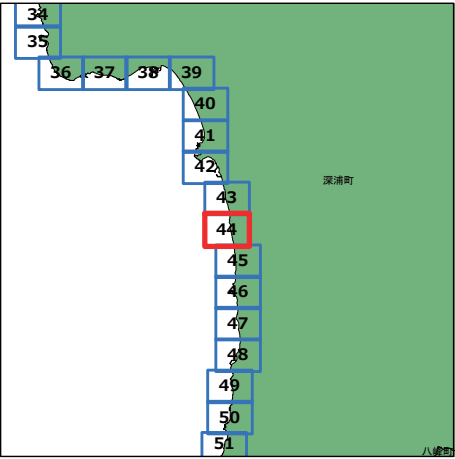


	深浦町	44 / 54	町丁・字等境界	
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	



出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
施設名：深浦町指定緊急避難場所
図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第Ⅹ系（単位：メートル）



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。

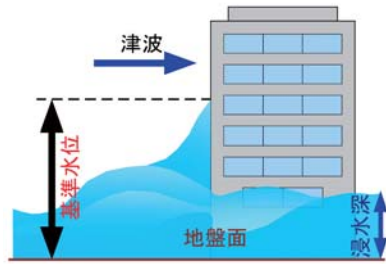
○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

（下図参照）



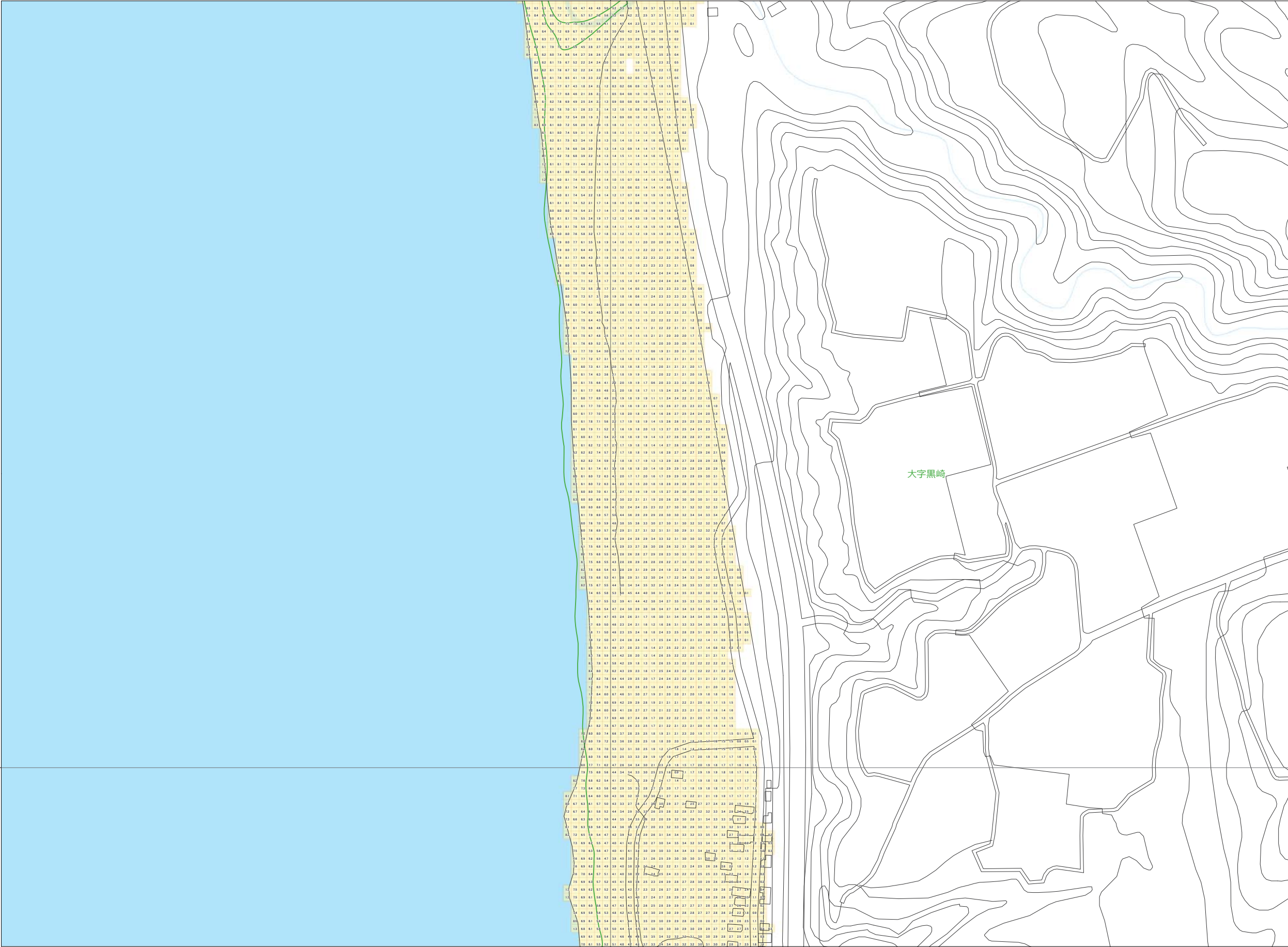
【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

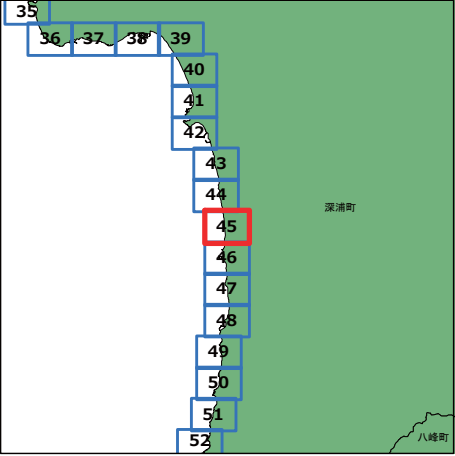
津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書



	深浦町	45 / 54	町丁・字等境界	
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	



出典等
町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
施設名称：深浦町指定緊急避難場所
図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第Ⅹ系 （単位：メートル）



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。

○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

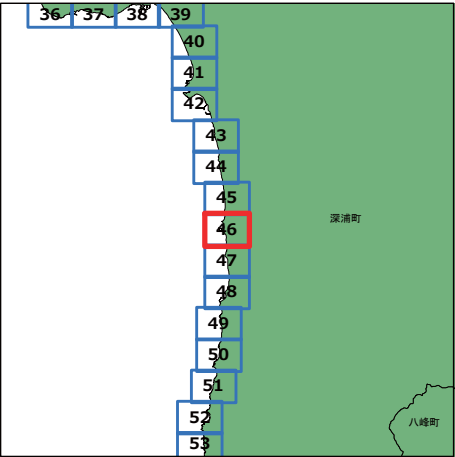
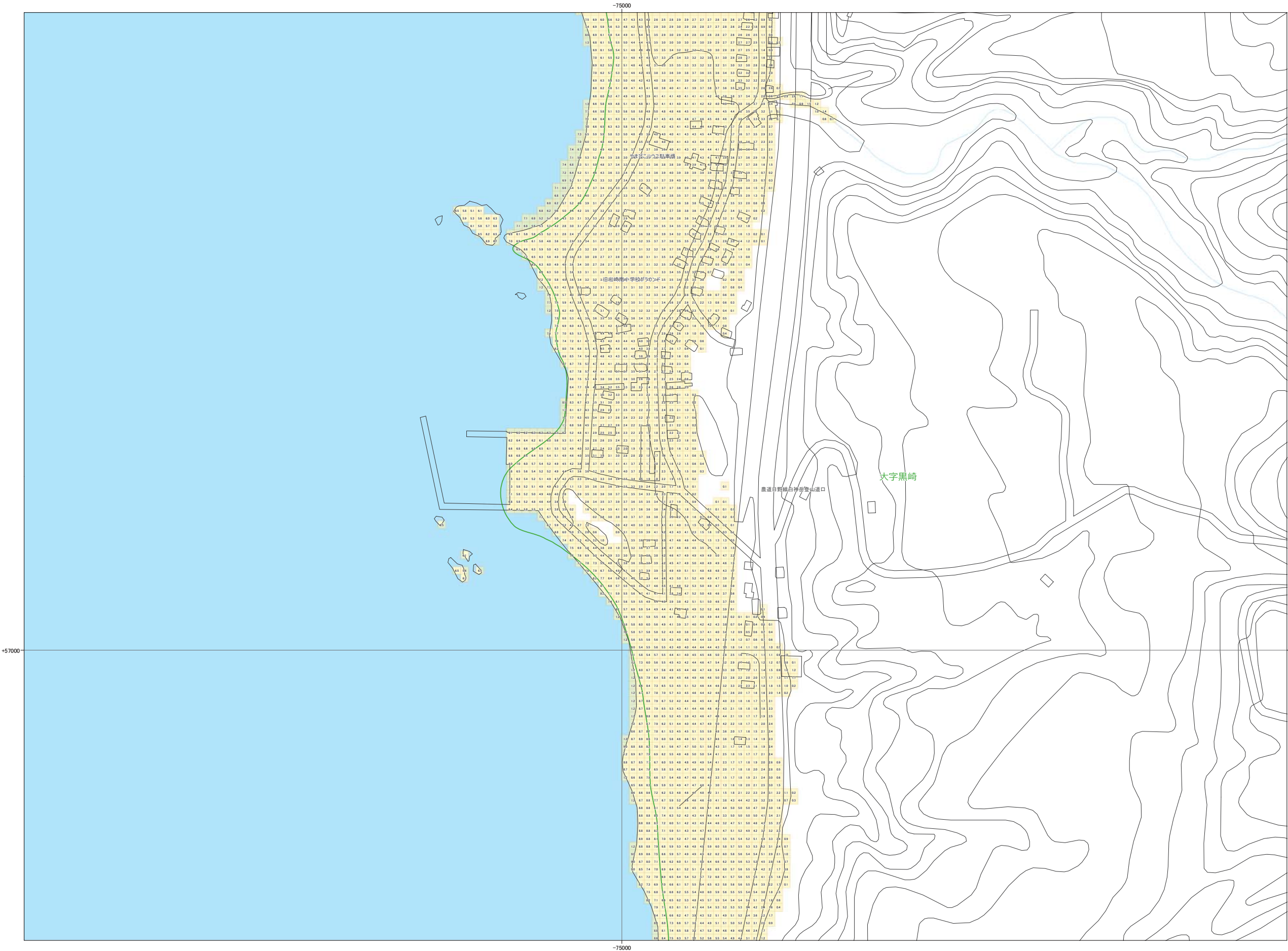
（下図参照）

【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。

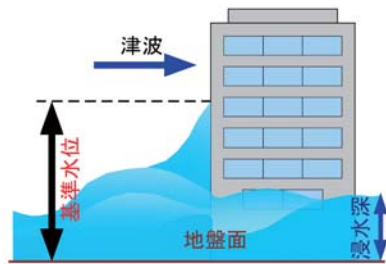
○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

（下図参照）



【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

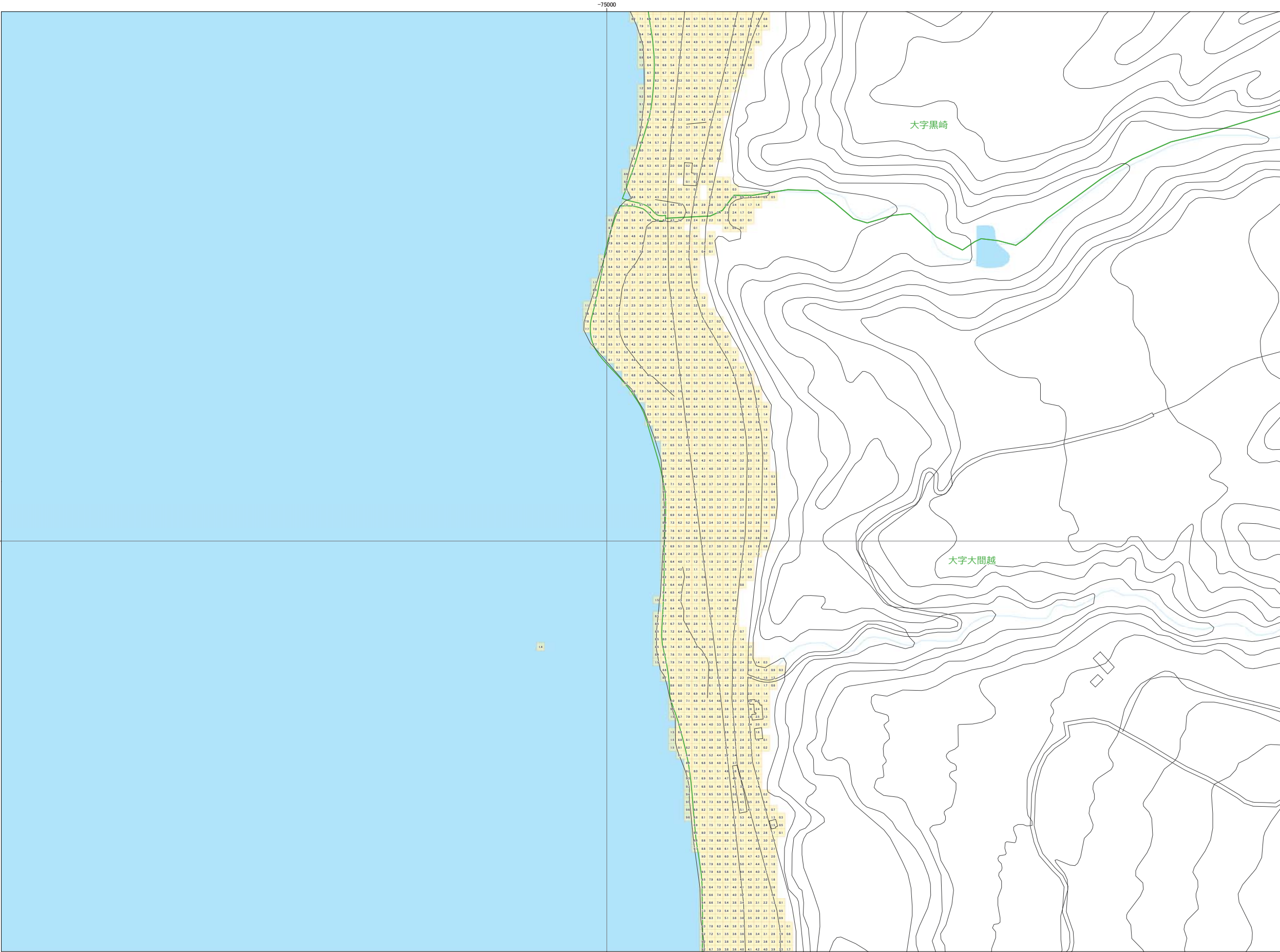
【背景地図】

○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

	深浦町	46 / 54	町丁・字等境界	
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	



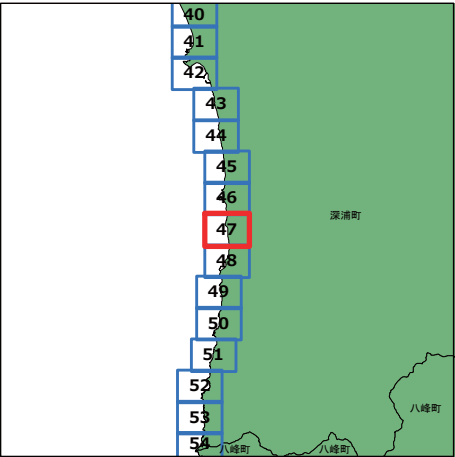
出典等
町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
施設名称：深浦町指定緊急避難場所
図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第Ⅹ系（単位：メートル）



	深浦町	47 / 54	町丁・字等境界	
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	



出典等
町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
施設名称：深浦町指定緊急避難場所
図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第Ⅹ系 （単位：メートル）



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。

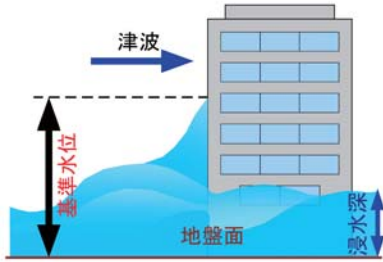
○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

（下図参照）

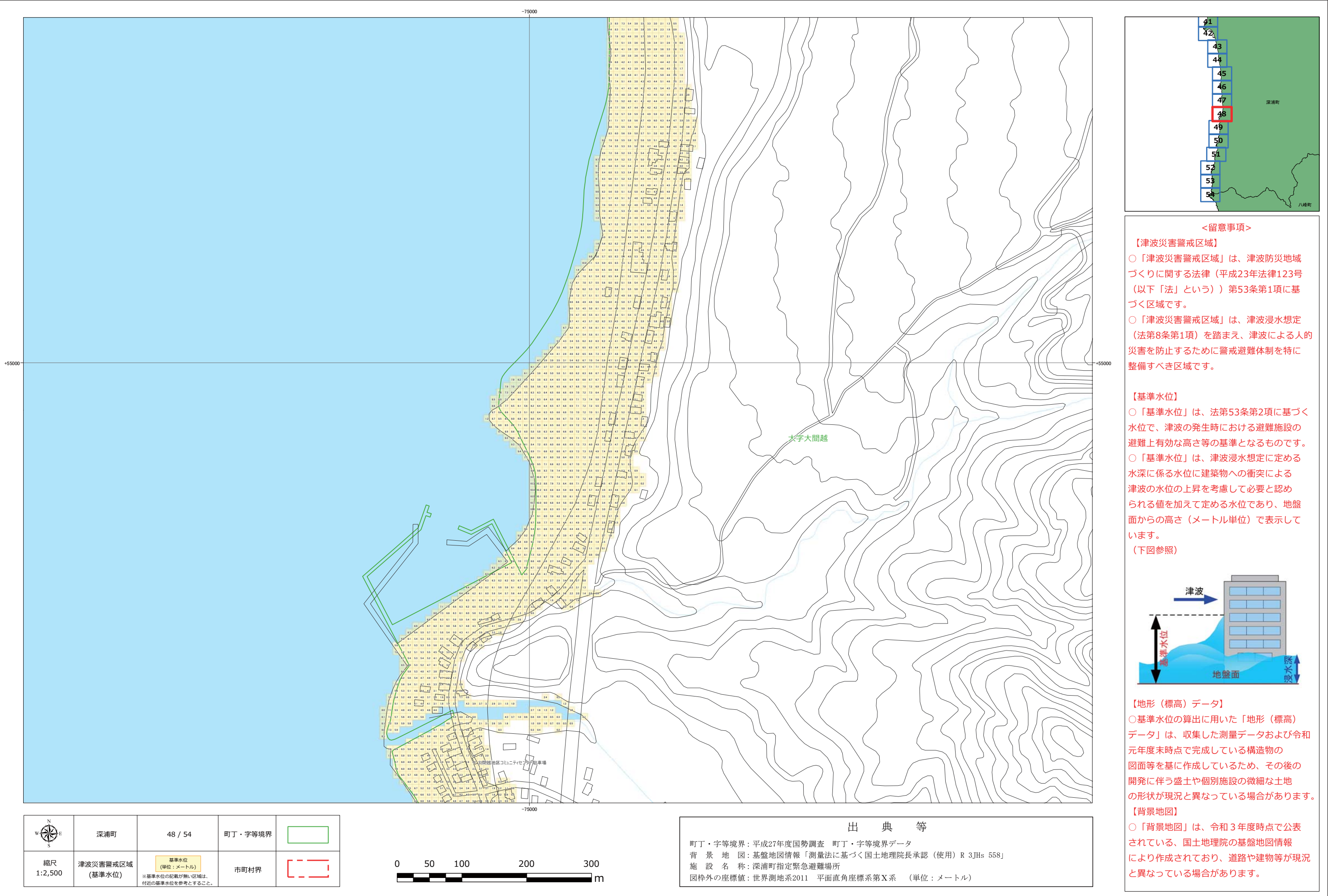


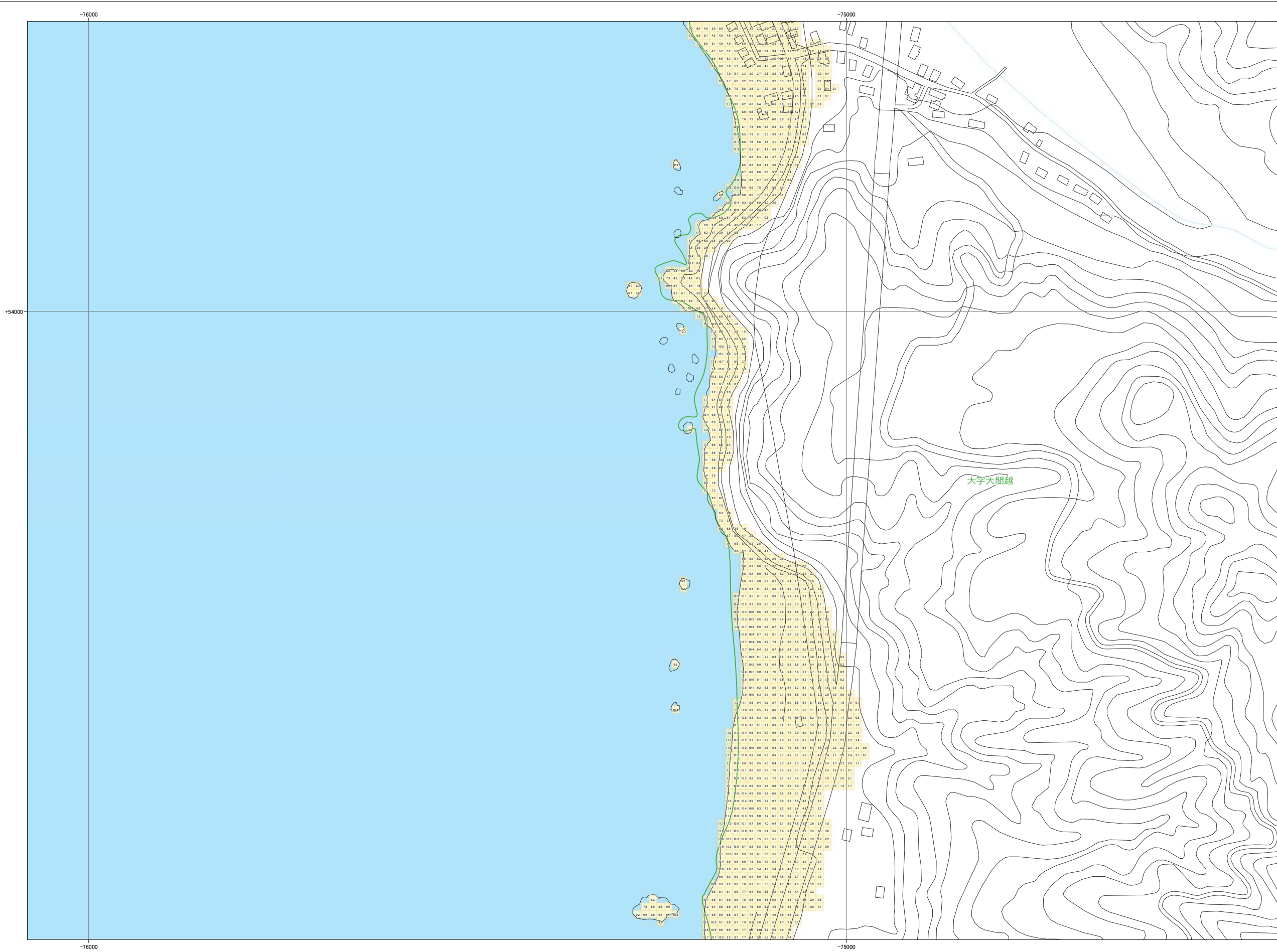
【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

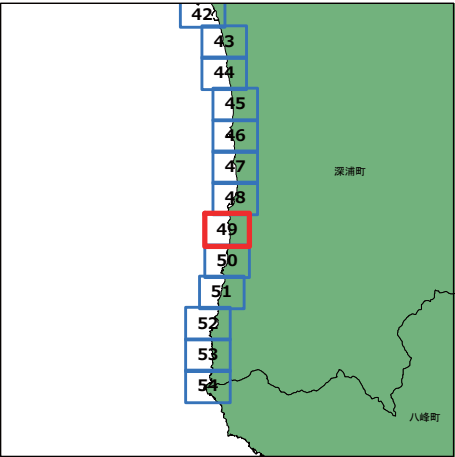




	深浦町	49 / 54	町丁・字等境界	
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	



出典等
町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
施設名称：深浦町指定緊急避難場所
図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第Ⅹ系 （単位：メートル）



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。

○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

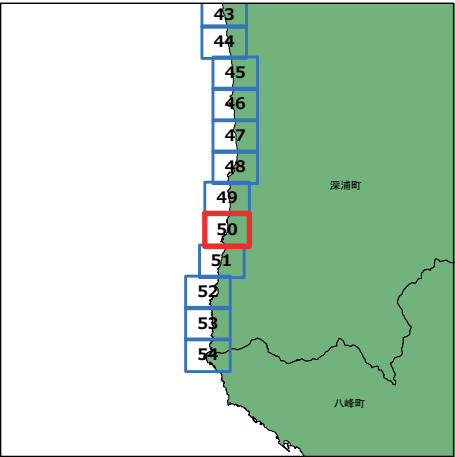
（下図参照）

【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。

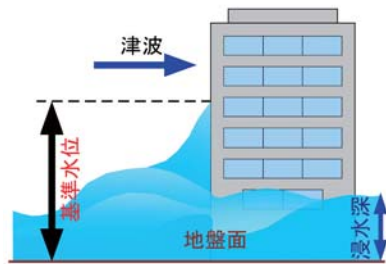
○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

（下図参照）



【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

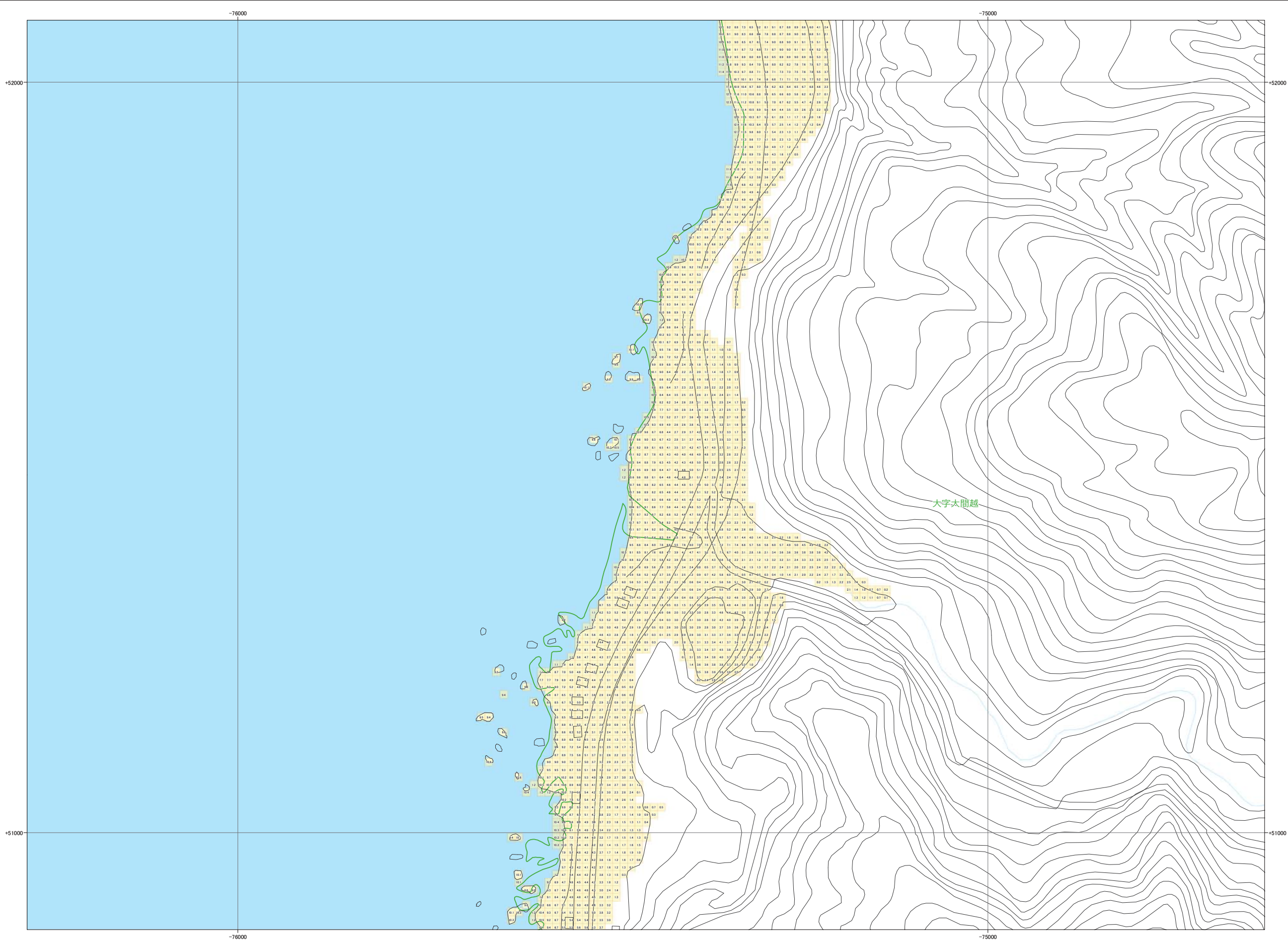
【背景地図】

○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

	深浦町	50 / 54	町丁・字等境界	
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	



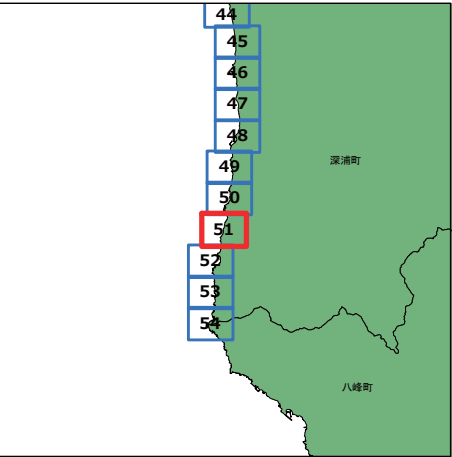
出典等
町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
施設名称：深浦町指定緊急避難場所
図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第Ⅹ系（単位：メートル）



	深浦町	51 / 54	町丁・字等境界	
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	<div>基準水位 (単位：メートル)</div> <div>※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。</div>	市町村界	



出典等
町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
施設名称：深浦町指定緊急避難場所
図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第Ⅹ系 （単位：メートル）



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。

○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

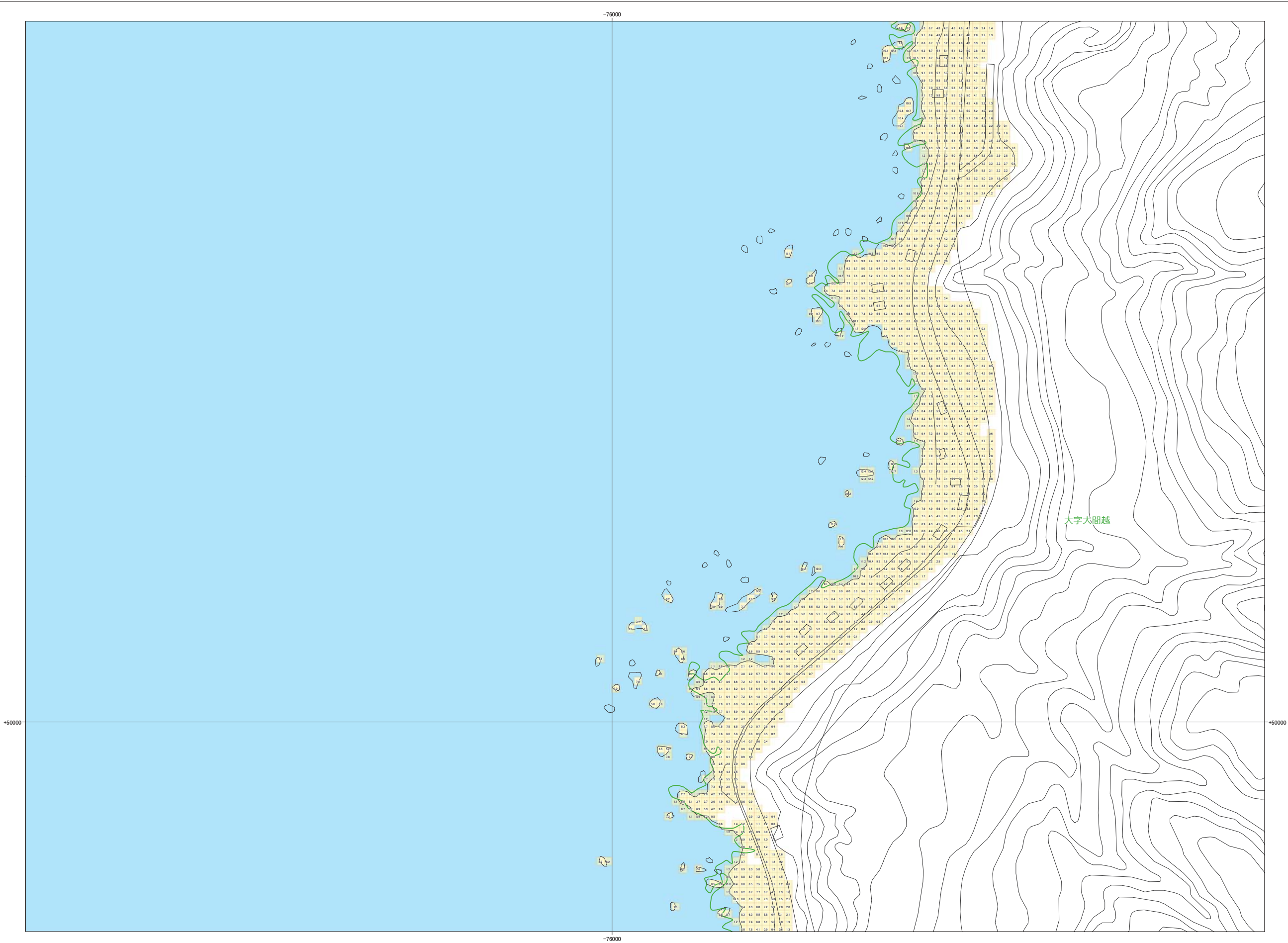
（下図参照）

【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

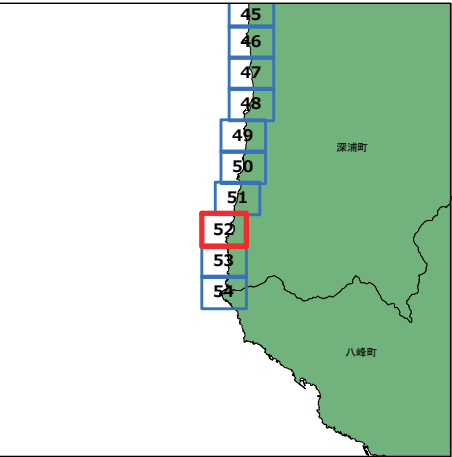
○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。



	深浦町	52 / 54	町丁・字等境界	
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位：メートル) ※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。	市町村界	



出典等
町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
施設名称：深浦町指定緊急避難場所
図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第Ⅹ系（単位：メートル）



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。

○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

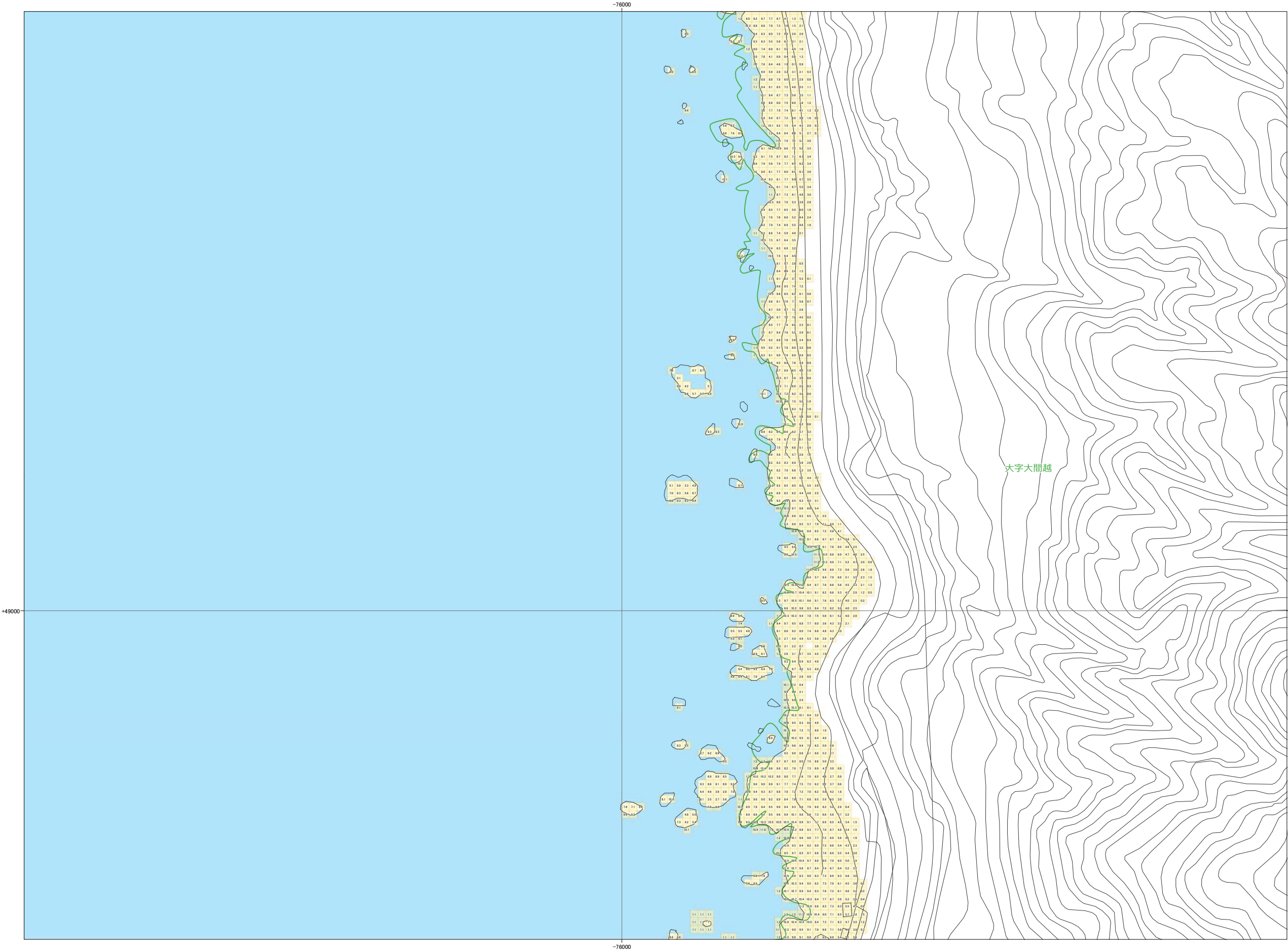
（下図参照）

【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。



	深浦町	53 / 54	町丁・字等境界	
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	<div>基準水位 (単位：メートル)</div> <div>※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。</div>	市町村界	



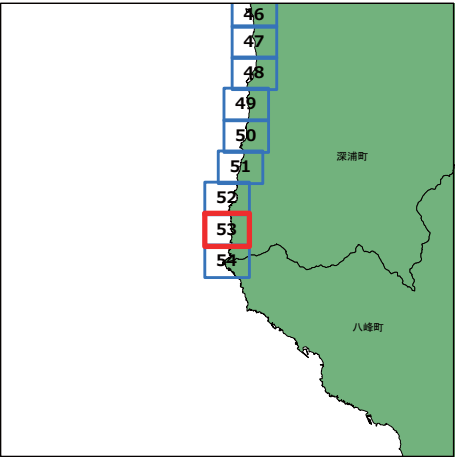
出典等

町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ

背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」

施設名称：深浦町指定緊急避難場所

図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第Ⅹ系（単位：メートル）



<留意事項>

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。

○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

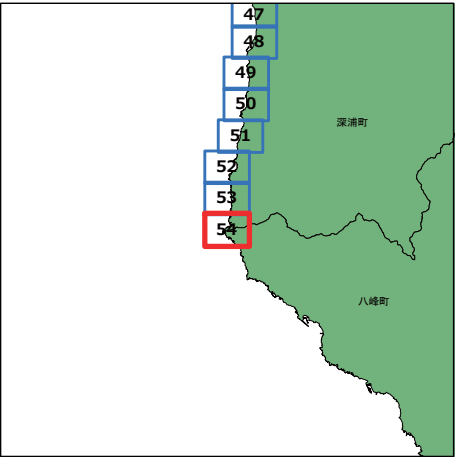
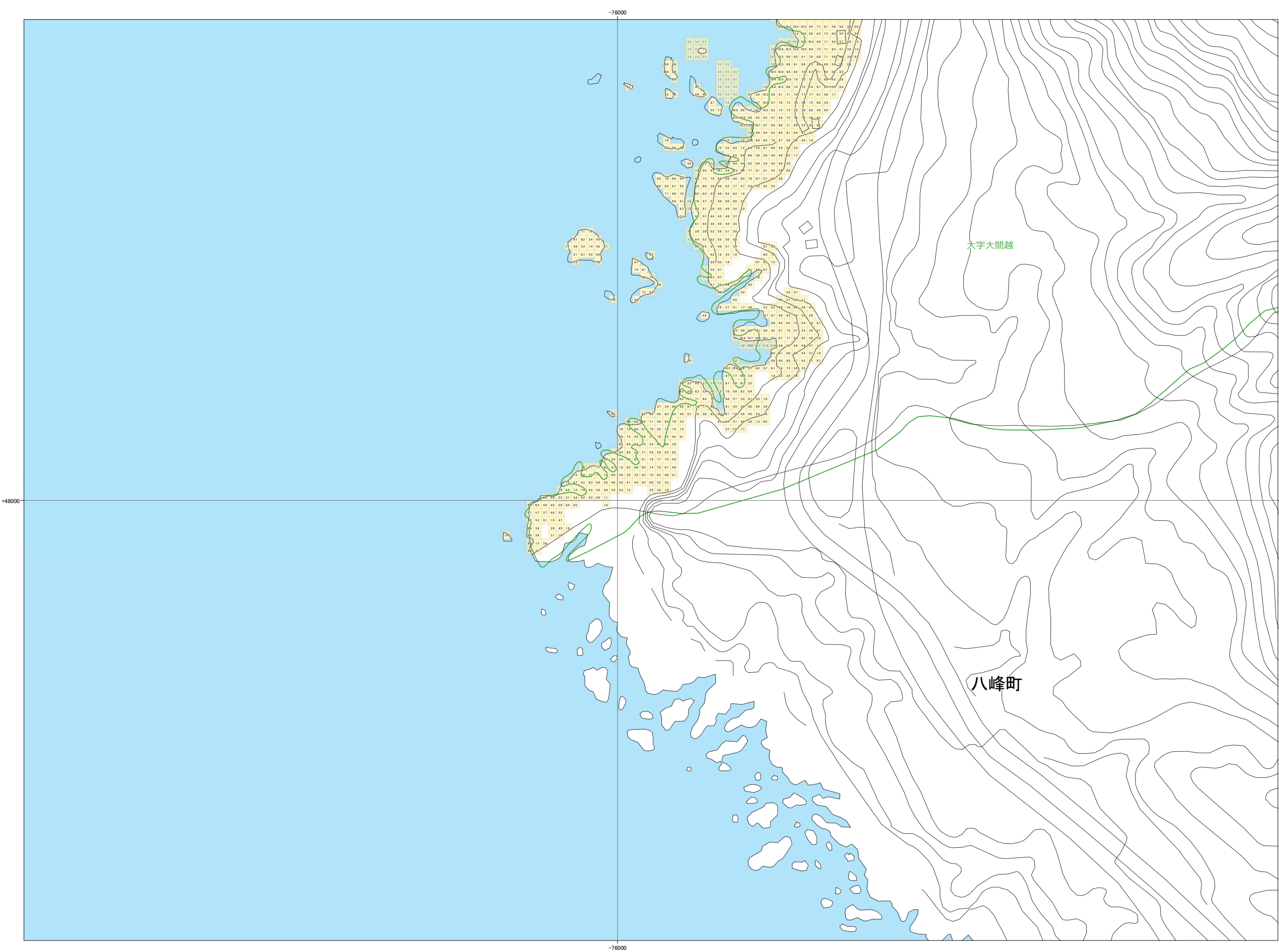
○「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）

【地形（標高）データ】

○基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。



<留意事項>

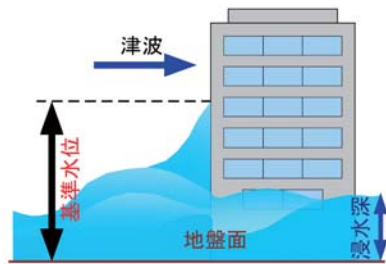
【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下「法」という））第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

（下図参照）



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、収集した測量データおよび令和元年度末時点で完成している構造物の図面等を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- 「背景地図」は、令和3年度時点で公表されている、国土地理院の基盤地図情報により作成されており、道路や建物等が現況と異なっている場合があります。

	深浦町	54 / 54	町丁・字等境界	
縮尺 1:2,500	津波災害警戒区域 (基準水位)	<div>基準水位 (単位：メートル)</div> <div>※基準水位の記載が無い区域は、 付近の基準水位を参考とすること。</div>	市町村界	



出典等
町丁・字等境界：平成27年度国勢調査 町丁・字等境界データ
背景地図：基盤地図情報「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 558」
施設名称：深浦町指定緊急避難場所
図枠外の座標値：世界測地系2011 平面直角座標系第Ⅹ系（単位：メートル）